

第23回滋賀県子ども若者審議会 次第

日 時：令和7年8月18日（月）

13時30分～15時30分

場 所：滋賀県庁東館7階大会議室

1 開 会

2 議 事

（1）「滋賀県子ども基本条例」、「淡海子ども・若者プラン」について（概要説明）

（2）前「淡海子ども・若者プラン」の取組結果について

（3）令和6年度子ども若者基金の活用状況について

（4）令和6年度子ども・子育て施策推進交付金の効果検証について

（5）子どもの声を代弁する者の育成について

（6）その他

3 閉 会

〔配付資料〕

淡海子ども・若者プラン冊子（全体版・概要版）

資料1 子ども若者審議会について（滋賀県子ども基本条例・条例施行規則）

資料2 滋賀県子ども基本条例概要

資料3 前「淡海子ども・若者プラン」の取組結果について

資料4 令和6年度子ども若者基金の活用状況について

資料5 令和6年度子ども・子育て施策推進交付金の効果検証について

資料6 子どもの声を代弁する者の育成について

滋賀県子ども若者審議会委員名簿

(任期 令和4年11月11日～令和7年11月10日)

(50音順、敬称略)

	氏 名	現 職
1	磯部 美也子	奈良大学社会学部 教授
2	猪田 誠	東近江市こども政策課 課長
3	金山 里美	(特非) 四つ葉のクローバー
4	菊地 美和子	滋賀県民生委員児童委員協議会連合会 理事
5	佐賀 春樹	(一社)滋賀県労働者福祉協議会 理事
6	静永 賢瑞	(一社) 滋賀県保育協議会 会長
7	炭谷 将史	花園大学社会福祉学部 教授
8	竹内 真里	滋賀県国公立幼稚園・こども園長会 副会長
9	田原 賢	(一社) 滋賀経済産業協会 株式会社ケンシン 代表取締役
10	富長 弘宣	滋賀県青年団体連合会 会長
11	野田 正人	立命館大学大学院人間科学研究科 特任教授
12	原 未来	滋賀県立大学人間文化学部 准教授
13	春田 真樹	滋賀県児童福祉入所施設協議会 会長
14	廣瀬 香織	(一社) ママパスポートコミュニティ 代表理事
15	廣瀬 智彦	滋賀県小学校長会 (草津市立老上西小学校 校長)
16	福原 猛	甲良町 教育次長
17	伏木 与司広	滋賀県PTA連絡協議会 理事
18	松尾 晶子	滋賀県市町保健師協議会 副会長

滋賀県子ども基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第8条）

第2章 子どもの意見の尊重等（第9条・第10条）

第3章 子どもの権利の救済（第11条－第14条）

第4章 滋賀県子どもの権利委員会（第15条・第16条）

第5章 県民の関心および理解の増進ならびに社会的気運の醸成等（第17条・第18条）

第6章 基本計画等（第19条・第20条）

第7章 滋賀県子ども若者審議会（第21条・第22条）

第8章 推進体制の整備（第23条）

第9章 雑則（第24条・第25条）

第10章 罰則（第26条）

付則

子どもは、個人として尊重され、一人ひとりが様々な個性や能力を持ったかけがえのない存在である。

子どもは、大人と共に社会を構成する一員であって、あらゆる場所でその意見が尊重されなければならない。

子どもは、今を生きる大切な存在であるとともに、次代の社会を担う存在であって、明日の滋賀の希望である。

児童の権利に関する条約は、子どもに対するあらゆる差別の禁止、子どもの生命、生存および発達に対する権利の保障、子どもの意見の尊重ならびに子どもの最善の利益の確保を原則としており、子どもの権利が守られる社会を実現することが求められている。

そのため、子どもと大人には、子どもの権利について学び、考え、行動することが期待されている。

特に、大人は、子どもに対して分かりやすく子どもの権利を伝えるとともに、子どもの立場に立って、子どもの意見に耳を傾け、適切に応答する責任がある。そして、子どもには、自分がかけがえのない存在であることや、自分以外の子どもにも同じ権利があることを理解し、互いの権利を尊重することが求められている。

さらには、子どもの持つ大いなる可能性が限りなく広がるように、県はもとより、国、市町、保護者、学校等、事業者、子どもや子育てを支援する団体、県民といった多様な主体が相互に連携および協力をし、社会全体で子どもの権利を守っていかななければならない。

私たちは、障害のある子ども、外国につながりを持つ子ども、いじめ、虐待、貧困等といった困難な状況に置かれた子どもなど様々な子どもがいる中、自由や平和の基礎を成すものとして子どもの権利を国際的に保障しなければならないことを定める児童の権利に関する条約の精神にの

ったり、子どもの権利を守り、誰一人取り残すことなく、滋賀の全ての子どもが自分らしく、健やかに、安心して育ち、子どもと子どもを取り巻く全ての人が笑顔で幸せに暮らすことができる滋賀の実現を目指すことを決意し、ここに滋賀県子ども基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利が守られる社会づくりに関し、基本理念を定め、および県等の責務を明らかにするとともに、子ども施策の基本となる事項等を定め、子ども施策を総合的かつ計画的に推進すること等により、もって子どもの権利が守られ、全ての子どもが心身ともに健やかに安心して成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この条例において「子ども施策」とは、子どもの権利が守られる社会づくりのために必要な子どもに関する施策およびこれと一体的に講ずべき施策をいう。

3 この条例において「学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設その他これらに類する施設をいう。

(基本理念)

第3条 子どもの権利が守られる社会づくりは、全ての子どもは、個人として尊重され、その基本的人権が保障される存在であるとともに、差別的取扱いを受けることがない権利を有する存在であるとの認識の下に、推進されなければならない。

2 子どもの権利が守られる社会づくりは、全ての子どもは、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長および発達ならびにその自立が図られることその他の福祉に係る権利ならびに教育を受ける権利を有するものであるとの認識の下に、推進されなければならない。

3 子どもの権利が守られる社会づくりは、全ての子どもは、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する権利および多様な社会的活動に参画する権利を有するものであるとの認識の下に、推進されなければならない。

4 子どもの権利が守られる社会づくりは、全ての子どもは、その年齢および一人ひとりの発達の段階に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることを旨として、推進されなければならない。

5 子どもの権利が守られる社会づくりは、全ての子どもが、信頼できる人や居場所を見つけ、自由に気持ちを伝え、他者の権利を尊重しながら、主体的に社会の形成に参画することができるよう、推進されなければならない。

6 子どもの権利が守られる社会づくりは、全ての子どもへの支援が、子どもの年齢および一人ひとりの発達の段階に応じて切れ目なく行われるよう、推進されなければならない。

7 子どもの権利が守られる社会づくりは、国、県、市町、保護者（父母その他の保護者をいう。以下同じ。）、学校等、事業者、子どもや子育てを支援する団体および県民の相互の連携および協力の下に、推進されなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの権利を守ることを旨として子ども施策を総合的に策定し、および実施するものとする。

2 県は、子ども施策の策定および実施に当たっては、国、市町、保護者、学校等、事業者、子どもや子育てを支援する団体および県民との適切な役割分担を踏まえるとともに、相互に連携し、および協力するものとする。

（保護者の責務）

第5条 保護者は、基本理念にのっとり、子どもが心身ともに健やかに安心して成長することができるよう、子どもを育まなければならない。

（学校等の責務）

第6条 学校等は、教育を受ける権利および福祉に係る権利を実現するための重要な場であることを踏まえ、基本理念にのっとり、子どもの年齢および発達の段階に応じ、一人ひとりが抱える困難や課題に向き合い、個性の発見、可能性の伸長および能力の発達に資するよう、子どもへの支援を行わなければならない。

2 学校等は、基本理念にのっとり、学校等において自己に直接関係する全ての事項に関して子どもが意見を表明することができる環境の整備に取り組まなければならない。

3 学校等は、基本理念にのっとり、学校等および地域における子どもの社会的活動への参画を促進しなければならない。

4 学校等は、基本理念にのっとり、子どもが安心して楽しく過ごすことができる魅力ある環境となるために必要な取組を行わなければならない。

（事業者の責務）

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する子どもの健康および福祉の確保への配慮、保護者をはじめとするその雇用する労働者の職業生活および家庭生活の充実を図るための雇用環境の整備その他の子どもの権利が守られる社会づくりに関する取組を行うよう努めなければならない。

（県民の責務）

第8条 県民は、基本理念にのっとり、子どもの権利に対する関心と理解を深めるよう努めるとともに、それぞれの立場において、子どもの権利が守られる社会づくりに関する取組を行うよう努めなければならない。

第2章 子どもの意見の尊重等

（子どもの意見の尊重）

第9条 県、保護者、学校等、事業者および県民は、子どもに影響を及ぼす事項に関して子どもの意見を聴き、その意見を尊重することが、社会全体で推進されるよう努めなければならない。

2 県、保護者、学校等、事業者および県民は、子どもに影響を及ぼす事項に関して子どもの意見を聴く場合には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 子どもが意見を表明するために提供される情報は、子どもにとって十分で、かつ、分かりやすいものであること。
- (2) 子どもが意見の表明を強要されないこと。
- (3) 表明された子どもの意見が尊重されること。
- (4) 意見を聴く内容が子どもの生活に関連する内容であることが子どもに理解されること。
- (5) 子どもが意見を表明しやすい環境が整備されること。
- (6) 全ての子どもに対して均等な機会が提供されること。
- (7) 子どもの意見の表明を効果的に促進するために必要な措置が講じられること。
- (8) 子どもが安全に意見を表明することができるよう、匿名性の確保その他の必要な措置が講じられること。
- (9) 子どもの意見に対して適切に応答がされること。

3 県、保護者、学校等、事業者および県民は、子どもの意思をくみ取り、その子どもの意見を必要に応じて代弁するよう努めなければならない。

4 県は、子どもの意思をくみ取り、その子どもの意見を必要に応じて代弁することができる者の育成を推進するものとする。

5 県は、子ども施策の策定、実施および評価に当たっては、当該子ども施策の対象となる子どもの意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子どもの社会的活動への参画の促進)

第10条 県は、子どもの社会的活動への参画が学校等、地域等において促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

第3章 子どもの権利の救済

(子どもの権利の侵害に関する相談)

第11条 何人も知事に対し、子どもの権利の侵害に関する相談（次項および次条において「相談」という。）の申出をすることができる。

2 知事は、相談の申出があったときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 相談に応じ、必要な助言および情報の提供を行うこと。
- (2) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

(調査および調整の申立て)

第12条 相談の申出をした者は、相談をしてもなお相談に係る事案（以下「相談事案」という。）の解決が見込めないときは、知事に対し、当該相談事案の解決のための調査または調整（以下「調査等」という。）を申し立てることができる。

（調査等）

第13条 知事は、前条の規定による調査等の申立てがあったときは、滋賀県子どもの権利委員会に調査等を求めるものとする。

2 滋賀県子どもの権利委員会は、前項の規定による調査等の求めがあったときは、当該調査等の求めに係る相談事案（以下「対象事案」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、調査等を行うものとする。

（1）調査等の必要がないと認めるとき。

（2）その性質上調査等を行うことが適当でないと認めるとき。

3 滋賀県子どもの権利委員会は、子どもの権利の侵害の疑いがあると自ら認める事案（対象事案を除く。）がある場合は、知事の同意を得て、当該事案について調査等を行うことができる。

4 滋賀県子どもの権利委員会は、調査等を行う場合には、あらかじめ対象事案または前項の事案（以下「対象事案等」という。）に係る権利の侵害を受けた疑いがある子どもおよびその保護者の同意を得なければならない。ただし、当該子どもの置かれている状況その他の事情により当該子どもまたはその保護者の同意を得る必要がないと認める場合は、この限りでない。

5 滋賀県子どもの権利委員会は、調査等のために必要があると認めるときは、対象事案等の当事者（前条の規定により調査等を申し立てた者を含む。以下同じ。）その他の関係者に説明を求め、もしくはその意見を聴き、または必要な資料の提出を求めることができる。

（報告等）

第14条 滋賀県子どもの権利委員会は、調査等を行ったときはその結果を、調査等を行わないこととしたときはその旨を、知事に報告するものとする。

2 滋賀県子どもの権利委員会は、調査等の結果に基づき必要があると認めるときは、知事に対し、次に掲げる措置を講ずるよう求めることができる。

（1）対象事案等に関し必要な措置を講ずること。

（2）対象事案等の当事者その他の関係者に対し当該対象事案等に関し必要な意見を述べること。

第4章 滋賀県子どもの権利委員会

（滋賀県子どもの権利委員会）

第15条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県子どもの権利委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、子どもの権利の侵害に関する事項について調査審議する。

- 3 委員会は、前項の調査審議を行うほか、子どもの権利の侵害に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。
- 4 委員会は、知事の求めに応じて、第17条第1項に規定する施策の実施について必要な協力を行うものとする。

(委員会の組織等)

第16条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることを妨げない。
- 5 委員会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 6 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。
- 7 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 8 委員および専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 9 前各項に定めるもののほか、委員会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 県民の関心および理解の増進ならびに社会的気運の醸成等

(県民の関心および理解の増進ならびに社会的気運の醸成)

第17条 県は、子どもの権利および子ども施策に対する子どもをはじめとする県民の関心と理解を深めるとともに、子どもの権利を守る社会的気運が醸成されるよう、この条例および児童の権利に関する条約ならびに子ども施策の趣旨および内容に関する広報活動および啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、前項の施策を講ずるに当たっては、子どもにとって分かりやすい情報を提供するものとする。

(子どもの権利が守られる社会づくりの推進に関する相談)

第18条 知事は、子どもの権利が守られる社会づくりに関する事項（子どもの権利の侵害に関する事項を除く。第21条第2項および第3項において同じ。）について、保護者、学校等、事業者、子どもや子育てを支援する団体および県民から相談の申出があった場合は、次に掲げる措置その他当該申出の適切な処理を行うものとする。

- (1) 相談に応じ、必要な調査、助言および情報の提供を行うこと。
- (2) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

第6章 基本計画等

(基本計画の策定)

第19条 知事は、子ども施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 子ども施策の基本的な考え方

(2) 子どもおよび保護者等に対する具体的な施策

(3) 子どもの権利および子ども施策に対する関心と理解の増進に関する事項

(4) 子ども施策の目標

(5) 前各号に掲げるもののほか、子ども施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、子どもをはじめとする県民その他の関係者の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、滋賀県子ども若者審議会の意見を聴かなければならない。

5 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更（軽微な変更を除く。）について準用する。

（施策の実施状況の公表）

第20条 知事は、毎年1回、基本計画に基づく施策の実施の状況を滋賀県子ども若者審議会に報告するとともに、公表しなければならない。

第7章 滋賀県子ども若者審議会

（滋賀県子ども若者審議会）

第21条 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県子ども若者審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、第19条第4項に規定する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第4項各号に掲げる事項および子どもの権利が守られる社会づくりに関する事項について調査審議する。

3 審議会は、前項の調査審議を行うほか、子どもの権利が守られる社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

（審議会の組織等）

第22条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることを妨げない。

5 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 6 臨時委員は、当該特別の事項に関する専門的な知識および経験を有する者のうちから知事が任命する。
- 7 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 8 委員および臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 9 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 推進体制の整備

第23条 県は、子ども施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備を図るものとする。

第9章 雑則

(財政上の措置)

第24条 県は、子ども施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(規則への委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第10章 罰則

第26条 第16条第8項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金に処する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第3章、第4章および第10章ならびに付則第5項および第6項の規定は、同年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第16条第2項の規定による委員会の委員の任命に関し必要な行為は、前項ただし書に規定する規定の施行の日前においても、同条第2項の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和7年9月30日までの間（以下「特定期間」という。）における第18条の規定の適用については、同条中「事項（子どもの権利の侵害に関する事項を除く。第21条第2項および第3項において同じ。）」とあるのは、「事項」とする。
- 4 この条例の施行の際現にされている付則第9項の規定による廃止前の滋賀県子ども条例（平成18年滋賀県条例第3号）第13条第1項の相談の申出（同項の処理を終えたものを除く。）は、前項の規定により読み替えて適用される第18条の相談の申出とみなす。
- 5 特定期間にされた付則第3項の規定により読み替えて適用される第18条の相談の申出（前項の規定により同条の相談の申出とみなされたものを含む。）（同条の処理を終えたものを除き、

子どもの権利の侵害に関する事項に係るものに限る。)は、第11条第1項の相談の申出とみなす。

6 付則第1項ただし書に規定する規定の施行の日前に行われた審議会に係る諮問、答申その他の行為(子どもの権利の侵害に関する事項に係るものに限る。)は、委員会に係る諮問、答申その他の行為とみなす。

7 この条例の施行の際現に付則第10項の規定による改正前の滋賀県附属機関設置条例(平成25年滋賀県条例第53号)別表第1項の表に掲げる滋賀県子ども若者審議会の委員である者は、この条例の施行の日、第22条第2項の規定により審議会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、同日における同条例第2条第2項の規定により任命された滋賀県子ども若者審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

8 この条例の施行の際現に策定されている淡海子ども・若者プランは、第19条第1項に規定する基本計画とみなす。

(滋賀県子ども条例の廃止)

9 滋賀県子ども条例は、廃止する。

(滋賀県附属機関設置条例の一部改正)

10 滋賀県附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

別表第1項の表滋賀県子ども若者審議会の項を削る。

滋賀県子ども基本条例施行規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 26 日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第 11 号

滋賀県子ども基本条例施行規則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、滋賀県子ども基本条例（令和 7 年滋賀県条例第 3 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第 2 章 子どもの権利の救済

(調査等の申立て)

第 3 条 条例第 12 条の規定による調査等の申立てをしようとする者（以下「申立人」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面または当該事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、当該申立人が当該書面または当該電磁的記録の作成または提出をすることができないことについて相当の理由があると知事が認めるときは、口頭ですることができる。

- (1) 申立人の氏名および住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）ならびに連絡先
- (2) 権利の侵害を受けたとされる子どもと申立人との関係
- (3) 権利の侵害を受けたとされる子どもの氏名、年齢、住所、連絡先および在籍する学校もしくは施設または勤務先の名称
- (4) 申立ての趣旨および申立てに係る事実
- (5) 他の機関における相談、支援等の状況
- (6) 前各号に定めるもののほか、調査等の参考となる事項

2 申立人は、必要に応じて、前項の書面または電磁的記録に加え、調査等の参考となる事項に関する書類、記録その他の資料を提出することができる。

3 第 1 項ただし書の規定により口頭で調査等の申立てをする場合には、申立人は、同項各号に掲げる事項を陳述しなければならない。この場合において、知事が指名する職員は、当該陳述の内容を録取した書面を作成した上、これを陳述した者に読み聞かせる等の方法により誤りのないことを確認し、陳述した者に記名させなければならない。

(調査等の開始等の通知)

第 4 条 知事は、条例第 13 条第 1 項の規定により委員会に調査等を求めた場合は、対象事案の申立人に対して、速やかに、その旨を通知するものとする。

2 委員会は、条例第 13 条第 2 項の規定により調査等を行わないこととしたときは、対象事案の申立人に対して、速やかに、その旨および理由を通知するものとする。

3 委員会は、条例第 13 条第 2 項または第 3 項の規定により調査等を行う場合は、対象事案等の当事者に対して、速やかに、その旨を通知するものとする。

(調査等の結果の通知)

第 5 条 委員会は、調査等を行ったときは、対象事案等の当事者に対して、その結果を通知するものとする。

第 3 章 滋賀県子どもの権利委員会

(委員長)

第 6 条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 7 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の議長となる。

- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(庶務)

第8条 委員会の庶務は、子ども若者部子どもの権利室において処理する。
(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

第4章 滋賀県子ども若者審議会

(会長)

第10条 審議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
(会議)

第11条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員および議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、委員および議事に関係のある臨時委員で出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(部会)

第12条 条例第22条第9項の規定により部会が置かれた場合における部会に属すべき委員および臨時委員は、会長が指名する。

- 2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
- 3 部会長は、部会の事務を掌理し、部会を代表する。
- 4 部会長は、特別の事項に関する調査審議を終了したとき、または会長が求めるときは、その結果または経過を会長に報告しなければならない。
- 5 審議会は、その議決により、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項および第2項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。
(関係者の出席等)

第13条 会長および部会長は、審議会および部会の議事に関して必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、または関係資料等の提出を求めることができる。
(庶務)

第14条 審議会の庶務は、子ども若者部子ども若者政策・私学振興課において処理する。
(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第5章 雑則

第16条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2章および第3章の規定は、同年10月1日から施行する。
- 2 滋賀県子ども若者審議会規則（平成25年滋賀県規則第61号）は、廃止する。

滋賀県子ども基本条例 概要

条例の構成	前文
前文 第1章 総則 第2章 子どもの意見の尊重等 第3章 子どもの権利の救済 第4章 滋賀県子どもの権利委員会 第5章 県民の関心および理解の増進ならびに社会的気運の醸成等 基本計画等 第6章 滋賀県子ども若者審議会 第8章 推進体制の整備 第9章 雑則 / 第10章 罰則	○ 子どもは、個人として尊重され、一人ひとりが様々な個性や能力を持ったかけがえない存在 子どもは、大人と共に社会を構成する一員であって、あらゆる場所でその意見が尊重されなければならない 子どもは、今を生きる大切な存在であるとともに、次代の社会を担う存在であって、明日の滋賀の希望 ○ 子どもと大人には、子どもの権利について学び、考え、行動することが期待されている。 特に、大人は、子どもに対して分かりやすく子どもの権利を伝えるとともに、子どもの立場に立って、子どもの意見に耳を傾け、適切に応答する責任がある そして、子どもには、自分がかげがえのない存在であることや、自分以外の子どもにも同じ権利があることを理解し、互いの権利を尊重することが求められている ○ 県はもとより、国、市町など多様な主体が相互に連携および協力をし、社会全体で子どもの権利を守っていく ○ 障害のある子ども、外国につながりを持つ子ども、いじめ、虐待、貧困等といった困難な状況に置かれた子どもなど様々な子どもの存在 ➡子どもの権利を守り、誰一人取り残すことなく、滋賀の全ての子どもたちが自分らしく、健やかに、安心して育ち、子どもと子どもを取り巻く全ての人が笑顔で幸せに暮らすことができる滋賀の実現を目指す
第1章 総則（第1条～第8条）	第2章 子どもの意見の尊重等
目的 ○基本理念を定め、県等の責務を明示 ○子ども施策の基本となる事項等を定め、施策を総合的かつ計画的に推進 等 ➡子どもの権利が守られ、全ての子どもが心身ともに健やかに安心して成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする	子どもの意見の尊重（第9条） ○県、保護者、学校等、事業者および県民は、子どもの意見を聴き、その意見を尊重することを社会全体で推進 ○子どもの意見を聴く場合の留意事項 ・十分かつ分かりやすい情報の提供 ・意見が尊重される ・意見を表明しやすい環境 ・意見の表明を促進するための措置 ・意見に対する適切な応答 ・意見表明を強要されない ・子どもの生活に関連している ・均等な機会の提供 ・安全に意見が表明できる ○子どもの意思をくみ取り、子どもの意見を必要に応じて代弁するよう努める ○県は、子どもの意思をくみ取り、その意見を必要に応じて代弁することができる者の育成推進に取り組む ○県は、子ども施策の策定・実施・評価に子どもの意見を反映させるための措置を講ずる
定義 ●子 ど も…心身の発達の過程にある者 ●子ども施策…子どもの権利が守られる社会づくりのために必要な子どもに関する施策およびこれと一体的に講ずべき施策 ●学 校 等…学校教育法に規定する学校、児童福祉法に規定する児童福祉施設その他これらに類する施設	第3章 子どもの権利の救済（第11条～第14条） 第4章 滋賀県子どもの権利委員会（第15条、第16条） ○知事の附属機関として「滋賀県子どもの権利委員会」を設置 ・委員5人以内 ・子どもの権利の侵害に関する事項の調査審議 ・子どもの権利の侵害に関する事項に関し知事に意見を述べる ・県が行う広報啓発活動への協力
基本理念 子どもの権利が守られる社会づくりに向けて ○全ての子どもは次の権利を有することを認識 ・個人として尊重され、基本的人権が保障され、差別的取扱いを受けない権利 ・適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長および発達ならびにその自立が図られることその他の福祉に係る権利ならびに教育を受ける権利 ・自己に直接関係する全ての事項に関して、意見を表明する権利および多様な社会的活動に参画する権利 ○全ての子どもは、その年齢および一人ひとりの発達の段階に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される ○全ての子どもが、信頼できる人や居場所を見つけ、自由に気持ちを伝え、他者の権利を尊重しながら、主体的に社会の形成に参画することができる ○全ての子どもへの支援が、子どもの年齢および一人ひとりの発達の段階に応じて切れ目なく行われる ○国、県、市町、父母その他の保護者、学校等、事業者、子どもや子育てを支援する団体および県民の相互の連携および協力	子どもの権利の救済の流れ 相談 ↓ 申立て ↓ 調査等 ↓ 措置 ・何人も子どもの権利の侵害に関する相談をすることが可能 ・知事は相談に応じ、助言、関係機関への通告等の措置 ・相談をしてもなお解決が見込めないときは、知事に対し調査または調整を申し立てることができる ・知事は委員会に調査等を求める ・委員会は調査等のために当事者等に説明を求め、意見を聴き、または必要な資料の提出を求めることができる ・委員会は権利の侵害の疑いがあると自ら認める事案がある場合、知事の同意を得て調査等を行うことができる ・委員会は調査等の結果に基づき、知事に対し、必要な措置を講ずるよう、または、関係者に対して必要な意見を述べるよう求めることができる
責務 県 …子どもの権利を守ることを旨として子ども施策を総合的に策定・実施 国・市町など関係者との適切な役割分担を踏まえ、相互に連携・協力 保護者…子どもが心身ともに健やかに安心して成長することができるよう育む 学校等…子どもの年齢および発達の段階に応じた支援、意見を表明することができる環境の整備、社会的活動への参画の促進、魅力ある環境づくり 事業者…雇用する子どもの健康および福祉の確保への配慮、雇用する労働者の職業生活・家庭生活の充実を図るための雇用環境の整備 県 民…子どもの権利に対する関心と理解を深める、それぞれの立場における子どもの権利が守られる社会づくりに関する取組	第5章 県民の関心および理解の増進ならびに社会的気運の醸成等 県民の関心および理解の増進ならびに社会的気運の醸成（第17条） 子どもの権利および子ども施策に対する県民の関心理解を深め、子どもの権利を守る社会的気運が醸成されるよう、本条例・児童の権利に関する条約・子ども施策の趣旨や内容に関する広報啓発活動に取り組む 子どもの権利が守られる社会づくりの推進に関する相談（第18条） 子どもの権利が守られる社会づくりに関する相談について、適切な処理を行う 第6章 基本計画等（第19条、第20条） ・子ども施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画を策定 ・子ども施策の基本的な考え方、子ども・保護者等に対する具体的施策、子どもの権利および子ども施策に対する関心理解の増進、目標 等 ・毎年、基本計画に基づく施策の実施状況を審議会へ報告し、公表 第7章 滋賀県子ども若者審議会（第21条、第22条） ・滋賀県附属機関設置条例を改正し、本条例に設置根拠を置く ・基本計画の策定に関する調査審議 ・子どもの権利が守られる社会づくりに関する事項について調査審議 第8章 推進体制の整備（第23条） ・子ども施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な体制整備 第9章 雑則（第24条、第25条）／ 第10章 罰則（第26条） ・必要な財政上の措置 ・子どもの権利委員会の委員が守秘義務に違反した場合の罰則 付則 ・施行日：令和7年4月1日 （ただし、第3章、第4章および第10章は令和7年10月1日） ・滋賀県子ども条例の廃止、滋賀県附属機関設置条例の一部改正

○淡海子ども・若者プラン取組状況

資料3

(単位：事業数)

	評価区分							
	A (予定していた 内容を上回る: 101%以上)	B (ほぼ予定通り: 75~100%)	C (予定していた 内容を下回る: 50~75%)	D (予定していた 内容を大きく下 回る:50%未 満)	達成 (%で表せない 項目)	未達成 (%で表せない 項目)	集計中等	計
事業合計 (割合)	13 22%	17 29%	7 12%	13 22%	1 2%	1 2%	6 10%	58 100%
基本施策1 社会全体で子育て・子育てを応援	1	2	0	0	0	0	0	3
基本施策2 安心・安全な子育て環境	8	5	5	3	1	0	2	24
基本施策3 子ども・若者の健やかな育ち	0	2	1	0	0	0	0	3
基本施策4 青少年の健全な成長	1	1	0	1	0	1	1	5
基本施策5 社会的養護の推進	1	4	1	7	0	0	1	14
基本施策6 子どもの貧困対策	2	1	0	0	0	0	2	5
基本施策7 ひとり親家庭への支援	0	2	0	2	0	0	0	4

<達成率の計算式>

○平成30年度実績値を基準に、令和6年度目標値に対する達成率を表している。

(ア)目標が数値の増加を目指すもの (R6実績－現状)／(目標－現状)×100

(イ)目標が数値の減少を目指すもの (現状－R6実績)／(現状－目標)×100

※数値で表せないものについては、「達成」「未達成」と記載

※マイナスの場合は、一律0%と記載

○淡海子ども・若者プラン取組状況

基本施策１ 社会全体で子育て・子育てを応援

(１) 子どもの人権が尊重される社会環境づくり											
基本目標			施策の方向性								
滋賀県子ども条例に掲げる、「子どもが人権を尊重され、夢をもって健やかに育ち、子どもを安心して育てることのできる環境づくり」を進め、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。			県民、地域の団体、企業や行政など様々な主体が、子どもの人権を尊重し、その可能性を伸ばしていくことが大切であるという意識を育み、相互に連携して各々の責任を果たすなかで、子どもが健やかに成長するための環境づくりを進めます。								
(２) 子ども・若者の育成支援についての理解の促進											
基本目標			施策の方向性								
社会全体で子ども・若者の育成支援に取り組む意義や子ども・若者の育ちや自立を支える地域づくりの重要性について、県民の理解を深めます。			子育ては社会的に意義のある重要な営みであることや、子ども・若者の育成を見守り、ともにに関わり、支える地域づくりが大切であるという意識を育くむとともに、子どもの頃から地域活動に参加し、世代間のつながりを大切にする地域づくりを進めます。また、家族のふれあいやきずなを大切にしながら、男女がともに子育てに関わり、よりよい家庭環境をつくる意識を育みます。								
(３) 共生社会に向けた多様なニーズへの支援											
基本目標			施策の方向性								
障害の有無や国籍等に関係なく、すべての子ども・若者が、人権を尊重され、安心して安全に、健やかに成長していける共生社会を目指します。			共生社会の実現に向け、障害や病気を抱えた子どもや外国人の子どもとその家族に対して、関係機関等と連携し、きめ細かな支援を行います。								
指標	現状	令和元年度実績	令和２年度実績	令和３年度実績	令和４年度実績	令和５年度実績	令和６年度実績	目標の達成度／達成状況	目標	所管	備考
	平成３０年度実績								令和６年度		
家庭教育支援チームを組織する市町数	6市町	6市町	7市町	8市町	11市町	10市町	11市町	83%	12市町	教委・生涯学習課	
放課後等デイサービス事業所数	2,187人 〔平成31年3月サービス提供分〕	2,318人 〔令和2年3月サービス提供分〕	2,668人 〔令和3年3月サービス提供分〕	2,900人 〔令和4年3月サービス提供分〕	3,262人 〔令和5年3月サービス提供分〕	3,585人 〔令和6年3月サービス提供分〕	3,839人 〔令和7年3月サービス提供分〕	377%	滋賀県障害者プランによる見込量 (2,625人令和2年度)	障害福祉課	
「個別の教育支援計画」を作成している児童生徒の割合(特別支援学級および特別支援学校を除く。)	小学生78.5% 中学生75.5% 高校生87.4%	小学生87.5% 中学生84.5% 高校生79.1%	小学生90.4% 中学生89.9% 高校生83.2%	小学生95.4% 中学生95.2% 高校生80.3%	小学生98.2% 中学生98.7% 高校生88.0%	小学生99.4% 中学生99.6% 高校生95.8%	小学生99.8% 中学生100% 高校生97.4%	各学校種別の 目標達成度 小学生99% 中学生100% 高校生79%	小学生100% 中学生100% 高校生100% (令和5年度)	教委・特別支援教育課	
評価、課題、今後の展開	計画期間（５年間）を通した評価										
	【家庭教育支援チームを組織する市町数】 ○コロナ禍以後、人と人とのつながりが希薄化し、様々な課題を抱えつつ孤立しがちな保護者が増加し、子どもの育ちを地域全体で支えることが求められる中、研修会等の開催、市町への家庭教育支援アドバイザー派遣による体制づくりや取組の充実に係る支援を行った結果、地域住民等で構成される家庭教育支援チームを組織する市町数は11市町となった。										
	【放課後等デイサービス事業所数】 ○目標達成										
	【「個別の教育支援計画」を作成している児童生徒の割合】 ○「個別の教育支援計画」の作成率は、学校種によって目標を若干下回っているところもあるが、計画期間中に大きく上昇し、目標値の100%に近づいている。計画の意義の理解や校内体制の構築、支援の引き継ぎが進んできたと考えられる。										
	計画期間（５年間）を通した課題、今後の展開										
	【家庭教育支援チームを組織する市町数】 ○新規チームの組織化や未設置の市町があるため、市町の実情に応じた導入の仕方など、担当課への具体的な伴走支援が求められる。そのため、市町担当者向けの研修会、家庭教育支援員の育成・人材確保のための専門的な交流会・相談会の開催、実情に応じた取組方策支援のための家庭教育支援アドバイザーや県担当者の訪問など、オーダーメード支援を重視し、県域での普及をめざす。										
	【放課後等デイサービス事業所数】 ○今後も放課後等デイサービスを利用できる環境を整えていく。										
	【「個別の教育支援計画」を作成している児童生徒の割合】 ○「個別の教育支援計画」の作成率は上昇したが、個々の児童生徒の障害の状態や教育的ニーズに応じた指導・支援を充実させるため、「個別の指導計画」を含め、両計画の一層の活用を推進する必要がある。 小中学校に対しては、引き続き、県主催の研修会のほか、市町教育委員会や学校への訪問を通じて啓発等を図り、両計画の作成の状況を確認するとともに、活用の推進や内容の充実等を図る。 高等学校に対しては、県立高等学校への巡回指導員の派遣による指導助言や研修を通じた特別支援教育コーディネーターの資質向上を図るとともに、令和6年度から開始した「高等学校特別支援教育体制整備事業」により高等養護学校と高等学校の連携を強化し、高等学校における課題を地域で解決できる体制づくりを進める。										

○淡海子ども・若者プラン取組状況

基本施策2 安心・安全な子育て環境

(1) 安心・安全に子どもを生み育てることができる環境づくり												
基本目標			施策の方向性									
結婚から妊娠、出産、子育てへと切れ目ない子育て支援により、出産や子育てに対する自信や安心感を持ち、子どもが安心・安全に生まれ育っていける環境をつくります。			子どもを生み、育てることへの希望を高めるとともに、それらに対する不安を解消し、子どもが安心・安全に成長することができるよう、周産期医療体制の充実や、子どもの健康の確保のための取組を推進します。									
(2) すべての子育て家庭の多様なニーズに対する支援の充実												
基本目標			施策の方向性									
すべての子育て家庭の多様なニーズに対応した地域における子育て支援の充実を図り、子育ての不安や負担感を解消します。			子育ての不安や負担感の解消を図るため、子育てに関する相談機能の充実や、在宅で子どもを保育する家庭のニーズに対する一時預かり、就労しながら子育てをする家庭のニーズに対する放課後児童クラブやファミリー・サポート・センターによる支援、障害のある子どもへの支援など、多様かつ、個々のニーズに応じた子育て支援の充実を図ります。									
(3) 子どもの育ちを支える就学前の教育・保育の充実												
基本目標			施策の方向性									
就学前の乳幼児期は、子どもの人格が形成される重要な時期であり、子どもの健全な成長が促されるよう就学前教育・保育の充実を図り、適切な教育・保育を提供します。			潜在的ニーズも含め早期に待機児童の解消を図り、教育・保育を必要とする子どもが確実にこれらのサービスの提供を受けられるよう、認定こども園、保育所および幼稚園の計画的な整備や地域型保育事業(家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育および事業所内保育)の設置を促進します。また、認定こども園、保育所および幼稚園における教育・保育の充実を図るため、また、障害のある子どもへのきめ細かな保育の実施が図られるよう、それらを担う人材の確保や資質の向上を図ります。									
(4) 子どもの安全確保や子育てにやさしいまちづくり												
基本目標			施策の方向性									
子どもが事件や事故の被害にあわないよう、安全確保に努めるとともに、子どもたちが自らの身を守る力を育てます。 また、子どもや子育て家庭が安心して暮らせる環境をつくります。			子どもや子育て家庭がゆとりと安心感を持って毎日の生活が送れるよう、住宅、道路、公共施設などの生活環境全般にわたって、子育てにやさしい環境を整備するとともに、子どもを事故や災害から守るための取組を推進します。									
(5) 仕事と家庭の両立支援												
基本目標			施策の方向性									
男女がともに子育てに関わり、子育ての喜びや悩み、責任を分かち合っていけるよう、仕事と家庭の両立ができる社会環境をつくります。			長時間労働の抑制や育児休業の取得など個人の状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択できる社会環境づくりを進めるため、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の取組を促進します。 また、仕事と家庭の両立を支援する環境づくりを進めるとともに男性が積極的に子育てに関わる機運を醸成し、子育て期の女性の就労継続や再就職を支援します。									
指標	現状		令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	目標の達成度／達成状況	目標	所管	備考
	平成30年度実績									令和6年度		
周産期の死亡児数 (出産1,000人あたり人数)	3.2人 [平成29年]		3.3人 [平成30年]	4.3人 [令和元年]	2.7人 [令和2年]	1.7人 [令和3年]	2.2人 [令和4年]	3.9人 [令和5年]	達成 滋賀県 3.0 (全国 3.3)	H29～R4の平均値が 全国平均より低い(R5 目標)	子育て支援課	
認定こども園等利用定員数												
3歳以上の認定こども園(教育標準時間認定)、幼稚園利用定員数	24,444人		23,950人	23,869人	23,500人	22,522人	22,134人	21,672人	65%	20,149人	子育て支援課	
3歳以上の認定こども園(保育認定)、保育所利用定員数	20,631人		21,291人	22,157人	22,891人	23,176人	23,289人	23,739人	78%	24,591人	子育て支援課	
3歳未満の認定こども園(保育認定)、保育所、小規模保育等利用定員数	13,487人		14,325人	14,945人	15,506人	15,751人	15,809人	16,064人	79%	16,760人	子育て支援課	
一時預かり事業の実施												
一時預かり事業(幼稚園型)提供体制	182,681人 (利用者数)		258,911人	358,072人	400,207人	413,917人	457,037人	449,056人	212%	308,277人	子育て支援課	
一時預かり事業(幼稚園型以外)提供体制	47,019人 (利用者数)		50,277人	59,748人	76,222人	73,882人	41,881人	44,700人	55%	81,690人	子育て支援課	

指標	現状	令和元年度実績	令和２年度実績	令和３年度実績	令和４年度実績	令和５年度実績	令和６年度実績	目標の達成度／達成状況	目標	所管	備考
	平成３０年度実績								令和６年度		
延長保育提供体制	7,778人 (利用者数)	13,643人	12,621人	13,234人	13,748人	13,206人	13,327人	95%	13,994人	子育て支援課	
病児保育提供体制	16,858人 (利用者数)	14,722人	21,744人	22,599人	24,058人	24,336人	27,310人	155%	23,590人	子育て支援課	
利用者支援事業実施か所数											
基本型	22か所	26か所	29か所	30か所	31か所	28か所	31か所	53%	39か所	子育て支援課	
特定型	6か所	7か所	7か所	8か所	6か所	7か所	7か所	17%	12か所	子育て支援課	
母子保健型	26か所	26か所	28か所	28か所	29か所	27か所	33か所	700%	27か所	子育て支援課	
地域子育て支援拠点事業拠点数	88か所	91か所	87か所	85か所	93か所	93か所	93か所	250%	90か所	子育て支援課	
子育て短期支援事業提供体制 (ショートステイ)	214人 (利用者数)	262人	587人	645人	748人	1,418人	1,518人	269%	698人	子育て支援課	
子育て短期支援事業提供体制 (トワイライトステイ)	165人 (利用者数)	212人	166人	215人	222人	70人	150人	0%	235人	子育て支援課	
ファミリー・サポート・センター事業提供体制	17,319人 (利用者数)	17,228人	16,016人	17,374人	15,908人	16,767人	17,420人	5%	19,506人	子育て支援課	
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)利用定員数	17,041人 (H30.5.1 利用児童数)	19,610人	22,136人	21,595人	23,006人	23,500人	24,264人	109%	23,678人	子育て支援課	
乳児家庭全戸訪問事業実施率	81.9%	80.8%	68.9%	66.7%	77.6%	80.0%	集計中	-	100%	子育て支援課	7月末頃確定見込み
養育支援訪問事業訪問数	5,036人	5,289人	5,227人	5,248人	5,817人	6,026人	5,649人	60%	6,062人	子育て支援課	

指標	現状	令和元年度実績	令和２年度実績	令和３年度実績	令和４年度実績	令和５年度実績	令和６年度実績	目標の達成度／達成状況	目標	所管	備考
	平成３０年度実績								令和６年度		
妊婦健診提供体制	139,799回 [平成29年度]	132,581回	125,547回	123,724回	120,084回	111,902回	集計中	-	155,703回	子育て支援課	9月末頃確定見込み
産前・産後サポート事業の取組市町数	15市町	15市町	15市町	16市町	全市町	全市町	全市町	100%	全市町	子育て支援課	
産後ケア事業の取組市町数	15市町	18市町	18市町	全市町	全市町	全市町	全市町	100%	全市町	子育て支援課	
認定こども園等従事者数(幼稚園教諭・保育士等)	9,744人	10,108人	10,315人	10,509人	10,695人	10,955人	11,022人	58%	11,933人	子育て支援課	
ワーク・ライフ・バランス推進企業登録数(従業員数100人以下の企業)	555社	589社	601社	616社	622社	640社	803社	142%	730社	労働雇用政策課	
男性の育児休業取得率	4.1%	3.8%	14.5%	13.2%	21.8%	34.8%	52%	2521%	6.0%	労働雇用政策課	
評価、課題、今後の展開	計画期間（５年間）を通した評価										
	○市町の保育ニーズに対応した認定こども園等の施設整備を支援することにより定員拡充を行った。										
	○周産期死亡率、産前・産後サポート事業・産後ケア事業の実施市町数等は目標達成しており、妊婦健診提供体制も確保できていることから、妊娠・出産前後の安心・安全な環境を提供できている。										
	○子育て支援事業については、市町の子ども・子育て支援事業計画に基づき、各市町の取り組みの支援を行った。										
評価、課題、今後の展開	【ワーク・ライフ・バランス推進企業登録数】										
	○ワーク・ライフ・バランス推進企業登録数については、県の労働広報誌やパンフレット、滋賀県社会保険労務士会や滋賀労働局との連携による周知・啓発等により目標値を達成することができた。										
	【男性の育児休業取得率】										
	○男性の育児休業取得率は令和２年度から令和６年度の目標値を大きく上回る値となっている。										
評価、課題、今後の展開	計画期間（５年間）を通した課題、今後の展開										
	○待機児童の解消に向けて引き続き定員確保が必要であるが、施設の統廃合や定員の減調整が行われている地域もあるため、将来を見据えた計画的な施設整備が求められる。										
	○すべての子育て家庭を対象に、地域のニーズに応じた様々な子育て支援の充実が図られるよう、引き続き市町へ働きかける。										
	【ワーク・ライフ・バランス推進企業登録数】 ○働き方改革関連法が施行され、労働時間法制の見直しや公正な待遇の確保が進められた。しかし、人材面、資金面で課題のある中小企業においては、多様で柔軟な働き方ができる環境整備など「魅力ある職場づくり」に十分に取組んでいるとはいえず、人材確保や人材育成につなげられていない。そこで、「魅力ある職場づくり」に取り組もうとする中小企業の掘り起こしを図り、その取組を支援していく。										
評価、課題、今後の展開	【男性の育児休業取得率】										
	○育児・介護休業法の改正により、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充がされるなど、男性の育児休業がより取得しやすくなっている(令和7年4月1日より段階的に施行)。男性の育児休業取得率については、令和2年度から目標値を大きく上回っているところであるが、仕事と家庭の両立を支援する環境づくりとともに、国の制度改正や支援制度の周知を行い、男性が積極的に子育てに関わる機運を引き続き醸成する。										

○淡海子ども・若者プラン取組状況

基本施策3 子ども・若者の健やかな育ち

(1) 様々な主体の参画による子どもを地域で支え育む取組の推進											
基本目標			施策の方向性								
社会全体で子ども・若者の育成支援に取り組む意義や子ども・若者の育ちや自立を支える地域づくりの重要性について、県民の理解を深める取組を進めるとともに、安全で安心な子どもの居場所や活動拠点を確保し、地域全体で子どもを育てる環境をつくります。			子育ては社会的に意義のある重要な営みであることや、子どもの育成にともに関わり、支える地域づくりが大切であるという意識を育むとともに、地域のなかでの子どもたちの居場所や遊ぶ場の確保に取り組みます。								
(2) 「生きる力」を育む学校教育等の充実											
基本目標			施策の方向性								
基本的な生活習慣の定着など子どもの「学ぶ力」の向上を基盤に、子どもが確かな学力、豊かな人間性や社会性を備え、個性的で創造性に富み、互いの人権を尊重し、公の心を持って社会に貢献し、自ら未来を切り拓いていくことのできるたくましさを身に付けます。			子どもが社会の一員として個性を伸ばしながら成長し、自立していくための基礎を身につけられるよう「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」「滋養の自然や地域と共生する力」を育むため、学びや体験の機会を確保します。								
(3) 若者の社会的自立・職業的自立の促進											
基本目標			施策の方向性								
子ども・若者が、次代の社会の担い手として、他者や地域社会との関わりを自覚しつつ、自立した個人として自信と誇りを持ち、社会の中で自らの持つ力を発揮できることを目指します。			社会の一員としての意識を育み、社会の中で自らの持つ力を発揮していけるよう、地域活動や社会貢献活動などへの主体的な社会参画を促すとともに、若者が能力と適性に合った職業を選択し、職業人として自立していけるよう支援します。								
指標	現状	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	目標の達成度／達成状況	目標	所管	備考
	平成30年度実績								令和6年度		
遊べる・学べる淡海子ども食堂開設数	115か所	130箇所	142箇所	153箇所	175箇所	202箇所	231箇所	63%	300か所	子ども若者政策・私学振興課	
淡海子育て応援団等の地域協力事業所数	1,795店舗	1,979店舗	2,158店舗	2,256店舗	2,300店舗	2,335店舗	2,331店舗	89%	2,120店舗→2,400店舗	子ども若者政策・私学振興課	
しがこども体験学校参加団体数	155団体	157団体	161団体	172団体	179団体	184団体	190団体	78%	200団体	子ども若者政策・私学振興課	
評価、課題、今後の展開	計画期間（5年間）を通した評価										
	【遊べる・学べる淡海子ども食堂開設数】 ○「子どもの笑顔はぐくみプロジェクト」を通じた公私協働のサポート等を継続して実施し、計画期間を通じて「遊べる・学べる淡海子ども食堂」の開設数が約100箇所増加するなど、地域の中での子どもたちの居場所の確保につながった。										
	【淡海子育て応援団等の地域協力事業所数】 ○「淡海子育て応援団等」の地域協力事業所数は目標に届かなかったものの現状からは増加しており、子育て家庭が安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりの拡大につながった。										
	【しがこども体験学校参加団体数】 ○「しがこども体験学校」の参加団体は目標に届かなかったものの年々増加しており、人・自然・文化等に触れる様々なプログラムを展開し、子どもの豊かな人間性や社会性を育むことに寄与している。										
	計画期間（5年間）を通した課題、今後の展開										
	【遊べる・学べる淡海子ども食堂開設数】 ○地域によって「遊べる・学べる子ども食堂」の開設数に差があるため、開設数が少ない地域を中心に取組の周知に努め、各小学校区に1以上の子ども食堂の開設を目指し、子どもたちの居場所の確保につなげていきたい。										
【淡海子育て応援団等の地域協力事業所数】 ○閉業する店舗もあることから、近年地域協力事業所数が伸び悩んでいる。改めて業界団体等への働きかけや商工観光労働部との連携を強化し、「淡海子育て応援団」の周知および登録事業所数の拡大を図っていく。											
【しがこども体験学校参加団体数】 ○地域によって「しがこども体験学校」の参加団体数に差があるため、参加団体数が少ない地域を中心に事業の周知に努め、子どもたちの体験活動の充実につなげていきたい。											

○淡海子ども・若者プラン取組状況

基本施策４ 青少年の健全な成長

（１）青少年の健全育成の推進											
基本目標			施策の方向性								
青少年を取り巻く環境の整備や青少年の健やかな成長を阻害する恐れのある行為および環境から青少年を保護するとともに、青少年が自らのもつ力を発揮しながら、たくましく生きることができる環境整備をします。			青少年が犯罪や事故などに巻き込まれないよう安全を確保するとともに、健やかに成長するための環境を整備します。								
（２）いじめの加害者や非行少年等への対応											
基本目標			施策の方向性								
いじめの加害や非行を行った子どもを、福祉的な支援が必要な要保護児童と捉えて、関係機関が連携して適切に対応します。また、非行などの課題がある青少年への立ち直り支援や社会生活上の困難を有する子ども・若者への切れ目ない支援を行います。			いじめの加害者や非行少年に対して、その背景にある、子どもや家族の抱える問題を把握するために関係機関が情報共有したうえで、適切な役割分担を行い、必要な支援に取り組みます。また、非行などの課題がある青少年が、命の大切さを学び、自分自身を見つめ直し、自立に向け健やかに成長していけるよう、関係機関との連携のもと、生活習慣の改善、就学・就労支援、居場所づくりなど、青少年の立ち直りを支援します。さらに、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対して、多様な機関が連携して、切れ目ない支援を行います。								
指標	現状	令和元年度実績	令和２年度実績	令和３年度実績	令和４年度実績	令和５年度実績	令和６年度実績	目標の達成度／達成状況	目標	所管	備考
	平成３０年度実績								令和６年度		
しが若者ミーティング参加者数	－	－	中止	37人	35人	38人	29人	未達成 (現状値がないため比較不可)	300人	子ども若者政策・私学振興課	
青少年立ち直り支援センター(あすくる)での支援プログラム終了率	82.7% (H26～H30の平均約75%)	77.4%	62.5%	88.2%	76.20%	65.60%	62.5% (R1～R6の平均約72%)	0%	80.0%	子ども家庭支援課	
滋賀県青年大会参加者数	375人	390人	中止	44人 新型コロナウイルスにより、 体育の部は中止とし、文化 の一部の種目のみ実施。	280人	407人	473人	78%	500人	子ども若者政策・私学振興課	
住んでいる地域の行事に参加したことがある児童・生徒の割合 (「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合の合計)	全国平均(小:62.7%、 中:45.6%)を上回る 小学生 72.5% 中学生 52.4%	全国平均(小:68.0%、 中:50.6%)を上回る 小学生 77.2% 中学生 58.7%	全校調査は中止 県独自調査の結果 小学生 73.3% 中学生 52.4% ※ほぼ全ての小中学校 (1,2クラス抽出)で 調査を実施	全国平均(小:58.1%、 中:43.7%)を上回る 小学生 67.7% 中学生 51.3%	全国平均(小:52.7%、 中:40.0%)を上回る 小学生 63.6% 中学生 49.1%	全国平均(小:57.8%、 中:38%)を上回る 小学生 67.5% 中学生 43,5%	令和6年度全国学力 学習調査の児童・生徒 質問調査において、指 標としている質問が削 除されているため、比 較することが難しい。	令和6年度全国学力 学習調査の児童・生徒 質問調査において、指 標としている質問が削 除されているため、達 成度を計ることが難し い。	全国平均を上回り、 かつ 小学生 80.0% 中学生 70.0%	教委・幼小中教育課	
携帯電話等フィルタリング設定率	52.9%	69.9%	74.2%	82.8%	80.9%	73.1%	90.9%	314%	65.0%	子ども家庭支援課	
	計画期間（５年間）を通した評価 【しが若者ミーティング参加者数・滋賀県青年大会参加者数】 ○しが若者ミーティングや滋賀県青年大会の参加者数は目標に達していないものの、参加した若者にとっては社会参画意識の向上や地域活動等への主体的な参画促進に向けたきっかけづくりとなった。 【青少年立ち直り支援センター】 ○支援プログラムを完了した少年の割合は、年度によってばらつきが見られるものの、少年一人ひとりが抱える背景や課題、ニーズ、能力、適性等に応じたきめ細かな指導を行うことができた。 【住んでいる地域の行事に参加したことがある児童・生徒の割合】 ○5年間を通して、児童・生徒の地域行事への参加率は、全国平均と比べて高い。 【携帯電話等フィルタリング設定率】 ○インターネットやスマートフォンの利用の低年齢化が進む中、フィルタリング設定率は増加傾向にある。県の調査や市町の青少年補導センター職員による立入調査等の機会を通じて、携帯電話販売事業者に対してフィルタリング設定を推奨するよう依頼したほか、子ども向けの非行・被害防止教室等において、フィルタリング設定の推奨やスマートフォンの正しい使用方法について啓発を行った。										

評価、課題、今後の展開	計画期間（5年間）を通した課題、今後の展開
	【しが若者ミーティング参加者数・滋賀県青年大会参加者数】 ○引き続き青少年団体の活性化や青少年の健全育成を推進するため、活動に参加する若者を増やすとともに、参加者のネットワークを広げる環境づくりを進める。
	【青少年立ち直り支援センター】 ○支援少年は、家庭環境の複雑さ、保護者の精神疾患や経済的な困窮、自身の発達特性など様々な課題を抱えているケースが多く、対象少年のみの支援だけでは不十分であり、保護者を含む家庭ごと支援する必要があることから、市町の福祉部門や学校、保護観察所、医療機関等の関係機関とより一層密に連携をとり、それぞれの機関が役割を明確にして、支援を行うことが必要である。
	【住んでいる地域の行事に参加したことがある児童・生徒の割合】 ○住んでいる地域の行事に参加したことがある児童・生徒の割合が5年間を通して、中学生の数値が減少しており、中学生と地域との関わりが少なくなっていることが懸念される。 令和6年度全国学力学習調査の児童・生徒質問調査において、指標としている質問が削除されているため、今後の比較が難しい。
	【携帯電話等フィルタリング設定率】 ○インターネット利用の低年齢化に伴い、SNS上のトラブルや犯罪の被害に遭う子どもの増加が懸念される。そのため、安全・安心なインターネット利用の推進に向け、引き続き、携帯電話販売会社に対して、契約者（保護者）へのフィルタリング設定の推奨を徹底するよう依頼するほか、フィルタリングの利用や家庭におけるスマートフォン・インターネット利用のルールづくりなど、子どもや保護者への啓発活動を行う必要がある。

○淡海子ども・若者プラン取組状況

基本施策5 社会的養護の推進

(1) 児童虐待の未然防止											
基本目標			施策の方向性								
児童虐待によって子どもが傷つくことがないよう、子どもや保護者が必要な支援につながる取組により、児童虐待を起こさない地域づくりを進めます。			児童虐待が子どもに及ぼす影響や、社会全体で地域の子どもの見守り、育てていくことの重要性等について県民の理解を促し、社会全体で児童虐待防止に取り組む意識の醸成を進めます。 児童虐待は、①保護者の養育能力や社会的未熟、②経済的困窮や育児の過重負担、③親族、地域との関係の希薄化に伴う社会的な孤立、④保護者から見た子どもの育てにくさなど、これらが複雑に絡み合って生じることが多いことから、児童虐待を起こさない社会の実現に向けて、子育ての負担感、不安感を少なくするため、多様なニーズに応え、きめ細かな子育て支援の推進を図り、子育てを地域の様々な関わりの中で支えていきます。								
(2) 児童虐待の早期発見・早期対応											
基本目標			施策の方向性								
保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携し、早期発見と早期対応に取り組み、児童虐待の重篤化を防ぎます。			保健・医療・福祉・教育等の子どもに関わる機関は、養育環境に何らかの問題を抱え、養育が困難な状況に陥る家庭を早期に把握していく必要があります。 このため、市町とも情報を共有しながら、このような状況にある家庭の養育に関し、助言・指導等を行うことにより適切な養育の確保を図ります。								
(3) 子どもの保護・ケア											
基本目標			施策の方向性								
社会的養護を必要とする子どもに、安全・安心で人権の尊重された生活の場を提供します。			家庭養育優先原則に基づき、家庭における養育が困難な場合は、特別養子縁組または「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を進めます。 また、子どものニーズに応じてできる限り良好で家庭的な環境で生活できるよう、児童養護施設の小規模かつ地域分散化を進めます。 なお、児童養護施設は、日常的に専門的なケアを必要とする子どもへの支援や、子どもの情緒や行動上の問題の解消・軽減を図りながら、早期の家庭復帰、あるいは養子縁組、里親委託へとつなげていく役割も担っていることから、本県では里親および児童養護施設の双方による社会的養護を推進します。								
(4) 親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立支援											
基本目標			施策の方向性								
社会的養護のもとにある子どもとその保護者の絆の再構築に取り組むとともに、将来にわたって自立した生活ができる社会をつくれます。			施設への入所や里親委託は、子どもへの支援の最終目標ではなく、子どもの将来を見据えて、子どもとその保護者との関係の修復に取り組んでいきます。 また、措置を解除となった子どもが、安定した社会生活を送ることができるように、関係機関が連携・協力して子どもの自立を支援していきます。								
(5) 子ども家庭相談センターの機能強化と市町・関係機関との連携強化											
基本目標			施策の方向性								
子ども家庭相談センターの組織としての対応力を強化するとともに、市町や関係機関との積極的な連携を図り、児童虐待への対応を強化します。			子ども家庭相談センターが、組織としての高い専門性を発揮できるよう、機能強化を図るとともに、市町や関係機関と積極的な連携を図り、県全体の子ども家庭相談体制の強化を図っていきます。								
指標	現状	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	目標の達成度／達成状況	目標	所管	備考
	平成30年度実績								令和6年度		
里親のもとや児童養護施設等において、「子どもの権利ノート」の内容を知っている子どもの割合	37.6%	－	－	42.2%	－	52.6%	51.5%	22%	100%	子ども家庭支援課	
里親のもとや児童養護施設等において、「安心して暮らすことができる。」と感じている子どもの割合	－	－	－	72.7%	－	67.1%	64.7%	65%	100%	子ども家庭支援課	
養育支援訪問事業で家事支援をメニュー化している市町数	10市町	11市町	11市町	11市町	11市町	11市町	10市町	0%	全市町	子ども家庭支援課	
産婦健康診査事業の取組市町数	2市	2市	2市	2市町	2市町	11市町	全市町	100%	全市町	子育て支援課	
里親等委託率	34.3%	36.5%	34.7%	35.9%	35.6%	36.3%	34.4%	1%	48.3%	子ども家庭支援課	
3歳未満	28.6%	45.5%	14.3%	21.7%	42.1%	20.0%	15.4%	0%	52.2%	子ども家庭支援課	
3歳以上就学前	25.0%	22.6%	38.5%	42.3%	33.3%	40.0%	41.7%	79%	46.2%	子ども家庭支援課	

	学童期以降	35.7%	37.5%	36.2%	36.6%	35.5%	36.7%	34.3%	0%	48.2%	子ども家庭支援課	
指標	現状	令和元年度実績	令和２年度実績	令和３年度実績	令和４年度実績	令和５年度実績	令和６年度実績	目標の達成度／達成状況	目標	所管	備考	
	平成３０年度実績								令和６年度			
養育里親の新規登録者数(世帯)	19世帯	25家庭	21世帯	19世帯	25世帯	21世帯	20世帯	109% (実績(6か年)131世帯 /計画:120世帯(20× 6か年)=109%)	20世帯/年	子ども家庭支援課		
中学校区別の養育里親登録率	68.0%	72.2%	75.3%	76.8%	81.1%	81.1%	78.9%	34%	100%	子ども家庭支援課		
里親のもとや児童養護施設等で暮らす子どもの進学率および就職率	83.1%	92.2%	81.1%	97.9%	87.1%	97.8%	集計中	-	100%	子ども家庭支援課	令和8年1月予定	
乳児院および児童養護施設における一時保護専用施設数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	2箇所	3箇所	3箇所	100%	3箇所	子ども家庭支援課		
小規模かつ地域分散化された児童養護施設等の定員数(本体施設から地域へ移行する定員数)	36人(6箇所)	30人(5箇所)	36人(6箇所)	42人(7箇所)	71人(12箇所)	71人(12箇所)	77人(13箇所)	98%	78人(13箇所)	子ども家庭支援課		
市町子ども家庭総合支援拠点設置数	4市	5市	8市	11市	15市町	16市町	11市町 ※こども家庭センター の設置市町数	47%	全市町	子ども家庭支援課	児童福祉法の改正に伴い、令和6年度から「こども家庭センター」に移行	
評価、課題、今後の展開	計画期間（５年間）を通した評価											
	【産婦健康診査事業の取組市町数】 ○産後うつの早期発見、支援のきっかけとして重要である産婦健診について、全市町で取り組むことができた。											
	○市町において、母子健康手帳交付時に保健師や助産師が面談し、妊娠時から必要な相談・支援を実施しており、令和4年度からは妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施「出産子育て応援交付金事業」による「伴走型相談支援」が開始され、妊娠期から切れ目のない支援体制の充実強化が図られた。											
	○平成28年の児童福祉法の改正において示された「家庭養育優先原則」を踏まえ、養育里親の増加や児童養護施設等の小規模化・地域分散化等に取り組んだ。また、令和3年度から里親のリクルート、認定研修、養成、マッチング、登録後支援を包括的に行うフォスタリング業務を県内社会福祉法人に委託するほか、令和6年度には里親支援センターを設置し、質の高い里親の養成を図ることで、子どもにとって最適な里親の提案を行うとともに、里親の情報を一元的に管理することで、市町への里親情報の提供など新たな支援に取り組んだ。											
	○児童養護施設等に入所する全ての子どもに対し、「子どもの権利ノート」を配付した。また、滋賀県子ども若者審議会児童養護施設等の子どもの権利擁護部会委員が、定期的に児童養護施設や子ども家庭相談センターの一時保護施設等を訪問するほか、子ども本人からの求めに応じた訪問も実施し、子どもの意見等を聴くなど、子どもの権利擁護の推進を図った。											
評価、課題、今後の展開	計画期間（５年間）を通した課題、今後の展開											
	(課題)											
	○児童虐待相談対応件数は増加傾向にあり、保護者や子どもへの対応等も複雑化、困難化しており、虐待の予防や早期発見・早期対応を推進するため、子ども家庭相談センターがより専門性を発揮できるよう、職員の定着支援や専門職としての資質の向上を図り、あわせて職員を支援する仕組みづくりなど、引き続き、機能強化を図るとともに、市町における取組への支援や関係機関との連携等により、県全体の相談体制を充実させることが必要である。 ○代替養育が必要な子どもがより家庭的な環境で生活していけるよう、里親・ファミリーホームへの委託等や児童養護施設等の小規模化・地域分散化等の更なる推進を図る必要がある。 ○子どもの権利擁護の更なる推進のため、子どもが自分自身の考えや意見等をより表明しやすい体制や仕組みを構築する必要がある。											
	(今後の展開)											
評価、課題、今後の展開	○児童虐待は、子どもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものであるとともに、将来世代の育ちにも影響を及ぼす可能性がある。このことを踏まえ、「滋賀県児童虐待防止計画」(令和7年3月策定)に基づき、県や市町、子ども・子育てに関わる関係機関が、それぞれの役割を果たし、専門性を発揮し、連携して、児童虐待の発生予防・未然防止や早期発見・早期対応、社会的養護のもとで生活する子どもの保護やケア、親子関係再構築、子どもの自立までの切れ目のない支援に取り組む。											

○淡海子ども・若者プラン取組状況

基本施策6 子どもの貧困対策

（１）子どもの能力および可能性を最大限伸ばすための教育支援											
基本目標			施策の方向性								
学校教育により学力を保障するとともに、学校を窓口とした福祉関係機関との連携や経済的支援を通じた教育費負担の軽減を図ります。			貧困の連鎖を防ぐため幼児教育・保育の質の向上を図るとともに、子どもが小学校における生活や学習へ円滑に移行できるよう、保幼小連携を推進します。また、子どもの貧困の背景にある原因を把握・分析し、学校や地域での放課後学習の取組、福祉関係機関との連携など、学校を拠点とした子どもの貧困対策の展開や教育費負担の軽減に取り組みます。								
（２）貧困の状況にある子どもを社会的孤立に陥らせないための生活支援											
基本目標			施策の方向性								
相談事業等の充実を図ることなどにより、貧困の状況にある子どもが社会的に孤立しないようにします。			保護者が仕事と家庭の両立ができるよう、保育サービスの充実や、日常生活や健康面のサポートを行うとともに、子どもの居場所づくりや進学・就労など、子どもが安心して生活することができるよう、支援の充実を図り、関係機関の連携や体制整備などを進めます。								
（３）一定の収入を得て生活の安定を図るための就労支援											
基本目標			施策の方向性								
貧困の状況にある世帯が一定の収入を得て、安定した生活ができるよう、保護者および子どもに対する就労支援を行い、就労機会の確保を図り、経済的自立を目指します。			保護者に対しては、就職やキャリアアップにつながる資格の習得、個々の状況に応じた自立支援計画の策定や学び直し、困難を有する子どもに対しては、学校と就労支援機関との連携により、希望に応じた就職支援を進めます。								
（４）世帯の生活を下支えするための経済的支援											
基本目標			施策の方向性								
生活保護や各種手当など、金銭の給付や貸与、現物給付（サービス）等を組み合わせた経済的支援を進め、世帯の生活の基礎を下支えします。			ひとり親に対する児童扶養手当、福祉医療費助成、母子父子寡婦福祉資金の貸付や養育費確保支援、生活保護世帯に対する教育扶助等などの経済的支援を行い、生活の安定を図ります。								
指標	現状	令和元年度実績	令和２年度実績	令和３年度実績	令和４年度実績	令和５年度実績	令和６年度実績	目標の達成度／達成状況	目標	所管	備考
	平成３０年度実績								令和６年度		
ひとり親家庭の親の就業率（正社員）	母子：41.3% 父子：67.5%	－	－	－	－	母子：47.8% 父子：69.6%	－	母子：240.7% 父子：20.4% （R5実績より算出）	母子：44.0% 父子：77.8%	子ども家庭支援課	
スクールソーシャルワーカー（SSW）の支援学校数およびスクールカウンセラー（SC）の配置・派遣率	【SSW】 SSWが支援した 学校数：184校 【SC】 SCの配置・ 派遣率：95.6%	【SSW】 SSWが支援した 学校数：183校 【SC】 SCの配置・ 派遣率：94.0%	【SSW】 SSWが支援した 学校数：188校 【SC】 SCの配置・ 派遣率：92.8%	【SSW】 SSWが支援した 学校数：204校 【SC】 SCの配置・ 派遣率：95.6%	【SSW】 SSWが支援した 学校数：204校 【SC】 SCの配置・ 派遣率：95.0%	【SSW】 SSWが支援した 学校数：227校 【SC】 SCの配置・ 派遣率：97.8%	【SSW】 SSWが支援した 学校数：202校 【SC】 SCの配置・ 派遣率：97.0%	【SSW】 113% 【SC】 32%	【SSW】 SSWが支援した 学校数：200校 【SC】 SCの配置・ 派遣率：100%	教委・幼小中教育課	
就学援助制度に関する周知状況	進級時 89.5% 入学時 94.7% 〔平成29年度〕	進級時 94.7% 入学時 100%	進級時 94.7% 入学時 100%	進級時 94.7% 入学時 100%	進級時 100% 入学時 100%	進級時 100% 入学時 100%	進級時 100% 入学時 100%	100%	進級時 100% 入学時 100%	教委・幼小中教育課	
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	92.2% 〔平成28年度〕	98.3% 〔平成30年度〕	96.2% 〔令和元年度〕	93.6% 〔令和2年度〕	92.4% 〔令和3年度〕	未確定	集計中	－	99.2%	健康福祉政策課	
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	6.3% 〔平成28年度〕	3.6% 〔平成30年度〕	3.1% 〔令和元年度〕	3.3% 〔令和2年度〕	2.4% 〔令和3年度〕	未確定	集計中	－	1.10%	健康福祉政策課	
	計画期間（５年間）を通した評価 【ひとり親家庭の親の就業率（正社員）】 ○ひとり親家庭が自立に向け取り組むための支援として、児童扶養手当をはじめとする「経済的支援」のほか、滋賀県母子家庭等就業・自立支援センターにおける就労相談などの「就労支援」、「子育て・子育てのための生活支援」「きめ細やかな相談体制と情報提供」の4つの柱により施策を行った。正社員就業率について、母子家庭の母については目標を達成したが、父子家庭について未達成となった。 【スクールソーシャルワーカー（SSW）の支援学校数およびスクールカウンセラー（SC）の配置・派遣率】 ○SSW、SCともに支援学校数や配置・派遣率は、高い水準を保っており、子どもの支援の充実につながっている。 【生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率・中退率】 ○生活保護世帯に属する子どもに対して、学習支援や生活習慣・社会性の育成支援を行い、子どもの学習意欲の向上や健全な成長を促すとともに、高等学校就学時に入学考査料や入学料を含む高等学校等就学費を支給する等金銭的支援を行うことにより、高等学校等進学率および中退率の改善が図られている。										

評価、課題、今後の展開	計画期間（５年間）を通した課題、今後の展開 【ひとり親家庭の親の就業率（正社員）】 （課題） ○ひとり親家庭の正職員就業率は上昇しているが、継続して働けるよう、より一層の子育て・生活支援策の充実が求められる。 ○ひとり親家庭が安心して働ける環境づくりを進めるため、企業の理解促進に向けた働きかけを継続する必要がある。 ○父子家庭については、母子家庭と同様の枠組みであるものの、父子家庭ならではのニーズや課題を把握し、支援のあり方について整理していく必要がある。 （今後の展開） ○淡海・若者プランに基づき、保護者が子育てと仕事を両立しながら経済的に自立できるよう、保護者の就労支援と子どもの育ちを支え、安心して生活できる環境づくりを進める。 【ひとり親家庭の親の就業率（正社員）】 ○全県的に高等学校進学率および中退率の更なる改善を図るため、生活保護世帯に属する子どもの支援にあたるケースワーカーが子どもの目線をもった支援や指導を行えるよう、研修等を通して資質向上を図る。 ○引き続き、支援対象の子ども世帯に教育扶助および生業扶助等を支給して生活の安定を図るとともに、関係機関と連携し、修学支援等適切な支援につなげていく。 【スクールソーシャルワーカー（SSW）の支援学校数およびスクールカウンセラー（SC）の配置・派遣率】 ○SSW、SCともに支援学校数や配置・派遣率の増加には配置時間の拡充が必要であり、財源の確保が課題である。今後はSSW,SCの支援が課題を抱える子どもたちに行き届くよう、効果的な活用について啓発する。
-------------	--

○淡海子ども・若者プラン取組状況

基本施策7　ひとり親家庭への支援

（１）自立のための就労支援											
基本目標			施策の方向性								
ひとり親家庭の自立や生活の安定、向上に向け、その就業を支援し、就業により十分な収入を安定的に確保します。			ひとり親が自分らしいと思える生活の実現をめざして、経済的に自立した生活ができるよう、就職やキャリアアップにつながる資格の習得、個々の状況に応じた自立支援計画の策定などの就労支援を進めます。また、子どもの成長に伴い変化する働き方に対する希望にも柔軟に対応できるよう企業に対するひとり親の理解促進を図ります。								
（２）安心・安全な子育て・子育てのための生活支援											
基本目標			施策の方向性								
ひとり親が安心して子育てができるよう多様な保育サービスや日常生活面の支援の充実、教育環境の充実を図り、子どもの健やかな育ちを支えます。			ひとり親が安心して、子育てと仕事の両立ができるよう、多様なニーズに対応する延長保育、病児保育および一時預かりなどの子育て支援策や、家事援助など生活面のサポートなどを着実に推進します。また、子どもの健やかな育ちを支えるため、学習支援、進学のための資金貸付などの経済的支援により、教育環境の充実を図ります。								
（３）生活の安定と自立のための経済的支援											
基本目標			施策の方向性								
経済的支援によりひとり親の生活の安定と経済的自立を目指します。			ひとり親家庭となり不安を抱える中、県営住宅の入居など生活基盤確保の支援や各種手当などの経済的支援を行い、生活の安定を図ります。また、離婚にあたって、養育費負担の取決めを行うことなどについて、広報・啓発活動を行っていきます。								
（４）きめ細かな相談体制と情報提供											
基本目標			施策の方向性								
ひとり親家庭が抱える生活、就業等に関する様々な悩みについて、相談体制や情報提供の充実を図り、ニーズに合ったきめ細やかな支援を提供します。			ひとり親家庭の子育てをはじめとした様々な悩みに対し、特に支援を必要としているひとり親家庭に情報や支援が行き届くよう、広報誌やホームページを活用した情報提供や相談窓口の周知を図るとともに、母子・父子自立支援員や就業支援員などによる情報提供や相談体制を充実します。								
指標	現状	令和元年度実績	令和２年度実績	令和３年度実績	令和４年度実績	令和５年度実績	令和６年度実績	目標の達成度／達成状況	目標	所管	備考
	平成３０年度実績								令和６年度		
母子家庭等就業・自立支援センターの取組による就業者数(累計)	130人	135人	144人	128人	100人	121人	114人	81% (R2～R6の合計値に対する目標達成率)	750人 (R2～R6累計)	子ども家庭支援課	
ひとり親家庭の子どもの進学率(大学等への進学率)	61.4%	－	－	－	－	70.5%	－	91%	71.4%	子ども家庭支援課	
養育費を受け取っている母子家庭の割合	33.3%	－	－	－	－	40.8%	－	45%	50.0%	子ども家庭支援課	
母子家庭の暮らし向きに対する意識:(たいへん)苦しいの割合	65.2%	－	－	－	－	67.0%	－	0%	国民生活基礎調査における児童のいる世帯の生活意識の状況「大変苦しい」「やや苦しい」の計(R5年)65.0%	子ども家庭支援課	
評価、課題、今後の展開	計画期間（５年間）を通した評価										
	○ひとり親家庭が自立に向け取り組むための支援として、児童扶養手当をはじめとする「経済的支援策」のほか、滋賀県母子家庭等就業・自立支援センターにおける就労相談などの「就業支援」、「子育て・子育てのための生活支援」「きめ細やかな相談体制と情報提供」の４つの柱により施策を行った。滋賀県母子家庭等就業・自立支援センターの相談件数が減少傾向にあり、それに伴い就業者数についても減少し、目標は達成できなかった。										
	○大学進学率について、全体として大きく改善したものの目標は未達成であり、さらなる取組が求められる。										
	○養育費受領率については、上昇しているが目標は未達成であり、さらなる取組が求められる。										
	○暮らし向きに対する意識については、世帯全体の平均が悪化する中、ひとり親家庭の暮らし向きに関する意識も悪化しており「大変苦しい」「苦しい」と回答する割合が高い状態が続いており、一層の支援が求められる。										
	計画期間（５年間）を通した課題、今後の展開										
(課題) ○ひとり親家庭のライフスタイルや抱える課題が多様化しており、ニーズに応じた支援体制を構築する必要がある。 ○大学等進学率の改善や養育費受領率の上昇がみられるものの、暮らし向きに対する意識については悪化している。個別施策が一定の成果を挙げているにもかかわらず、直接的にひとり親家庭の生活実感の改善に結びついていない可能性があり、その要因を検証していく必要がある。											
(今後の展開) ○淡海子ども・若者プランに基づき、養育費の確保を支援するとともに、保護者が子育てと仕事を両立しながら経済的に自立できるよう、保護者の就労支援と子どもの育ちを支え、ひとり親家庭等が多様な家族のあり方の一つとして安心して生活できる環境づくりを進める。											

滋賀県子ども・若者基金について

1. 目 的

子どもが人権を尊重され夢を持って健やかに育ち、子どもを安心して育てることのできる環境づくりの推進ならびに社会生活を円滑に営む上で困難な状況にある子ども・若者およびその家庭への支援を図る。

2. 想定している事業

- ① 子どもたちが自分らしく生きる力を育むための取組
- ② 家庭や地域での安心・安全な子育て環境づくりを図る取組
- ③ 特別な支援を必要とする子どもを支援する取組
- ④ 子育てや教育にかかる経済的負担を軽減する取組
- ⑤ 結婚・出産・子育ての希望を叶える取組(少子化対策の取組)
- ⑥ 困難な環境にある子ども・若者やその家庭を支援する取組

3. 基金充当事業の考え方

令和6年度の充当事業については、施策構築方針にある「子ども・子ども・子ども」の考え方(ひとりの主体としての「子ども」、社会の一員としての「子ども」、未来の希望としての「子ども」のそれぞれの視点から、あらゆる施策の中心に子どもを置いて子ども施策を考えること)を基本としている。

充当事業は、政策推進本部における議論において、重点的に取り組むべきと判断した取組を優先的に採択したところ。

4. 令和6年度滋賀県子ども・若者基金充当事業実績

- しが出会いサポート地域連携推進事業(決算額 22,889,000 円、基金充当額 345,000 円)
- すまいる・あくしょん普及啓発(決算額 5,991,000 円、基金充当額 2,930,500 円)
- 若年妊婦等支援事業(決算額 4,000,000 円、基金充当額 2,000,000 円)
- 不安・悩みを抱える家庭へのサポート活動支援事業(決算額 2,647,000 円、基金充当額 2,647,000 円)

他56事業(決算額 272,350,592 円、基金充当額 162,266,598 円)

令和6年度滋賀県子ども・若者基金充当事業実績報告書（新規事業）

<繰入金充当分>

所属名	事業名	事業概要	決算額	うち 子ど	事業目標	事業実績	事業評価	
			(円)	も・若者基金			(施策利用者の具体的な声・意見等含む)	
企画調整課	科学を切り口とする体験等を通じた子どもの考える力・創り出す力を育む産官学連携事業	変わる社会の中でも、子どもがワクワクし、夢を持って創る力を育むため、大学（理工系学部、教育関係学部）および、県や市町、経済界等が連携し、学ぶ子ども、教える大人を支えていく仕組み・事業を展開する。具体的には、ものごとを科学的な見方や考え方でとらえ、自らのアイデアを育て、実現していくことのできる情報の一元化や、体験プログラムの創出、仕組づくりを支援する。	5,300,000	5,000,000	事業は3年程度で自走化することを目指し、県内の理系や教育系を有する大学が主体的に、今まで以上に子どもが探求できる機会を提供している状況を目指す。 参画大学 6校 参画企業等 10者 アンケート 90%（参加した子供の満足度） 子ども向けプログラム参加人数延べ（子ども）：500人 /3年	各大学において、3つのテーマ（理系的素養を通じ未来を感じる体験、理系体験プログラム、理系人材の育成者向けのコンテンツ）に沿って、理系人材のすそ野拡大につながる事業を実施した。 ○参画大学 6校 ○事業数 29 ○子ども向けプログラム参加人数（子ども）：4,020人	実験・観察・工作といった体験を通じて子どもが問いをたてたり、実験の面白さや楽しさを体感する機会の創出が促進され、当初の予定を大きく超える人数の子どもたちに体験プログラムを届けることができた。 さらに、子どもだけではなく、子どもと一緒に参加した保護者にも科学的思考を楽しむ機会を提供することができ、理系の学びや進路を伝える機会になった。	◎
文化芸術振興課	障害者等の文化芸術活動を支える拠点づくり事業	地域の文化芸術活動の推進を目指して、オーディションで選ばれた子ども・若者主体による創作ミュージカルを制作・公演を行い、ミュージカルの製作を通して、多様な主体や世代が交流し、相互理解を深められる機会を提供する。 また障害の有無に関わらず誰もが文化芸術に親しめるよう鑑賞サポートを行ったミュージカルとすることで、令和7年度に開催する国スポ・障スポを契機とした障害の有無にかかわらず誰もが楽しめるミュージカルの制作・公演に向けたノウハウを蓄積するとともに、誰もが社会参加できる共生社会の実現を意識し、考え方を学ぶ機会とする。	13,077,686	8,625,628	・会場に来た子ども・若者の人数：1,500人 ・「共生社会を考えるきっかけとなった」とアンケート回答した子ども・若者の割合：80% ・「鑑賞サポート付きの演劇が必要だと思う」とアンケート回答した子ども・若者の割合：80%	東近江市立八日市文化芸術会館（東近江地域振興事業団）と連携し、障害の有無に関わらず誰もが楽しめるよう、手話通訳やバリアフリー日本語字幕、音声ガイドなどの情報保障を行った市民ミュージカル公演を開催した。 ・観覧者数：977人 ・バリアフリー日本語字幕タブレット利用者：14人 ・音声ガイド利用者：9人 ・ヒアリンググループ利用者：2人 ・車いす席利用者：3人 ・鑑賞サポートが今後とも必要だと思う」と回答した子ども・若者の割合：97.3%	子ども・若者が地域で幅広い人々と関わり、様々な経験をする機会や場が減少している中、子ども・若者主体による創作ミュージカルの開催によって、主体性や自己肯定感の向上に繋がりが、多様な主体や世代が交流し、相互理解を深める機会となった。	○
文化芸術振興課	子どもも大人も来たいくなるキッズミュージアム	子どもたちの学びや育ちに資する美術館（キッズミュージアム）の実現に向けて、令和6年度から新たに、美術館全体を会場とした民間団体との連携によるワークショップフェスティバルや、託児等の取組を試行し、子どもやその保護者を対象にした意見やニーズの把握を行う。	1,581,430	1,581,430	「参加してよかった」とアンケート回答した子どもの割合：90% キッズミュージアムの実現（2032年目標）	【ワークショップ】 ①参加人数：子ども37人 ②「参加してよかった」とアンケート回答した割合：89% 【託児】 ①参加人数：9人 ②「参加してよかった」とアンケート回答した割合：100%	【ワークショップ】 当日天候が悪かったこともあり、目標人数には届かなかったが、参加者からは「楽しかった」、「すてきな体験ができた」という声を頂戴し、美術館を楽しんでいただく機会を提供できた。 【託児】 周知が足りなかったこともあり、目標人数には届かなかったが、利用者からは「産後初めて美術館をゆったりと楽しむことができた」、「上の子といっぱい遊べた」という声を頂戴し、美術館をゆっくり楽しんでいただく機会を提供できた。	○

所属名	事業名	事業概要	決算額	うち 子ど	事業目標	事業実績	事業評価	
			(円)	も・若者基金			(施策利用者の具体的な声・意見等含む)	
スポーツ課	スポーツを通じた子どもの成長支援事業 ～「子ども・子ども・子ども」の日～	子どもたちがスポーツの「する」「みる」「ささえる」を通じて、自分らしく健康やかに成長し、また親子で気軽にスポーツに触れて、運動体力の向上やコミュニケーションの充実、親子の気づきの機会等を創出するため、各県立スポーツ施設において、子ども・親子を対象とした取組を年間通じて展開し、また安心して参加できる施設となるように環境整備を実施する。	5,347,386	5,347,386	取組に参加した子ども・親子に対し、アンケートを実施 「参加してよかった」という割合：90%	滋賀ダイハツアリーナ、彦根総合スポーツ公園においてトイレ用ベビーチェアを計21台設置した。 また、各県立スポーツ施設※において、スポーツ関連備品・消耗品を購入した。 ※彦根総合スポーツ公園、県民共済ドーム長浜、関西みらいローイングセンター、栗東体育館、柳が崎ヨットハーバー、木下カンセーアイスアリーナ、OSPホッケースタジアム	トイレ用ベビーチェアは一般観客の利用が多い箇所に設置し、利便性が向上したと好評をいただいている。 各スポーツ施設の備品等については、年度末の購入であったため、令和7年度に実施するイベント等の事業において活用していく。	○
下水道課	淡海環境プラザ子育て世代利便性向上事業	淡海環境プラザでは水環境を中心に多様な環境問題について楽しく学べる魅力的な施設となることを目指し、常設展示の充実化を図っているところである。 子ども・子育てにやさしい社会づくりを実現するため、本事業において、子ども連れや妊婦中の方でも気兼ねなく利用できるような授乳室、オムツ交換台を整備する。	3,210,900	3,210,900	来館者アンケートにおける施設利用満足度：80%以上 (子連れ・妊婦の方が利用しやすい施設であったかを問う設問を複数設ける)	淡海環境プラザが子育て世代に利用しやすい施設となるよう「ベビーケアルームmamaro」を設置し、授乳だけでなく搾乳や離乳食、おむつ交換ができるように環境を整備した。 授乳室の利用について、「設備に満足した」と回答された割合：100% 「利用しやすい」と回答された割合：100%	利用者からは ・照明が自動点灯するので利用しやすい。 ・木目調のデザインなので性別関係なく利用できる。 ・授乳・搾乳だけでなくおむつ交換も可能なので便利。 ・清潔感がある。 ・個室なので安心できる。 などの声があった。	○
健康しが推進課	小児慢性特定疾病管理システム改修	児童の申請に基づき小児慢性疾病等に罹患していることを証明する「登録者証」を発行することで、児童が福祉サービス、災害時の支援等を円滑に受けることができるようにする。ついては、「登録者証」の発行に必要な小児慢性特定疾病管理システムの改修を行う。	6,600,000	2,200,000	令和6年9月末までの改修完了	令和7年3月31日改修完了	登録者証を発行し、各種サービス等へ円滑に繋げることができた。	○

所属名	事業名	事業概要	決算額	うち 子ど	事業目標	事業実績	事業評価	
			(円)	も・若者基金			(施策利用者の具体的な声・意見等含む)	
健康しが推進課	子ども・若者「健康しが」推進事業	現在、健康いきいき21ー健康しが推進プランー、滋賀県歯科保健計画、滋賀県食育推進計画を改定しているところ。いずれも将来を見据えた健康づくりが課題になっている。 健康づくりは早い段階から無理なく始めることが大変重要であることから、まずは「子ども・若者」をターゲットにした取組が求められている。 このため、正しい知識の提供をはじめ、無理なく健康習慣が定着するよう次の取組を進める。 (1) 子ども・若者が健康を考えるきっかけづくり ①自らの健康状態を把握して魅力を一層高める体験イベント ②イベントのアンケート結果の分析 (2) 自然に健康になれる環境づくり ③親子や仲間と一緒に楽しく学べる健康情報の発信、気軽な出前講座の開催 ④コンビニ等と連携して若者の食育や口腔保健を応援するポップ等を作成	3,456,350	3,456,350	食育に関心を寄せる子ども・若者の増加(理由) 食に関する正しい知識の普及やバランスのとれた食生活の習慣化をきっかけに、やせや肥満、骨粗しょう症、糖尿病などの予防をはじめ、むし歯や歯周病予防など生涯を通じた幅広い健康づくりが期待できるため。 【効果指標】 ○イベント後アンケートにおいて、「健康的な生活習慣のきっかけづくりになった」と回答した人の割合 【目標：9割】 ○インスタグラムのインサイト増加 【目標：対R5年度比より増加】	(1)子ども・若者が健康を考えるきっかけづくり 健康しが体感イベントの実施 ・滋賀県立大学との協働 「ヘルシーウィーク2024in県大」 来場者数：延べ1,267名 ・立命館大学、イオンモール草津との協働 「歩行チェックチャレンジ」 来場者数：571名 イベントのアンケート結果分析 ・「ヘルシーウィーク2024in県大」 今の自分の状況を知ることができたと回答 8割 ・「歩行チェックチャレンジ」 イベントを通じて健康になったと回答 8割 (2)自然に健康になれる環境づくり ・インスタグラムのインサイト増加 フォロワー数：573 (R5) →900 (R6) リーチ数：160074 (R5) →251427 (R6) ・(株)セブンイレブンと連携し、朝食摂取の啓発に関する内容をセブンイレブンアプリ内のバナー広告で配信。78,983人に表示。	大学や企業と連携し、啓発イベントやアプリを活用して若者世代への食育・運動促進を実施したことで、今の自身の状況、健康に関する正しい情報や気づきを一定与えることができた。	○
子ども若者政策・私学振興課	ハグナビしが(こども・子育て情報発信事業)のリニューアル	出会い、結婚、妊娠、出産、子育て等に必要な情報や、社会全体で子育てを応援する環境づくり等について県および市町からの情報を一括してわかりやすく情報発信するサイトを開発する	8,393,000	4,197,000	【淡海子育て応援団等の地域協力事業所数】 2,500か所 【淡海子育て応援カード登録会員数】 55,000人 【サイトアクセス数】年間 100,000件 (R4末時点) 【淡海子育て応援団等の地域協力事業所数】 2,300件 【淡海子育て応援カード登録会員数】 47,899人	淡海子育て応援団等の地域協力事業所数 2,331事業所 淡海子育て応援団カード登録会員数 59,021人 サイトアクセス数 年間 89,561件	・社会全体で子育て家庭を支える環境づくりや気運を醸成するため、子育て情報発信のためのポータルサイト「ハグナビしが」のリニューアルを実施し、利便性の向上を図るとともに、子育てを応援するサービスの実施等を広く事業所・店舗に働きかけた。 ・引き続き、企業に子育てを応援するサービスの実施および「淡海子育て応援団」への登録の働きかけを強化する必要がある。	○

所属名	事業名	事業概要	決算額 (円)	うち 子ど	事業目標	事業実績	事業評価 (施策利用者の具体的な声・意見等含む)	
				も・若者基金				
子育て支援課	プレコンセプションケア (次世代の子どもたちをより健康にするための教育、妊娠を前提としたヘルスケア) 推進事業	1)啓発・健康教育 (1)啓発の実施 (令和6年度) 内訳 啓発動画・啓発資料を作成・配布し啓発することで、県民の理解を深め、県全体のプレコンセプションケアの学習、理解を高める機運を醸成する。 作成した動画は県ホームページに掲載し、啓発ちらし、啓発資料は各市町、関係機関等から住民に配布する。 (2)健康教育資料の作成 (令和6年度) 滋賀県独自の学習指導要領に沿った教育資料を開発する。開発した教材は県内各学校に配布し授業での活用を図る。 (3)専門講師派遣事業 (令和6年度～8年度) プレコンセプションケアに関する講師バンクおよび派遣調整窓口を設置し、園や学校、地域団体等の依頼により、希望する講義内容に合わせた講師を派遣する。 2)指導者養成研修会の開催(令和6年度～8年度) 教員や専門職向けの研修会の開催 3)推進会議の開催 (令和6年度～8年度) 関係機関、団体等によるプレコンセプションケアの推進方法検討や、実施状況の評価を行う会議の開催。	7,524,000	3,590,000	1)(1)啓発動画の再生回数 10,000回/年、アンケート回答者のうち、動画・ちらしがわかりやすかったと回答した人の割合：80% 1)(2)健康教育資料を使用して講義を受けた子ども・学生へのアンケートで、教材がわかりやすかったと回答した割合：80% 1)(3)健康教育を受けた子ども・学生へのアンケートでプレコンセプションケアについて理解が深まったと回答した子どもの割合：80% 2)年度ごとにプレコンセプションケアの推進状況の評価ができ、次年度の計画が立案できる。 2)研修会受講した人にアンケート調査を実施し、研修会の目的が達成された人の割合：80%	1. 啓発・健康教育 1-1 滋賀県プレコンセプションケア推進キャラクターや啓発動画を作成し、ホームページ上に滋賀プレコンちゃんねるを立ち上げた。 1-2滋賀県独自の学習指導要領に沿った教育資料を開発し、県内全中学校・高校にDVDを配布した。 1-3プレコンセプションケア講師派遣事業を令和6年9月から開始し、120名以上の講師の登録、76件の講師派遣の依頼があった。 1-4 教職員や専門職を対象とした、令和7年度プレコンセプションケア研修会を開催し、268名の参加があった 2. 推進会議の開催 プレコンセプションケア推進会議を2回開催し、事業評価と次年度の取り組みの検討を行った。	事業目標の結果はR6年度作成ショート動画再生回数 924回 (R7年6月公開)、令和6年度の講師派遣数50件/年、健康教育を受けた子ども・若者のアンケートでの満足度：98% 令和6年度よりプレコンセプションケアす推進会議を立ち上げ、各職能団体、教育委員会や小中学校、大学、職域、市町が参加し、プレコンセプションケアについて、連携を取りながら事業を実施できた。 関係団体が独自に行うプレコンセプションケア事業も増え、推進が図れていると考える。	○
子育て支援課	児童の多くが外国人である認可外保育施設支援事業	幼児教育・保育の無償化の経過措置期間終了後3年間、主に外国人の子どもを預かる認可外保育施設の利用者を支援し、その間に国が定める指導監督基準への適合を目指す。	366,000	366,000	幼児教育・保育の無償化の制度の対象であり続けられるよう、全ての「主に外国人の子どもを預かる認可外保育施設」が指導監督基準を満たせるよう支援する。	児童の多くが外国人である認可外保育施設の2施設で非常勤保育士を雇用することができた。 令和6年8月～1名、令和6年10月～1名 合計2名	保育士を雇用することで児童の多くが外国人である認可外保育施設における保育の質の向上に努めることができた。	○
子ども若者政策・私学振興課	(仮称) 滋賀県子ども基本条例周知・啓発事業	令和6年度中に制定予定の(仮称) 滋賀県子ども基本条例の内容を権利の主体である子どもや、子どもを取り巻く大人を含めたすべての県民に幅広く周知する。 パンフレット制作 広報媒体を活用した周知啓発	0	0	本条例の内容を権利の主体である子どもや、子どもを取り巻く大人を含めすべての県民に幅広く周知し、条例の趣旨を浸透させることで、子どもを真ん中に置いた取組を社会全体に広める。			
子育て支援課	放課後児童クラブ人材確保支援事業	待機児童を解消し、放課後児童クラブにおいて、子どもたちが放課後を安全かつ安心に過ごせるよう、放課後児童支援員の人材確保を図るため、魅力発信(周知・啓発、職場体験)を行う。	3,313,337	3,313,337	職場体験(インターン)の参加者50名 職場体験(インターン)を通じて放課後児童クラブの仕事に魅力を感じた人の割合80%	職場体験(インターン)参加者数：50名 職場体験(インターン)を通じて放課後児童クラブの仕事に魅力を感じた人の割合：84%(参加者50名のうち、42名) 就労決定者数：12名	新たに放課後児童支援員等を12名確保したことで放課後児童クラブにおける安全かつ安心に過ごせる環境づくりに努めることができた。	○

所属名	事業名	事業概要	決算額	うち 子ど	事業目標	事業実績	事業評価 (施策利用者の具体的な声・意見等含む)	
			(円)	も・若者基金				
子ども若者政策・私学振興課	子ども・若者ネットワークキャンプ	若者が様々な体験をしたり、若者同士が交流をしたりする機会が減少する中、若者が主体的に地域や社会と関わり、ネットワークを形成していくため、若者ネットワークキャンプを開催する。また、若者ネットワークキャンプに参加した者で実行委員会を立ち上げ、子ども向けの体験イベントを開催することで、若者の活躍の場と子どもの体験の場の両方をねらいとする。	2,799,780	2,799,780	しが若者ミーティング参加者 各回30名 ネットワークキャンプ参加者 20名	(1) しが若者ミーティング参加者 第1回 14名 第2回 15名 (2) ネットワークキャンプ参加者 19名	(1) 若者ミーティングについて ・1回目の参加者14名のうち、アンケート調査の回答は13名からあり、話題提供者への感想については、全員から良かったという回答があった。 ・2回目の参加者15名のうち、アンケート調査の回答は14名からあり、話題提供者への感想については、12名から良かったという回答があった。 ・若者ミーティングは、これから活動を始めたい若者を対象として、きっかけやつながりを作るための事業であり、参加者の感想からも効果のあるものだといえる。 (2) ネットワークキャンプについて ・若者からのアンケートでは、「地域活動に参加する意義についてどう感じたか。」という項目に、出会ったことがない方と出会えること、チャレンジしている様子を見て、力をもらえることといった回答があった。 ・ネットワークキャンプは、すでに活動している若者世代が活動をとにもすることで、横のつながりを作るということを目的とした事業であり、本事業を通じたつながりの創出があったことから、効果があったといえる。	○
子ども若者政策・私学振興課	結婚に関する調査研究・効果検証事業	県内の結婚支援の取組を推進するため、客観データ等に基づく地域課題の分析を行うため、無作為抽出の18～40歳までの男女3,000名および県内100企業に対し、アンケート調査を行う。 調査実施から調査結果のとりまとめにあたっては、有識者からも意見聴取をし進めるとともに、本事業の取りまとめ結果は国や他府県、管内市町にも共有を行う。	6,826,000	3,413,000	アンケート調査について、以下回答数を達成 県民向け 1,850名/3,000名 企業向け 100/100企業 回答を得て、本県の課題を認識し、課題解決のための施策構築に繋げる。	アンケート調査について、以下回答数を得た。 県民向け 1,118名/3,000名 企業向け 100/100企業	(1) 県内企業に対する結婚に関する意識調査 ・「県による結婚支援の取組」は【必要】が62.0%を占めたが、「企業や事業所による結婚支援の取組(自社の未婚の従業員に対して行うもの)」は【必要】が39.0%にとどまった。県内企業では自社の従業員への結婚支援について必要性を認識しているが、実際に取組を行っている企業は少ない。 ・「結婚支援に取り組んでいない理由」としては、「結婚は従業員の個人の問題であると考えているため」(70.7%)、「個人的な事柄でありプライバシーの侵害等と捉えられる懸念があるから」(58.5%)などが高く、結婚という個人的な問題に関わることに對して、ハードルを感じている企業が多い結果となった。 →企業の懸念を払拭できる施策の検討が必要。 (2) 結婚に関する県民意識調査 ・未婚者に「結婚の時期について」を尋ねたところ、「すぐにでも結婚したい」(5.5%)、「2～3年以内に結婚したい」(11.0%)、「いずれはしたい」(61.5%)を合わせた【結婚したい】は78.0%。 ・25歳以上の未婚者が「独身でいる理由」は、男女ともに「適当な相手にまだめぐり合わないから」が高い傾向にある。 →結婚を希望している方の出会いの機会を創出する取組が必要である。 ・未婚者に「結婚するつもりがない理由」を尋ねたところ、「一人の方が気が楽だから」が61.3%で最も高く、次いで「結婚生活そのものが面倒または大変そうだから」(54.0%)。	○

所属名	事業名	事業概要	決算額 (円)	うち 子ど も・若者基金	事業目標	事業実績	事業評価 (施策利用者の具体的な声・意見等含む)	
							・「どのような支援・環境があれば結婚しやすいに影響するか」を尋ねたところ、「結婚に対しポジティブな情報が提供されること」が42.3%。 →社会を構成する多様な主体がそれぞれの立場で結婚・子育てを応援していく姿勢を持ち、社会全体で結婚・子育てを応援する気運の醸成を図ることが必要である。	
子育て支援課	放課後児童クラブ巡回支援事業	各放課後児童クラブを巡回し、助言や指導等を行う。事故防止等の課題がみられた施設への巡回指導を強化するとともに、3年間の支援内容やヒアリング結果に基づいて好事例をとりまとめた冊子を作成し、横展開を図る。 <拡充内容> ①事故防止の観点から課題がみられた施設に対する巡回指導を強化する。(再訪問50施設) ②3年間の支援内容やヒアリング結果に基づいて好事例をとりまとめた冊子を作成し、横展開することで、保育の質の向上を図る。	5,104,000	1,428,000	・全クラブにおける保育の提供にあたっての参考資料とする。 ・施設長研修においても活用する。(施設長研修の参加者:100名)	県内放課後児童クラブ120施設訪問。 好事例集1,500部を作成し、県内の全放課後児童クラブ(各支援単位)へ冊子を送付し、横展開を図った。	施設への巡回支援および好事例の横展開により、保育の質の向上を図ることができた。 作成した好事例集について、施設長研修での活用においては、令和7年度研修で予定。	○
子育て支援課	放課後児童クラブ質の向上研修事業	放課後児童支援員の認定および支援員の資質の向上に加え、放課後児童クラブの職場環境をよりよくするために、放課後児童支援員等を対象に研修を実施する。 令和5年7月に本県において放課後児童クラブの活動中の死亡事故が発生したことを受け、事故防止の取組を強化する必要がある。支援員等の専門性や危機管理能力を高め、放課後児童クラブにおける子どもの安全確保を図る。 全体額 <拡充内容> ・令和5年度に活動中の死亡事故が発生したことを受け、事故防止の取組を徹底するため、安全計画や事故防止マニュアルの適切な運用や見直し、ケース毎の事故防止、危機対応等をテーマとして、すべての施設を対象とした研修を実施する。	8,196,020	881,760	・事故防止研修受講者320人 ・研修後アンケートにより、子どもが安心して過ごせる放課後の環境づくりのために必要だと考える研修の内容・効果的な開催方法などを調査し、次年度以降の研修に活かす。	基礎研修受講者数:152名 事故防止研修(テーマ別研修):259名 【事故防止研修(テーマ別研修)】 ①プール活動の事故防止、熱中症対策 ②事故防止を目的としたチームマネジメント ③虐待・不適切な育成支援等 ④誤嚥・窒息等事故、アレルギー事故の防止	基礎研修および事故防止研修(テーマ別研修)の実施により放課後児童支援員等の専門性や危機管理能力を高め、放課後児童クラブにおける子どもの安全確保を強化できた。 受講者からは、「虐待・不適切な育成支援等について、学びたいと思っていた。研修で学んだことを、他の支援員へ伝えるとともに、行動規範を作成しようと思う。」「過去に飽をのどに詰まらせて、背中をたたいて吐き出させたことがあった。幸い無事だったので、重く考えていなかったが、講座を受講して重大事故になりかねない怖い事例だったと再認識した」等、支援員等への注意喚起となった。	○

所属名	事業名	事業概要	決算額	うち子ども・若者基金	事業目標	事業実績	事業評価 (施策利用者の具体的な声・意見等含む)	
			(円)					
農政課	親子でつながり、「琵琶湖システム」体感事業	○農政水産部では「手と手がつながり、『琵琶湖システム』次世代創出事業」において、生産者、飲食・宿泊事業者、消費者をつなげ琵琶湖システムのファンを増やす仕組みづくりを進めている。 ○この仕組みを通じ県内在住の親子をモニターとして「琵琶湖システム」を一連で体験できるモデルツアーを実施し、参加者からの感想をもとに「琵琶湖システム体感コース」を作成し、事業者等に提案する。 (例：収穫体験→「調理・喫食」→「宿泊」→「漁業体験」など)	4,993,600	4,993,600	○子どもの意見を反映した体験コースの提案件数：2件 ○参加者アンケートにおける子どもの満足度：70%	2組の家族（親子）をモニターとして「琵琶湖システム」を一連で体験できるモデルツアーを実施し、子どもを含む参加者からの感想を得ることができた。その感想をもとに「琵琶湖システム体感コース」を作成し、モデルツアーの内容が非常に好評であったことから1提案となったが、事業者にもモデルツアーの反省点を改善して提案したところ、実際に「琵琶湖システム体感コース」が造成され、販売にまで至った。参加した子どもは全員が満足との回答であった。	参加した子ども全員がモデルツアーに満足しており、体験コースを2件提案することを目標としていたが、一定の改善を加えることで、実際の「琵琶湖システム体感コース」が造成されたことから、期待以上の効果があった。 参加者からは、「普段、体験出来ない事を体験出来た」「子どもに自然の大切さを教えられた」「子どもに貴重な漁体験、料理体験をさせることができた」「次世代のためのイベントとして正しいと思う」といった意見が寄せられており、今後同様のイベントがあれば参加したいとの結果であった。	◎
監理課 (南部土木事務所)	南部合同庁舎子ども連れ等優先駐車区画含む駐車場整備事業	子ども連れや妊婦の外出にやさしい取り組みを7月下旬から実施しているが、当該区画を示す標示線が劣化しているため、当該区画を含めた駐車場区画標示線を修繕(引き直し)をする。 子ども連れ等優先区画駐車場区画線修繕 優先区画表示案内板修繕	511,078	511,078	子ども連れや妊娠中の方が安心して来訪できる庁舎整備を進める。	子ども連れや妊娠中の方が車で来庁時、優先駐車区画を示す表示（区画線やマーク）が劣化しているため、修繕（引き直し）を行った。 併せて、優先区画表示案内板の設置を行った。	今回の修繕により、これまで劣化しぼやけていた優先駐車場区画表示が鮮明で明確になり、来所時に一目でわかるようになった。	○
監理課 (長浜土木事務所)	乳幼児連れの方が利用しやすいトイレの整備	多目的トイレにベビーチェアとおむつ交換シートを設置する。	796,400	796,400	湖北合同庁舎および湖北健康福祉事務所の多目的トイレ（3箇所）のベビーチェア・おむつ交換シートの設置率：100%	湖北合同庁舎および湖北健康福祉事務所の多目的トイレ（3箇所）について、ベビーチェア・おむつ交換シートを設置した。 設置率：100%	多目的トイレにベビーチェアとおむつ交換シートを設置することで、乳幼児連れの方が利用しやすいトイレの整備を実現することができた。	○
技術管理課	地域の担い手になる子どもの学びの場づくり	子どもたちが将来、地域の担い手になることを夢見て、健やかに育ってくれるよう、地域の安全安心の仕組みを学べる機会となる事業を実施とする。	2,400,000	2,400,000	来場者数：親子3,000人 建設産業のイメージの向上（イベントへの参加により建設産業に対する意識を向上させる）	来場者数5,000人 「イベントに参加して建設産業に魅力を感じた」と回答した割合が99%。	最新技術の体験を通して、「技術の進歩を実感した」「子どもが喜んでた」との声があった。 建設産業を学ぶ場として、子どもに普段体験できない機会を提供することができた。	◎
技術管理課	外国人の子ども・若者が地域の防災に参画できる場づくり	外国人の子どもたちや若者が、将来、地域の担い手となってくれるよう、地域の防災対策や安全安心な地域づくりに参画できるイベントを実施する。	1,500,000	1,500,000	来場者数：親子3,000人 防災意識の理解度の向上（地域の安全は地域が守るという認識を持てた人の割合：80%）	来場者数5,000人 外国人の来場者が確認できず、防災意識の向上に関する調査ができなかった。	外国語の広報物を作成し、広報をおこなったが外国人に来場してもらうことができなかった。	△
流域政策局 砂防室	土砂災害防止啓発チラシ翻訳版作成事業	土砂災害防止に関するチラシを多言語に翻訳し、配布することにより、日本語の読み書きが困難な外国人の子どもたちが、土砂災害の脅威や、土砂災害から身を守る方法について理解を深めるきっかけをつくる。	343,420	343,420	アンケートにて「啓発チラシが役だった」と回答した子どもの割合：80%	アンケートにて「啓発チラシが役だった」と回答した子どもの割合：100%	外国人学校の生徒を対象に配布したチラシがわかりやすく有益であるかどうかアンケートを実施したところ、100%の有益であるという回答をいただけた。 また、チラシを配布した市町役所からもご好評いただいた。	◎

所属名	事業名	事業概要	決算額	うち 子	事業目標	事業実績	事業評価 (施策利用者の具体的な声・意見等含む)	
			(円)	ども・若者基金				
建築課建築指導室	出前授業用啓発動画作成業務	小学校への出前授業や啓発イベント等で使用する耐震啓発動画を作成する。また動画内で使用するイラストの作成を大学連携により県内大学に依頼する。	788,150	788,150	出前授業でのアンケートにおいて「理解できた」・「概ね（まあまあ）理解できた」と回答した子どもの割合：80％	動画内で使用するイラストの作成を大学連携により県内大学に依頼した。動画を令和6年度の出前講座（県庁見学会（放課後デイサービス）11名、葉山中学校8名）、イベント（イオンモール草津のブース出店、建築士フェスティバル）で活用した。	子どもたちから、動画の中のブロック塀の倒壊に驚く声上がり、関心の高さを感じた。県庁見学会のアンケート回答では、11人中11人が筋交いの必要性、2階荷重の重要性を理解できた。実験と、動画で講座を交互に行い、適度な集中を維持しながら、手前講座を進行できた。	◎
高校教育課 魅力ある高校づくり推進室	多様な学び重点カリキュラム研究開発事業	各校の実情に応じた少人数学級の工夫や、義務教育段階での学習内容の定着、特別な支援を必要とする生徒等のニーズに応える教育活動の展開、学校独自の特徴的な学びの提供など、生徒の様々な学習ニーズに対応した多様な学びに重点的に取り組むために、カリキュラム開発のための研究を行う。	590,425	590,425	多様な学びを提供することで、子どもたちの自分らしく生きる力、幅広い視点、自己に合った学びを発見することができるようにする。 学校評価（第三者評価）において、魅力化の取組が進んだと評価された学校数の増加。	北大津高校および栗東高校で「高校における通級指導など特別支援教育の研究」に、北大津高校および野洲高校で「多様な学びの研究」に取り組んだ。 高校における通級による指導、学び直しの授業や少人数指導等に関する他府県における先進的な取組について調査・研究するとともに、多様な学習ニーズに対する教員の理解、スキルを高める取組を実施した。	令和7年度からの北大津高校における3年生を対象とした通級による指導の実施につながった。 試行授業の実施や先進校視察により、カリキュラム導入にかかる具体的な検討ができた。 学校評価（第三者評価）において、魅力化の取り組みが進んだと評価された学校の数：38校（73.1％）	○
高校教育課 魅力ある高校づくり推進室	高校魅力化チャレンジ事業	令和7年度において高校が自由な発想で主体的に考え、魅力化にチャレンジしようとする取組を、県立高校を対象に募集し、県内のモデルとなる優れた取組を選定。 また、高大連携重点校について、先進的な取組事例の共有や各校の課題の共有等を行うための連絡会議を開催し、各校の取組の活性化を図る。	3,200	3,200	学校評価（第三者評価）において、魅力化の取組が進んだと評価された学校数の増加。	令和7年度事業実施採択校として、八日市高校および八幡高校を採択した。 「滋賀の県立高等学校魅力化プラン」における「高大連携重点」校を対象に連絡会議を開催し、各校間での情報共有を行うとともに、今後の課題等について討論した。	学校評価（第三者評価）において、魅力化の取り組みが進んだと評価された学校の数：38校（73.1％）	○

所属名	事業名	事業概要	決算額 (円)	うち 子ど も・若者基金	事業目標	事業実績	事業評価 (施策利用者の具体的な声・意見等含む)	
幼小中教育課	学校図書館連携推進事業	県内全ての小・中学校及び義務教育学校の学校図書館担当教諭と、学校司書、公立図書館司書が一堂に会して協議会を実施し、学校図書館に携わる者の連携をより強め、子どもたちの主体的な読書活動の拠点となる学校図書館の整備充実を図るとともに、学校図書館を生かした読書活動や授業づくりの活性化を行う。	190,190	190,190	令和7年度全国学力・学習状況調査において「学校の授業時間以外に、一日当たりどれぐらいの時間、読書をしますか」の質問に対し、「30分以上」と回答する児童生徒の割合が、小学校39%、中学校28%以上。「読書は好きですか」という質問において「当てはまる、どちらかといえば当てはまる」と回答する児童生徒の割合が、小学校74%、中学校65%以上。 ※それぞれ令和5年度の数値より+3%	5月と2月に、県内全ての小・中学校及び義務教育学校の学校図書館担当教諭と、学校司書、公立図書館司書が一堂に会して協議会を実施した。 5月は中学校区でグループを編成し、2月は他市町の学校とグループを編成して協議を行い、連携を強めるとともに学校図書館を生かした読書活動や授業づくりについて意見を交流した。 また、5月の協議会では、学校図書館の現状や課題、役割といった基本的な内容についての説明および大学教授による講義を行った。2月の協議会では、より実践的な内容として、読書活動推進事業の推進協力校等の事例発表や、学校図書館の学習センターとしての機能の活性化について大学教授の講義を行った。	令和7年度全国学力・学習状況調査において、「学校の授業時間以外に、一日当たりどれぐらいの時間、読書をしますか」の質問における「30分以上」と回答する児童生徒の割合は、小学校が30.8%、中学校が19.2%であった。同様に「読書は好きですか」という質問における「当てはまる、どちらかといえば当てはまる」と回答する児童生徒の割合については、小学校が69.3%、中学校58.2%であった。目標値には到達しなかったが、いずれの項目においても全国との差は縮まった。 協議会後のアンケート結果では、下記の項目において肯定的な回答が多くを占めた。 ○事例発表を受けて学校図書館の活用への理解が深まった…98% ○大学教授の講義を受けて学校図書館の学習センターとしての機能の活性化について理解が深まった…97% ○グループ協議での意見交流を通して学校図書館について理解を深めることができた…98% また、「読書活動を推進する取組例を生かしていきたい」という声や「来年も同じ大学教授のお話を聞いて学びたい」という意見があった。	○
幼小中教育課	多様な学び確保推進事業 (夜間中学)	多様な環境下において、今からでも学びたいと思っておられる県民の方々が自主的な学びを進められるよう、特別的教育課程の編成や、それに伴う教職員研修を実施するなど、開設に向けた準備を進める。 ・夜間中学の開設準備のための助言および支援 -準備委員会の実施 -必要な備品・消耗品の選定と購入 -学校説明会や体験会等の開催 -特別的教育課程の編成や教職員研修	4,788,000	4,788,000	特別的教育課程の編成や教室環境の整備を確実に行之、令和7年4月に夜間中学を開設する。	・2回の有識者会議を実施し、より実態に即した夜間中学となるよう、専門的な立場から意見を聴取した。 ・2回の入学希望者説明会を実施し、延べ30名の方が参加された。 ・学校運営に必要な教室等備品、消耗品、指導書、教材教具等を購入した。 ・大学教授を招聘し、湖南省立甲西中学校で勤務する教職員等を対象にした夜間中学についての研修会を開催した。 ・神奈川県への先進地視察を実施した。	・21名の生徒が入学し、主体的に学習を進めている。 ・教職員は、生徒が主体的に学びに向かう姿からやりがいを感じ、意欲的に業務に取り組んでいる。 ・学校訪問をした際に、生徒から夜間学級が開設されたことへの感謝の言葉が聞かれた。	○

所属名	事業名	事業概要	決算額	うち 子ど	事業目標	事業実績	事業評価	
			(円)	も・若者基金			(施策利用者の具体的な声・意見等含む)	
特別支援教育課	高等学校特別支援教育体制整備事業	高等養護学校と高等学校等による協議会を設置し、地域の高等学校における特別支援教育の課題解決を図る。学識経験者・医療・福祉・労働関係者等の専門家による指導・助言等のほか、研修等を通じて、各学校での理解と専門性の向上につなげる。	596,000	596,000	個別の教育支援計画の連携率：30% (R4調査結果：18.35%) 個別の指導計画の活用率：60% (R5年度からの新規調査項目。 現在調査中) 個別の指導計画の参画率：60% (R4調査結果：42.93%)	・R6実態調査では、個別の教育支援計画の活用率は25.8%、個別の指導計画の活用率は48.8%とともに上昇した。 ・専門家チームを、高等養護学校2校にのべ13回、通級指導教室設置校1校にのべ4回派遣した。 ・高等養護学校サポートチームによる巡回相談を、湖北地域は県立高校7校に對しのべ93回、南部・甲賀地域は県立高校15校に對しのべ128回実施した。 ・湖北地域、南部・甲賀地域ともに、年間2回の研究協議会と合同研修会を開催した。	・高等養護学校サポートチームが地域の高等学校に對して助言を行う体制を構築することができた。また、地域ごとに設置した研究協議会により、各地域の高等学校が抱える課題を共有し、専門家チームの指導助言を受けながら解決に向けてともに検討する体制づくりができた。 ・地域の高等学校からは、「支援方法が正しいか不安だったが、サポートチームに相談することで自信や安心感をもって生徒や保護者の対応にあたることができるようになった。」「研究協議会で近隣校の先生とのつながりができ、協議会後もそのつながりを活かして校内体制づくりに取り組んでいる。」「管理職の先生と特別支援教育コーディネーターと一緒にグループ協議をしたことが、校内体制づくりへの大事なステップになった」という声があった。	○
特別支援教育課	高等学校特別支援教育体制整備事業 ※上記とは分けて記載	高等養護学校と高等学校等による協議会を設置し、地域の高等学校における特別支援教育の課題解決を図る。学識経験者・医療・福祉・労働関係者等の専門家による指導・助言等のほか、研修等を通じて、各学校での理解と専門性の向上につなげる。	12,418,606	12,418,606	個別の教育支援計画の連携率：30% (R4調査結果：18.35%) 個別の指導計画の活用率：60% (R5年度からの新規調査項目。 現在調査中) 個別の指導計画の参画率：60% (R4調査結果：42.93%)	・R6実態調査では、個別の教育支援計画の活用率は25.8%、個別の指導計画の活用率は48.8%とともに上昇した。 ・専門家チームを、高等養護学校2校にのべ13回、通級指導教室設置校1校にのべ4回派遣した。 ・高等養護学校サポートチームによる巡回相談を、湖北地域は県立高校7校に對しのべ93回、南部・甲賀地域は県立高校15校に對しのべ128回実施した。 ・湖北地域、南部・甲賀地域ともに、年間2回の研究協議会と合同研修会を開催した。	・高等養護学校サポートチームが地域の高等学校に對して助言を行う体制を構築することができた。また、地域ごとに設置した研究協議会により、各地域の高等学校が抱える課題を共有し、専門家チームの指導助言を受けながら解決に向けてともに検討する体制づくりができた。 ・地域の高等学校からは、「支援方法が正しいか不安だったが、サポートチームに相談することで自信や安心感をもって生徒や保護者の対応にあたることができるようになった。」「研究協議会で近隣校の先生とのつながりができ、協議会後もそのつながりを活かして校内体制づくりに取り組んでいる。」「管理職の先生と特別支援教育コーディネーターと一緒にグループ協議をしたことが、校内体制づくりへの大事なステップになった」という声があった。	○
生涯学習課	県立学校地域協働モデル事業	コミュニティ・スクール設置校への地域学校協働本部モデルの設置。 モデル校には地域コーディネーターを配置し、学校運営協議会と連携しながら地域協働活動を推進する。モデル校での取組を検証・事例として活用することにより、県域への普及をめざす。	497,800	497,800	CSと地域学校協働活動の一体的推進が図られている県立学校数：5校（R9年度）	【推進体制の整備】 ・県立3校（愛知高校・愛知高等養護学校、東大津高校）をモデル校として位置づけ、地域コーディネーターを2名配置した。 ・愛知高校・愛知高等養護学校の地域コーディネーターは、愛荘町地域おこし協力隊の方で有償。東大津高校の地域コーディネーターは、企業（京都信用金庫）の地域貢献の一環として無償で適宜参画。 【県との連携・モデル校間の連携】 ・県立学校地域協働連絡会を年間2回開催。 ・CSアドバイザーを交え、地域コーディネーターとの打合せを4回実施。 【各校での取組】 ・愛知高校・愛知高等養護学校の地域コーディネーターは74日（313時間）のコーディネート業務に従事。 ・探究的な学習を中心に、地域コーディネーターが学校職員とも連携を図り、実施。	・愛知高校・愛知高等養護学校では、地域コーディネーターが職員室に駐在し、教職員や生徒との良好な関係を築くことができた。当該学校の学校運営協議会とも連携を図り、「子どもに寄り添う」地域と学校の連携・協働体制が整った。 ・令和9年度以降に県域での普及を見据え、モデル校での取組の蓄積、分析、発信等が必要である。	○

所属名	事業名	事業概要	決算額	うち 子ど	事業目標	事業実績	事業評価 (施策利用者の具体的な声・意見等含む)	
			(円)	も・若者基金				
生涯学習課	「こども としょかん」学校図書館応援事業(生涯学習課)	小中学校の図書館における学校司書配置を促進するため、図書の専門知識に加え学校教育に関する知識等について学ぶとともに、関係者同士のつながり作りともなる講座を実施し、小中学校図書館の運営を支援するスキルを持つ学校司書人材の育成を図る。	613,725	613,725	講座修了者割合：80%	・全7回の連続講座で、7月29日に開講。以降、月1回のペースで、県南部（県庁、県立図書館等）を会場に実施した。 ・定員30名の講座に県内各地から応募があった。29名が修了。	・講座ではグループワークなどによる実習もしていただいたが、講師からの課題に対して受講者同士で活発に意見交換するなど、意欲的に参加いただいた。 ・これまで地域の学校等で読み聞かせボランティア等の活動をされてきた方、元教員や学校支援員の方、司書資格をお持ちの方等もおられた。講座終了時には、学校司書として働きたいという思いを強くされた方も多かったようである。令和7年度には、修了者の中から学校司書として1名、図書館司書として1名が就労された。 ・講座開催に関して市町学校図書館担当者の認知度も高く、年度末には5市町から雇用のために修了生の情報提供依頼があった。	○
生涯学習課	「こども としょかん」学校図書館応援事業(図書館)	令和6年度開設の「こども としょかん」サポートセンターにおいて、子どもの読書活動の推進に携わる子ども読書・学校図書館支援コーディネーターを設置するほか、学校図書館で活用するための貸出セットを整備する。これらの図書セットは、センターが実施する学校図書館支援に用いるほか、市町立図書館を通じた学校への貸出を行う。	6,102,022	6,102,022	学校図書館支援事業参加校アンケート「良かった」「大変良かった」合わせて90%以上 ※アンケートには、事業実施前と後での子どもの変化や意見についての項目を含む センターの事業の方向性が変わり、初年度は小中学校への支援は主に聞き取り・現地懇談のみとなった為、アンケートの実施は行っていない。	・令和6年度開設の「こども としょかん」サポートセンターの学校図書館支援専用の蔵書として、各社の教科書、「調べ学習」「特別支援学校の読書支援」「外国にルーツを持つ子ども読書支援」の3つのテーマの児童書を1,317冊整備 ・「こども としょかん」サポートセンター設置事業での上記図書の活用、ポータルサイトでの蔵書紹介、運用開始 ・コーディネーターは主に「こども としょかん」サポートセンターにおける図書整備のほか、外国にルーツを持つ子どもへの多言語サービス・市町立図書館や他機関と連携したアウトリーチ事業の支援を実施→長浜市多文化共生・国際文化交流ハウス(GEO)に多言語資料による児童書コーナーを試行設置、3市2町の図書館に計30回1,361冊の図書の貸出に加えてイベントの開催支援を実施(県立美術館・滋賀文教短期大学等との連携事業など)	令和6年度の「こども としょかん」サポートセンターの開設と一体の運用となるため単独での評価は難しいが、センターでは県内19市町において各教育委員会より推薦された学校1校を訪問し、学校長・司書教諭・学校司書との懇談を行ったほか、特別支援学校5校を計24回訪問し、運営相談と併せて296冊の図書を貸出。これらの懇談や運営相談の結果を反映して選書を行っている。 購入した蔵書の本格的な活用はこれからだが、貸出先では「子どもたちの特性を捉えた選書や、より読書の裾野を広げる選書面でセンターの協力があることは大変心強い」との意見をいただいた。県下の学校図書館の実態や希望を反映した支援図書の整備によって、次年度以降のセンターによる学校図書館支援をより効果的に実施することができると考える。 また、コーディネーターは様々な連携事業に携わり、図書館サービスが届きにくい子どもたちへの読書支援策の推進に大きく寄与した。	○
子ども育ち学び支援課	子どもの居場所づくり支援体制強化事業	居場所づくりのコーディネーターを配置し、既存の場所を活用した子ども若者の居場所の立ち上げや学習機会等の多様な機会の提供のサポートを行う。	10,425,000	3,475,000	居場所の新規立ち上げ：4か所 学習機会等の提供支援：7か所	居場所の新規立ち上げを7か所、居場所における学習機会等の提供支援を14か所で取り組むことができた。	目標にしていた個所以上の居場所のコーディネートを実施でき、子どもが居場所を利用することで不登校状況の改善などにつながった。引き続き、多様なニーズを抱える子どもの居場所づくりを進め、子どもへの支援体制の強化に取り組む。	○

所属名	事業名	事業概要	決算額 (円)	うち 子ど も・若者基金	事業目標	事業実績	事業評価 (施策利用者の具体的な声・意見等含む)	
子ども育ち学び支援課	民間施設を利用する子どもや保護者への支援の在り方調査・検証事業	フリースクール等民間施設を利用する子どもやその保護者、民間施設を対象としてアンケート調査等を実施する。また、アンケート調査に協力いただいた保護者に対して謝礼を支払う。	13,905,000	13,905,000	民間施設利用の実態や行政へのニーズ等を把握し、今後の施策の検討の参考にするとともに、市町の取組を支援する。	民間施設を利用する子どもやその保護者を対象にアンケート調査を実施し、165名の方にご協力をいただいた。また、民間施設を対象にアンケートおよびヒアリングを実施し、41施設・団体にご協力をいただいた。各調査により、施設利用の実態や行政ニーズ等を把握でき、不登校支援施策の検討に活用することができた。	不登校状態にある子どもへの対応、保護者への支援、幼保小連携・接続、校内外の教育支援体制、学校と民間施設との連携強化などに対して課題があることがわかり、施策検討する上での貴重な基礎資料となった。また、途中経過時点で整理した課題等について、R7年度当初予算において一定の事業化もでき、スピード感を持って対応できたと評価できる。	○
	合計		142,558,505	103,923,187				

令和6年度滋賀県子ども・若者基金充当事業実績報告書（継続事業）

<繰入金充当分>

所属名	事業名	事業概要	決算額	うち 子	事業目標	事業実績	事業評価 (施策利用者の具体的な声・意見等含む)	
			(円)	ども・若者基金				
企画調整課	子どもと大人の学びプラットフォーム（こなBASE）事業	・より多くの企業の子ども支援への参画を促すため、全県的にモデルプログラムを拡充するとともに、参画メリットを可視化することでさらに企業の参画につなげる。 ・取組の波及効果を狙うため、市町と連携したプログラムを実施する。 ・子どもの育ち・学びの現場側が企業の支援を受けやすくなるため、企業支援情報のメニュー化しHP上に公表し、半自動でのマッチングを可能にする。 ・また、昨年度から引き続き、HPや相談窓口等を通じて、子どもの育ち・学びの現場と繋ぐ。	10,499,000	10,243,486	子ども向けプログラム参加人数（子ども）：200人 子ども向けプログラムのアンケートで「参加して良かった」と回答した割合：80％（子ども、企業双方）	企業と子どもたちを見守る現場を繋ぐプラットフォーム「こなBASE」を運営し、企業による子どもたちへの体験プログラムや企業同士が交流する報告会等を実施した。 ○会員登録企業・団体数 91企業・団体（令和5年度からの累計） ○企業向けイベント 4回 ○体験プログラム 43回 ○子ども向けプログラム参加人数（子ども）：1,266人 ○子ども向けプログラムのアンケートで「参加して良かった」と回答した割合：子ども97％、企業97％	令和5年度に立ち上げたSDGsプラットフォームを引き続き運営することで、企業がSDGsの取組や仕事への想いを多くの次世代に伝えることができ、併せて子どもたちの価値観や新たな視点による発想を吸収・蓄積することができた。 ○利用者の声 子ども：「たくさんの人たちがしがのおしごとをしているのを気づいてわたしもしがのおしごとをもっと知りたくなりました。」 企業：「誰にでもわかるように仕事の説明する難しさがよくわかった。自分の仕事を自分の言葉で表現する力を身に着けたいと思うきっかけになった。また、このように小学生のときに仕事の話を聞く機会を持てることは、将来の子どもたちの可能性が広がる。今後も継続して実施してほしい。」	◎
文化財保護課	文化財の子はぐくみ事業	子ども達が文化財を保存継承する人々と関わることを通じて文化財を知り体験することにより、郷土への愛着の形成や子どもの豊かな人間性・社会性、支え合いなど生きる力を育む。	163,969	163,969	会場に来た延べ人数：100人 アンケートによる満足度：90％	ザ・シガパーク、および「すまいる・あくしょんフェスタ2024」に出展した。 ・ザ シガパーク フェスタ 2024 文化ゾーン内に復元整備されている源内峠遺跡の見学ツアーを実施。80名が参加。 ・「すまいる・あくしょんフェスタ2024」伝統技術の一つである「竹くぎ打ち」等の体験を行い、118人が参加。	文化財保護の仕事に日々従事している技術者との交流や、普段なかなか体験ができない伝統技術の体験が特に好評で、多くの参加者を得ることができた。「木をたたく（大工さん）のがたのしかった」という声など、体験を通して「こういう仕事があるのだ」ということを多くの子供に知っていただくことができた。また、子ども達だけでなく、一緒に来場された保護者も興味をもって色々な質問をしてくださり、幅広い世代の方に文化財保護に関する知識を広げていただく、非常に良い機会となった。	◎
環境政策課	自然体験を通じた環境学習推進事業	第四次滋賀県環境学習推進計画の計画期間の終期である令和7年度までの3力年を事業計画期間とし、子どもを取り巻く様々な環境下において、自然体験、環境学習の機会の充実と体験プログラムの質の向上を図るため、以下の3つの方向性のもと、実践型講座や自然体験イベント等を実施する。 ①子どもを対象とした体験活動の企画・実施の能力を高める幅広い人材の育成 ②環境学習に取り組む活動団体等との連携による体験機会の充実 ③教育現場・保育現場との連携による環境学習の推進	4,885,680	4,885,680	講座や自然体験イベント等の実施事業への参加人数：700人 （基本構想実施計画における目標値） 研修会や自然体験イベントで「プログラムに満足した」とアンケート回答した参加者の割合：90％以上	人材育成のための連続講座を計4回実施し、延べ54名が参加した。また、多種多様な主体と連携し、幼児～小学生の親子を対象とした自然体験イベントを開催し、約1,500名が来場した。	人材育成講座では、参加者アンケートで大変好評をいただき（非常に満足：95%、やや満足：5%）、「内容も勉強になり、ほかの団体の方々と話す機会をいただき有意義でした」などの感想をいただいた。参加者のスキルアップおよび参加者同士の交流を促進できたと考えている。 自然体験イベントでは、天候不良も影響してか昨年度より来場者数は減少したが、「とても楽しめました」など来場者の満足度は非常に高く、環境学習に関心がない人にも自然体験につながるプログラムを楽しんでいただくことができたと考ええる。また、12の団体に出席いただき、「子どもたち、両親の笑顔が見れた」「直接参加者と話せる貴重な機会で大変満足している」など、大変好評いただいた。	○

所属名	事業名	事業概要	決算額	うち 子ど	事業目標	事業実績	事業評価 (施策利用者の具体的な声・意見等含む)	
			(円)	も・若者基金				
健康危機管理課	定期予防接種再接種支援事業	骨髄移植等により免疫を消失した20歳未満の方への予防接種の再接種を支援する市町事業に対して、その1/2を補助する。	102,000	102,000	早期の県内全市町による当該事業の実施。	令和6年度、4市町5人の対象者の方への予防接種の再接種支援を実施した。	現行の予防接種法では、再接種の場合は定期接種扱いとならず、全額自己負担が必要となるため、疾患を抱える子どもの健康を守るための補助事業は効果的である。	○
健康しが推進課	口腔衛生センターの機能拡充による安全・安心の障害児歯科治療の構築	地域の一般診療が難しい障害児（者）の歯科診療について、口腔衛生センターで歯科治療を実地することで治療機会を確保し、あわせて障害者入所施設入所児（者）に対して歯科健診や歯科保健指導を行うことで、障害児者の健康保持および増進に取り組む。	42,045,008	19,605,000	治療患者数：延べ3,300名 初診待ち：1か月以内 静脈内鎮静法による診療：最長2か月待ち 受診希望者が気兼ねなく受診を相談できる運営	・治療患者数 延べ2,494件 ・入所施設歯科健診 17か所 ・入所施設歯科衛生教育 20回 ・診療体制 拡充前：週2 拡充後（R5～）：週5、常勤歯科医師1名配置	診療機能の拡充として、令和5年度に診療日を週2から週5に増加し、常勤歯科医師を配置したことで、患者の診療待ちがほぼ解消された。また、令和6年度には歯科治療の対象要件を緩和したことで患者数が増加した。	○
子ども若者政策・私学振興課	しが出会いサポート地域連携推進事業	結婚を希望する方の希望を叶えるため、令和4年度に設置・構築したしが・めぐりあいサポートセンターとマッチングシステムを継続して運用する。	22,889,000	345,000	・アクティブ会員数:1,500人 ※当事業の会員登録は2年間有効である。	・アクティブ会員数：1,028 名 ・延べマッチング数:2,927組 ・交際延べ成立数：934組 ・これまでの成婚退会：49組 (令和6年3月31日時点) ・小規模イベント（8対8）：10回開催 ・大規模イベント（15対15）を3回開催 ・しが・めぐりあいサポートセンターに結婚支援コンシェルジュを2名配置し、市町や企業に対し、現状把握や連携を働きかけた。	・「しが・めぐりあいサポートセンター しが結」の運営により、市町や企業等と連携する仕組みを構築するとともに広域的な出会いの機会を創出することができた。 ・結婚支援コンシェルジュの活動により、県内市町や企業等と連携した結婚支援に関する取組を実施することができた。	○

所属名	事業名	事業概要	決算額	うち 子	事業目標	事業実績	事業評価	
			(円)	ども・若者基金			(施策利用者の具体的な声・意見等含む)	
子育て支援課	若年妊婦等支援事業(にんしんSOS滋賀)	予期せぬ妊娠などにより、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、アウトリーチやSNS等を活用した相談支援や、次の支援に繋げるまでの緊急一時的な居場所の確保等を実施し、支援機関につなぐ体制を整備する。	4,000,000	2,000,000	相談件数 月30件	<相談>総数174件(電話相談69件、メール69件、LINE相談36件)の相談があった。市町と連携した事例1件、SATOCQとの連携した事例2件、医師への相談2件、産婦人科医療機関対応2件あった。<研修>専門職を対象にした相談対応の研修を2回開催し、174名の参加があった。	相談件数は増加傾向で、予期せぬ妊娠等により不安を抱えた相談対応を行うことができた。また、関係機関と連携するケースも増えており、迅速な対応に繋がっている。	○
子育て支援課	不安・悩みを抱える家庭へのサポート活動支援事業(旧：リトルベビー等家族支援事業)	不妊、不育に悩む家庭、流産・死産を経験した家庭、低出生体重児や多胎児を抱え育児に不安を抱える家庭、経済的に子育てに困難を抱える家庭などに広域的なサポート活動をする県内の団体の活動を支援するために活動費を助成する。	2,647,000	2,647,000	応募事業者数：10団体	流産・死産を経験した家庭や低出生体重児、多胎児を抱える家庭を支援する団体に補助金を交付：9団体 ※応募12団体	・流産・死産を経験した家族や低出生体重児や多胎児を抱える家庭を支える団体への補助を通して、当事者の支援を行うことができた。	○
子育て支援課	保育所等における安全対策推進事業	保育所等の管理者や職員を対象に、事故対策、虐待・不適切な保育防止等の安全管理に必要な知識、技術の修得に必要な研修を実施する。 ○基礎研修（オンライン型） ・事故防止や事故対応の知識・技能に加え、令和5年5月に国から示された「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」等の基礎知識の習得に向けた講義を、オンラインで配信する。 ○テーマ別（実践）研修（集合型） 4回 ・各テーマに特化した実践研修を集合研修により実施する。 適切なタイミングに、時宜に応じたテーマを取り上げ、効果的に実施する。 ・グループワークによる意見交換や実技を通して、知識、技術の習得を図る。	1,741,520	871,520	研修受講者の満足度 85%以上	○基礎研修 ・保育所等における事故や虐待等の防止と発生時の対応について ○テーマ別研修 ・プールや水遊びの事故防止、熱中症対策 ・虐待・不適切な保育 ・午睡の事故防止 ・節分豆による誤嚥と窒息等 研修修了証発行数 63名	・保育士等が、事故対策、虐待・不適切な保育防止等の安全管理に必要な知識、技術を習得できた。 ・グループワークを通じて、各園のヒヤリハット事案等の共有や意見交換を実施し、園同士での学びあう機会となった。 ・基礎研修の受講者アンケートは「非常に役に立つ 90%」「役に立つ 10%」となっており、受講者からの評価も高かった。	○

所属名	事業名	事業概要	決算額 (円)	うち 子ど	事業目標	事業実績	事業評価 (施策利用者の具体的な声・意見等含む)	
				も・若者基金				
子ども若者政策・私学振興課	滋賀で誕生ありがとう事業	滋賀で生まれ育つ子どもや家族に「ありがとう」「おめでとう」の思いをこめて「ありがとうの贈り物」を届ける。また、子育てに前向きなイメージを持ってもらえるようポジティブキャンペーンを実施する。	12,286,000	399,000	アンケートにて、「子ども・子育てに優しい社会と感じられるか」に対する回答：そう思う70%	・ありがとうの贈りものについて、1年間で5,858件のお申し込みがあった。 ・ポジティブキャンペーンとして、しがっこマルシェを開催し、約100組300名の方にご参加いただいた。	・滋賀県内の出生数に対する申込件数は、7割弱であるため、子育て世代への事業周知はできている状況。 ・今後については、子育て世帯に子育てを応援されていると感じてもらえるよう、贈りものの中身やポジティブキャンペーンの内容についてより一層充実したものにしていく必要がある。	○
子ども若者政策・私学振興課	すまいる・あくしょん普及啓発	(1)子育てに温かい社会づくり啓発活動 「すまいる・あくしょん」フェスタ・「こどもまんなかアクション」リレーシンポジウムの開催 子ども連れや妊娠中の方の外出にやさしい取組啓発事業 (2)子ども連れや妊娠中の方の外出にやさしい取組補助事業 ・補助対象者 すまいる・あくしょん宣言をしている民間事業者 ・補助上限 上限額の範囲内で費用の1/2を助成。(1事業者あたり最大250千円) ・取組内容(例)簡易休憩室(待合室)の設置、授乳室の整備、ベビーチェア・おむつ交換台の設置、啓発掲示物の作成、優先駐車区画の整備、等 (3)「すまいる・あくしょん」の情報発信拠点である特設ウェブサイトの運用・保守管理	5,991,000	2,930,500	すまいる・あくしょん取組宣言企業・団体等の登録数：200団体	・すまいる・あくしょん取組宣言企業・団体数：181(R7.3.31時点) ・啓発事業参加者数：計1,631人 ・補助金申請件数：8件/10件	・こども家庭庁と共催で「こどもまんなかアクションリレーシンポジウム」を実施し、国や県の取組発信や、企業・団体等の子ども・若者に関する取組事例共有・情報交換を行い、参加者の約9割が「満足した」と回答した。 ・「すまいる・あくしょんフェスタ」は、56の企業・団体等と連携し、初の北部開催となる米原市で実施したところ、1,514の方に来場いただくなど、「すまいる・あくしょん」の認知度向上や多くの子どもたちの体験機会の確保に繋がった。 ・専用ウェブサイトにおいて企業や地域での子どもを真ん中に置いた取組事例を発信するとともに、子ども連れや妊娠中の方の外出への配慮を促す啓発資材等を作成するなど、子ども・子育てを応援する取組を推進した。	○
子ども育ち学び支援課	ヤングケアラー支援体制強化事業	ピアサポート・オンラインサロン等をおこなう団体に対して、キャリア相談支援、イベント実施を新たに補助する。 子どもに分かりやすい啓発資材を作成する。 啓発資材作成のため、有識者・当事者のSVを受ける。	17,530,510	1,754,100	県政世論調査でのヤングケアラーの社会的認知度を7割にする。研修会の参加者目標は180人、事後アンケートにて、模擬事例検討が参考になったと回答する職員数を8割にする。	体験活動 26回延べ395名 キャリア相談 115回延べ490名 小・中高向けに子ども若者ケアラーに係る電子版啓発パンフレットを作成した。 また、県HP、子ども若者支援関係機関と連携して、学校・県内市町・支援機関への周知を行った。	キャリア相談では個別相談対応等も行い、必要な制度サービス・役場等への同行支援を実施した。また、イベント実施については、当事者自身も運営に携わることで、子ども若者ケアラー自身に寄り添った体験活動の提供につながった。 啓発パンフレットについては、学校や市町の啓発活動に活用されるなど、現場での普及活動に活かされた。	○

所属名	事業名	事業概要	決算額 (円)	うち 子ど も・若者基金	事業目標	事業実績	事業評価 (施策利用者の具体的な声・意見等含む)	
子ども若者政策・私学振興課	子ども・若者施策総合推進事業	淡海子ども・若者プランの改定等に係る、子ども若者審議会各部会の設置に関する経費 淡海子ども・若者プランの策定過程において、子どもから意見を聞くための資料の作成に係る経費	2,610,000	1,843,980	子ども・若者審議会に関して、各分野について部会を設置し、子どもの支援団体等に参画をいただくことで、淡海子ども・若者プラン、滋賀県児童虐待防止計画、(仮称)滋賀県子ども基本条例等の策定にあたり、子どもの意見の反映を図る。	・令和7年3月に「淡海子ども・若者プラン」、「滋賀県児童虐待防止計画」を策定、4月には「滋賀県子ども基本条例」を施行した。	・「子どもとともに、子どもとともにつくる県政」を目指す本県における子ども若者施策のさらなる向上に資する計画および条例を策定することができた。	◎
中小企業支援課	次世代を担う若者と創る子ども向け中小企業魅力発信事業	業種・業界の枠組みを超えた県域の組合青年部の連携体である滋賀県中小企業青年中央会およびその母体である滋賀県中小企業団体中央会と県内大学生が、県内中小企業の魅力発信と業界理解を目的として、小学生以下の子どもたちを対象に、楽しみながら県内業界・仕事を学ぶ機会を提供する。子どもたちの声を反映したイベント開催となるよう工夫し、大学生や子どもたちとともに、若手事業者が業界や仕事の魅力発信を行う。	1,750,000	1,750,000	来場者数：1500人 満足度：80%以上	来場者数：1,754人 満足度：91% 年度当初は、オンラインと現地の同時開催を予定していたが、予算を効果的に活用し事業を実施するため、現地開催のみに変更をした。そのため、目標値を満足度に変更した。	アンケートの結果、参加した小中学生の仕事や業界に対する理解度は91%と高く、またイベントを通じて連携した大学生の理解度は100%に達した。 若手経営者からは、学生や子どもたちの声をきっかけに、これまで自分たちが考えもしなかった仕事や業界の新たな魅力に気づいたとの意見が寄せられた。これを受け、今後は子どもたちの意見を活かした形で、仕事や業界のPR活動を積極的に行いたい。	○
観光振興局	「ピワイチの子」体験促進事業	親子を始めとした幅広い世代の方に、琵琶湖岸を一周するピワイチルートに限らず、自転車による県内の観光周遊を楽しんでいただくきっかけとするため、県内の4地点で募集型の子ども向けガイドツアーを企画・実施する。	1,485,054	1,485,054	ツアーに参加する子どもの人数：80名 アンケートで「参加してよかった」と回答した子どもの割合：80%	・県内4地域で開催したツアーに参加した総数は65名で、うち子どもの人数は4ツアー合計で34名であった。ツアーごとの子どもの参加人数は以下のとおりであった。 湖東ツアー：4名 湖西ツアー：7名 湖北ツアー：15名 湖南ツアー（午前の部は気候状況により中止）：8名 ・子ども向けアンケートでは、ツアーの満足度を尋ねる質問では「楽しかった」と回答した人が88%、「どちらかというと楽しかった」と回答した人が12%という結果であった。	ツアー終了後に実施した子ども向けアンケートにおいて「琵琶湖や景色がとてもきれいでよかった。また走りたい。」「本格的な自転車に乗れておもしろかった。」「実際に体で風を感じながら走ることができて気持ち良かった。」等の声があった。 実際のツアー参加者からは高い評価をいただいたが、ツアーの参加人数の観点では目標を達成できなかった。	△

所属名	事業名	事業概要	決算額 (円)	うち 子ど も・若者基金	事業目標	事業実績	事業評価 (施策利用者の具体的な声・意見等含む)	
女性活躍推進課 (男女共同参画センター)	若い世代からのジェンダー平等推進事業	学生を中心とした若者が、身近なジェンダーの問題について学び発信することを支援するとともに、未来を担う子ども達にジェンダー平等・多様性推進を教える教職員を対象とした講座を開催する。 ①ジェンダー平等ミーティング 年10回 ②教職員対象講座 県内3会場	1,059,087	1,059,087	参加人数：年間延べ300人 アンケート満足割合：90%	・ジェンダー平等社会の実現に向けて、学生を中心とした若者がテーマに沿って思いを出し合い交流する「ジェンダー平等ミーティング」を10回開し、299名参加いただいた。 ・教職員をはじめとした青少年の健全育成に携わる方を対象に、デートDVや性教育、性の多様性について理解を深めていただく講座を3回開催し141名の方に参加いただいた。	・ジェンダー問題について色んな角度から考えることが出来てとても有意義な時間だった。 ・自分以外の人のジェンダーに関する意見を聞くことが出来てとても参考になったし、自分が気づけなかったことも気づけて良かった。 ・教職員対象講座では、今回の研修で得た知識や技能は今後の業務に生かれますかの問いに80.2%の方が「はい」と回答。	○
イノベーション推進課	地場産業・伝統的工芸品次世代魅力体験事業	県内学校（小・中・高）が地場産業・伝統的工芸品製造者を行う、製造工程の体験学習等に要する経費の一部を支援する。	1,058,000	529,000	補助金利用者アンケート結果での満足度：80%以上	申請数：19件 体験児童数：1,753人 申請学校：県立3校、守山市2校、草津市1校、湖南市3校、近江八幡市1校、大津市2校、彦根市4校、長浜市1校、愛荘町1校、日野町1校 工芸品(重複あり)：信楽焼8件、近江上布2件、高島扇骨4件、(再興)湖東焼4件、正藍染1件、愛知川びん細工手まり1件、近江下田焼1件	・当事業により、新たに体験学習等を行った学校もあり、参加した子どもたちの学習効果を高められた。 ・実施費用を生徒から徴収している学校もあり、子どもたちに対する経済的負担軽減も図れた。	◎
教育総務課	子ども版「教育しが」の発行	年に2回、滋賀の教育情報等を掲載した、子ども向け情報誌を発行するため、企画、構成、印刷および配送を委託する。 ・B4、二つ折り、カラー、2ページ構成(小学校上学年を対象とした記事を掲載する。)	2,866,600	2,866,600	県内すべての小学校(特別支援学校小学校部を含む)4～6年生児童の閱讀。	・令和6年度中に2回(電子1回、紙1回)、滋賀の教育情報等を掲載した子ども向け情報誌を電子にて発行した。 ・上学年の児童を対象としたWebアンケートを実施し第3号では46件、第4号では193件の回答を得た。	・子どもたちの教育に関する興味関心を、知・徳・体全ての分野において引き立てることができたことがアンケート結果により示された。 ・アンケートから子どもたちがどの分野に興味を示しているか生の声を知ることができたほか、教育施策への意見表明の機会として役立てることができた。	○

所属名	事業名	事業概要	決算額 (円)	うち 子ど も・若者基金	事業目標	事業実績	事業評価 (施策利用者の具体的な声・意見等含む)	
高校教育課	日本語指導システム構築事業	・日本語指導が必要な外国人生徒が在籍する県立高校に対して、 ① 日本語指導の講師を派遣して、生徒の日本語習得に係る学習を支援する。 ② 日本語指導に係る研究に必要な図書の購入や先進校視察に係る経費を支援する。 ③ 高校教育課の所有する自動翻訳機を貸与する。	1,308,816	1,308,816	・外国人生徒等が日本語での学びを充実させ、日常生活でも困らない日本語スキルを身に付け、外国人生徒等が進路実現する。 ・事業実施取り組み校を令和7年度には11校（日本語指導の必要な生徒の在籍校数）とする。	・県立高等学校8校に対し自動翻訳機の貸出を行い、各校において日本語指導の必要な生徒等への教育活動に活用された。 ・県立高等学校3校に日本語指導に係る講師費用や教材研究用図書購入費用の支援を行った。	日本語指導に係る講師費用や教材研究用図書購入費用支援を行った学校における生徒アンケートの結果では、「日本語の授業を受けて良かった・日本語がうまくなった」という項目に9割以上の生徒が肯定的な回答をした。また、当事業で購入した教材研究用図書を活用して、指導者が指導方法を研究したり、自作教材作成の参考にしたりすることで、日本語指導に係るシステムの構築が進んだと考える。	○
高校教育課	トビタテ！留学JAPANしが拠点形成推進事業	産官学のコンソーシアムを実施主体とし、滋賀県内の高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、専修学校高等課程に在籍する生徒を対象に、海外留学を支援するとともに、生徒の海外留学機運の醸成を図ることにより、グローバルな視点とローカルな視点を持って、社会課題解決に貢献する人材の育成を推進する。 事業に当たっては、日本学生支援機構の公募事業「トビタテ！留学JAPAN新・日本代表プログラム」を活用する。	23,315,631	4,569,907	派遣する生徒数：年間50人 留学機運の高まりに関するアンケートにおける肯定的な回答の割合：100% 産官学で高校生を育成する機運の高まりに関するアンケートにおける肯定的な回答の割合：100% 留学した生徒が次の項目について力の向上を実感した割合（「主体的に課題に取り組む力」・「多文化共生への理解力」・「自分で課題を考え解決する計画力」）：100% 留学した生徒が、留学経験が今後の学校生活や将来設計に役立つと思った割合：100% 留学した生徒が、地域貢献への意欲の高まりや地域理解の深まりを実感した割合：100%	○派遣留學生生徒数：38人（応募39名） 公立：14校27名 私立：5校11名 ○留学機運の高まりに関するアンケートにおける肯定的な回答の割合：生徒96% 質問項目：今後より長期の留学をしたいか ○産官学で高校生を育成する機運の高まりに関するアンケートにおける肯定的な回答の割合：保護者100%、教員90%、企業関係者87% ○留学した生徒が次の項目について力の向上を実感した割合（「主体的に課題に取り組む力」・「多文化共生への理解力」・「自分で課題を考え解決する計画力」）：95% ○留学した生徒が、留学経験が今後の学校生活や将来設計に役立つと思った割合：100% ○留学した生徒が、地域貢献への意欲の高まりや地域理解の深まりを実感した割合：91%	○派遣留學生の声 ・私の家は決して裕福ではなく、トビタテ！の留学プログラムがなければ留学に行くことができなかった・・・奨学金をいだけで留学に行くことができたことに本当に感謝しています。 ・海外生活を通じて日本と異なる文化を理解できた。・・・今後、滋賀県に来られる外国の方に 対して、今回受けた親切を忘れず、丁寧に 対応したい。 ・私にとって、留学とは「自分自身の可能性を広げ、世界と繋がるための扉」です。留学を通して、私は多くのことを学び、経験し、成長することができました。 ○企業関係者の声 ・留学を経験した人は地域にとっても大切な人材（人財）になりうる。 ・民間企業にとって若い世代の経験は大切だと考える。 ○保護者の声 （お金の問題で）行きたくても行けないという現状のなか、この支援制度があることによって、留学できる喜びは大きい。	◎

所属名	事業名	事業概要	決算額	うち 子ど	事業目標	事業実績	事業評価 (施策利用者の具体的な声・意見等含む)	
			(円)	も・若者基金				
高校教育課	アグリイノベーション・ハイスクール事業	農業の学びを活かしながら地域や大学、農業関連団体等と協働した取組を通して、農業の魅力と学校の魅力を広げるとともに北部振興に寄与する。 連携して課題解決学習に取り組み、計画的に物事を進める力や調査・分析する力を養うとともに、学習成果発表を通して、まとめる力や発表力を養い主体的に活動できる人材を育成する。	1,554,192	1,554,192	農業を通して地域振興を進めることができた とアンケートで回答する割合：50%以上 学校ホームページへの本事業活動の掲載（更新回数）：50回以上	・年間を通して4回の運営指導委員会を開催し、委員とともに事業を実施できた。 ・地域や関係団体と連携し、生徒たちが地域素材を活用した学習を進めることができた。 ・農業実習が楽しいと回答する生徒の割合は94%（満足42人、やや満足59人）であり、本事業を通して充実した農業実習を実施できた。 ・農業関連への就職・進学の割合は23.2%（農業系への進学者数12/112人、農業関連産業への就職者数14/112人）であった。	・湖北の活性化、農業の魅力発信に向けて協働するコンソーシアムを構築し、年間4回委員会を通して、取組への助言をいただくとともに、生徒と企業等が協働した活動を実施できた。 ・生徒たちが地域素材を活用した学習を進めることで、湖北の魅力や農業の魅力をj知る機会となった。 ・生徒全員が学校全体の取組を知ることができ、次年度に向けた興味関心を持たせることができた。 ・農業実習が楽しいと回答した生徒が94%と高い数値なのは評価できるが、農業関連産業への進路実績数値が達成できていない点が次年度への課題である。	○
高校教育課 魅力ある高校づくり推進室	高校生による音楽魅力発信事業	県立高校の音楽科等の生徒が、小中学生等に音楽の楽しさや魅力を直接伝え体験してもらうため、びわ湖ホールと連携して音楽イベントを運営・開催する、子どもたちが積極的に参加し、楽しんでもらうことで、音楽を身近に感じられるようにする。会場彦根にし、近隣の高校にも参加してもらうことで、北部地域の子どもたちにも音楽に触れる機会を作る。	1,737,133	1,737,133	参加した子どもと保護者の人数：100人 参加した子ども（小・中学生）のうち、「音楽をより身近に感じた」とアンケートに回答した子どもの割合：85%	令和6年11月16日に愛荘町立ハーティーセンター秦荘にて石山高校音楽科、愛知高校・愛知高等養護学校およびびわ湖ホール声楽アンサンブルが連携して、小中学生に音楽の楽しさや魅力を伝える音楽イベントを開催。参加者数343人。	県立高校の音楽科等の生徒がびわ湖ホールと協働して音楽イベントを開催することを通じて、小中学生の芸術的な感性を醸成するとともに、石山高校音楽科や愛知高校音楽コースの取組について知っていただき、音楽の楽しさや将来のキャリアを考える機会を提供することができた。アンケート回答者168人のうち158人（94.0%）から、イベントに参加して「楽しかった」との回答をいただいた。（参加者数343人、アンケート回収率49.0%）	○
人権教育課	人と人とが豊かにつながる学校づくり共創事業	教育活動の基盤に人権教育を位置づけ、誰一人取り残さない学校づくりをめざした取組を行う。互いの多様性を認め合い、一人ひとりが主体性をもって自己実現をめざす子どもの育成を図るため、次のことを行う。 ・学校づくりに力点を置いた学校アドバイザーの支援訪問（年4回）+総括訪問を実施する。 ・話し合い活動等の充実を通し、多様な生き方と考え方を知り、認め合うことのできる学びと態度の育成を図る。 ・子どもの意見を表明する機会の確保を図り、子どもを中心においた学校づくりを子どもと共に進める。 ・ベース校の実践の交流を行うため、連絡協議会（年2回）を開催する。 ・児童生徒や教職員、保護者に対するアンケート調査等により、取組の成果を検証する。 ・事業の成果をリーフレットにまとめ、県内学校等に発信する。	593,759	593,759	子どもへのアンケートを必須とし、子どもの変容を検証・分析している。自尊感情（自己肯定感・自己有用感・自己効力感・所属感等）を図る指標となる項目について、肯定的な回答をする児童生徒の割合が、前年度と比べ増加することを目標とする。	・各ベース校において、子どもと子どもをつなぐ授業づくり、集団づくりを中心に研究を推進した。 ・アドバイザーによる支援訪問・総括訪問を各ベース校に年5回、計15回実施した。 ・ベース校同士の連携や情報交換等のための連絡協議会を年2回実施した。 ・ベース校の取組をまとめた事業報告リーフレットを作成し、県内の公立学校へ配付した。また、年度当初開催の小・中・高・特別支援学校人権教育校長研修会および人権教育担当者研修会において、取組紹介動画により報告を行い、県内学校へ周知を図った。	・支援訪問や連絡協議会を通して、教育の基盤に人権教育を位置づけた実践の充実が図れたとともに、人と人とが豊かにつながる学級、学校づくりを推進することができた。 ・教職員アンケートにおいて、「以前と比べて、授業の中で、子どもと子どもをつなぐ視点を大切にすることができた」の設問の肯定的な回答が94%であった。具体的な意見として「教職員が一歩引くと、子どもたちがつながる機会が増えた。」「子どもたちを信じて任せることの大切さを再確認した。」といった声が挙げられた。 ・生徒アンケートにおいて、「学級みんなで協力して何かをやり遂げうれしかった」の設問の肯定的な回答が95%であり、授業・学校や地域は、みんなで創っていくものだとの自覚が生まれた。	○

所属名	事業名	事業概要	決算額 (円)	うち 子ど	事業目標	事業実績	事業評価 (施策利用者の具体的な声・意見等含む)	
				も・若者基金				
生涯学習課	「届ける家庭教育支援」 地域活性化事業	家庭教育支援チームが困難な課題を抱える家庭に訪問し、相談対応や情報提供、専門機関への橋渡しなどを行う「訪問型家庭教育支援」にさらに取り組む。そのため、家庭教育支援アドバイザーを各市町に派遣するとともに、パンフレットを作成し、各地域の実情に応じた手法で、家庭教育支援チームを中心とした「届ける家庭教育支援」の持続可能な取組が進むよう伴走支援し、県域への定着を目指す。 また、研修会や交流会で「届ける家庭教育支援」の重要性や事例を共有し、人材を育成・確保するための専門的な講座を実施し、県域での活性化を目指す。	561,853	382,853	訪問型家庭教育支援チームを組織する市町数（R8年度）：12市町 ※令和10年度までに全19市町での設置を目指す	・県内家庭教育支援活動の充実を図るための研修会を3回シリーズで実施し、172名の参加を得た。 ・家庭教育支援アドバイザー派遣を、45回79.3時間実施し、実践事例集を活用しながら各市町に応じた指導助言を行うことができた。	・研修会の受講対象者を広げることで、参加者も家庭教育関係者をはじめ、子ども食堂関係者やフリースクール関係者等幅広く参加いただき、県内の家庭教育支援のつながりをつくる機会となった。 ・家庭教育支援チームを設置する市町は、11市町となった。そのうち市町訪問型家庭教育支援を実施する市町は、9市町となったが、今後さらに取組市町を増やしていきたい。	○
保健体育課	学校保健の機能向上	学校保健の機能を強化し、子どもの心の変化に早い段階で気づき、適切な連携につなげるための研修会や、各校へ精神科医を派遣しメンタルヘルスの課題への適切な対応を図る。	238,980	238,980	研修会の参加者アンケートで ①多職種での連携の必要性が理解できた。 ②改善に向けた自校での取り組み方法が確認できた。 と回答した割合の増加。 R6 目標値80％ (参考) R5 参加者アンケート (とても参考になったと回答した割合) 講演 66％ シンポジウム 75％	多職種連携および気づきの精度向上を目的とした研修会において、参加者のアンケート結果では、目標値の80％を超える「95％」が日常の業務にいかすことができそうと回答。 委員の拡充においては、連携先が広がったことで、「心の健康アドバイザー事業」が充実してきた。	研修会において、「医療へつなぐポイントがわかった」「多職種で事例検討をしたことでそれぞれの視点に気づけた」など、多職種連携の重要性が理解でき、各校で取組もうという前向きな意見が多かった。 また「心の健康アドバイザー事業」では、アセスメントで悩む学校が、医療現場での視点や医療現場が願う、学校での支援についてアドバイスを受け、「自信をもって支援にあたれた」「連携しながら少しずつ支援していこうと思えた」と次への支援につなぐことができた。	○
保健体育課	楽しく運動推進事業	子どもたちの体力を向上させるためには、運動に対する愛好的態度を育むことが必要であり、幼少期の体験が重要となる。特に就学前・小学生に対して、運動の楽しさを実感できる取組を実施する。 ①学校園に指導者を派遣し、園児・児童、教員、保護者を対象に運動教室を実施する。 ②体育や運動の楽しさを感じさせられるよう、教員向けに研修会を実施する。	399,295	399,295	就学前の子どもたちの運動に対する愛好的態度の育成 目標値（運動教室実施後にアンケート調査を実施） 運動教室実施後、自由遊び時間等で体を動かして遊ぶ姿が増えた割合（教員観察による）→100％ 小学校低学年の運動に対する愛好的態度の育成 目標値（運動教室実施後にアンケート調査を実施） 運動教室実施後、これから体を動かそうと思った児童の割合→90％	目標値（運動教室実施後にアンケート調査を実施） 運動教室実施後、自由遊び時間等で体を動かして遊ぶ姿が増えた割合（教員観察による）→83％ 小学校低学年の運動に対する愛好的態度の育成 目標値（運動教室実施後にアンケート調査を実施） 運動教室実施後、これから体を動かそうと思った児童の割合→児童実態よりアンケート実施不可 運動教室後、体を動かして遊ぶ子どもが増えたと感じた教員の割合 →90％	実施後の教員観察によると、自由遊び時間に体を動かす姿が増えたとされた割合は83％であり、「運動後に児童が運動を楽しむようになった」と感じた教員は90％にのぼった。児童へのアンケートは実施できなかったものの、一定の成果が見られた。保護者からは、「家で手軽にできる運動を知れてよかった」「体を動かすことの大切さを再認識した」など、家庭での実践意欲につながる声が多く寄せられている。教員からも、「授業で活用できる運動が多く参考になった」「保育活動にも取り入れていきたい」といった意見があり、教員自身の指導への手応えも得ている。園・学校・家庭の三者が連携して運動の楽しさを共有できたことは、本事業の大きな成果である。今後は、継続的な実施と地域への拡充により、さらなる効果が期待される。	○
	当課以外合計		165,319,087	66,265,911				

子ども・子育て施策推進交付金

資料5

市町の子ども・子育て施策の充実を図ることを目的として、自由度の高い交付金を新設する。

交付金活用により
目指す姿

交付金対象事業

(1)～(3)の全てを満たすもの

(1)新規事業として実施するもの

※既存事業であっても政策的判断により拡大した部分については充実可能

(2)事業年度にとどまらず効果が見込まれるものまたは本制度の終了後は他の財源での実施を想定するもの

(3)次に掲げる取組に該当し、効果が見込まれるもの

- ①子どもたちが自分らしく生きる力を育むための取組
- ②家庭や地域で安心・安全に子どもを生み育てることができる環境づくりを図る取組
- ③幼児教育・保育の量や質の充実を図るための取組
- ④特別な支援を必要とする子どもを支援する取組
- ⑤困難な状況にある子どもやその家庭を支援する取組
- ⑥子どもや子育て家庭の居場所づくりなど、子ども・子育てにやさしい社会の実現に資する取組
- ⑦その他、交付金設置趣旨に合致する取組で、知事が認めるもの

※交付限度額の範囲内であれば、複数実施可能

子どもを真ん中におき、
子どもを安心して生み育てることができる滋賀県



○交付金規模：4億円／年、6年間（R6～R11）

○補助率：1／2

○交付金配分額算定方法：

18歳未満の人口割合で配分を行ったうえで、人口減少加算（※）を行う。
当算定方法で積算上少額となる町に対して基本額3,500千円を保障

※平成7年国勢調査と令和2年国勢調査の人口を比較し、人口減少率1割未満減少している市町については50万円、人口減少率1割以上減少している市町については100万円を加算。

交付金対象としない経費

- ・法令等に基づき市町負担が義務付けられている経費や負担割合が定められている経費
- ・経済的負担軽減のみを目的とした個人給付に係る経費
- ・県補助事業の拡充・上乗せに係る経費
- ・人件費
（正規職員以外の専門職の人件費は対象とする）
- ・保育士等の処遇改善に係る経費
- ・当交付金活用が3年を経過した事業の実施に係る経費
（ただし、3年経過後に効果検証を行い、滋賀県で効果があると判断した事業に係る経費を再度対象とすることは妨げない）

R 6 年度活用事業

活用事業数：150事業（19市町合計）

○活用が多かった事業

- ・ 福祉医療費助成事業（彦根市、長浜市、栗東市、甲賀市、湖南市、竜王町、愛荘町、多賀町）
- ・ 妊婦または産婦の健康診査費助成事業
（妊婦：大津市、草津市、守山市、栗東市、湖南市）
（産婦：大津市、長浜市、甲賀市、野洲市、東近江市、日野町）

○特徴的な事業

- ・ 医療的ケア児保育支援事業（野洲市）
事業内容：医療的ケア児が保育所等の利用を希望する場合に受入れが可能となるよう、保育所等の支援体制の整備・向上を図るため、医療的ケア児専任看護師として配属する。
- ・ 放課後児童クラブ障害児受入強化推進事業（湖南市）
事業内容：民営の学童保育所に運営費補助金を提供し、放課後児童クラブによる障害を持った児童に対応する専門的な知識を有する職員の配置を促す。
- ・ こどもまんなか会議（竜王町）
事業内容：こども施策をより一層充実させるため、町内の小中高生で構成される「こどもまんなか会議」を設置し、ワークショップや大人へのインタビューを織り交ぜながら、まちづくり等に関するこどもたちの意見を取りまとめ、発表の場を設ける。

自治体名 ①大津市

子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
	○大津市子ども・若者支援計画に基づき推進する事業について、事業担当課が「拡充」及び「維持・推進」と評価した事業の割合	R6	%	100	R7年11月 確定予定
	○大津市子ども・若者支援計画に基づき推進する事業について、評価指標事業の令和6年度の目標値に対する達成度(割合)の平均	R6	%	100	R7年11月 確定予定

No.	事業名	新/ 拡	総事業費	対象経費 支出額	事業内容				個別事業の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標				
					地域における実情と課題および 本個別事業の位置付け	課題への対応	個別事業の内容	拡大・拡充・変更した内容 (既存事業の場合)	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
1	保育園移転整備事業	新	377,367,650	375,576,850	大津市においては、就学前児童の人口は減少傾向であるものの、保育ニーズは増加している。安心安全な保育環境を提供するため、大津市立の保育所の耐震改修工事を行ってきており、耐震基準を満たしていない施設は、大津市立伊香立保育園のみという状況である。同園は主に園児を保育する園舎が耐震基準を満たしておらず、また、園庭の大部分が土砂災害(特別)警戒区域に指定されており、建て替えや耐震補強により、現地で運営を継続することが困難である。	大津市立伊香立保育園を別の場所に移転する。	近隣の福祉施設であった大津市旧伊香立ふれあいセンター及び旧大津市立伊香立児童館を廃止し、これらの施設を保育所に転用するための整備工事を実施した上で、伊香立保育園を移転する。	耐震基準を満たしている大津市立保育園の割合	R6	%	100	100	
2	乳幼児健診事業	拡	8,398,590	2,835,600	本市においては、母子保健法が定める1歳9か月児健診と3歳6か月児健診の実施だけでなく、2歳6か月児健診も実施している。乳幼児の健康状態を把握し、疾病の早期発見・早期治療につなげることを目的とし、切れ目のない支援をしている。また、幼児歯科健診においては、虫歯予防処置として希望者に対しフッ化物塗布代として400円を徴収しているが、希望されない方も一定数いることで全ての方にサービスの提供ができていないことが課題であった。	令和6年度から、幼児健診において虫歯予防処置手数料を徴収しないこととし、歯・口腔への関心を高めてもらい、生涯にわたり切れ目のない支援を行った。	乳幼児健診(10か月児健診・1歳9か月児健診・2歳6か月児健診・3歳6か月児健診)。次年度以降は受診率の向上を目指す。	乳幼児健診受診率	R6	%	100	95.2	
								フッ化物塗布実施率	R6	%	100	93.5	
3	妊婦健康診査等事業(妊婦健康診査費用助成) ※拡充分	拡	49,825,279	49,825,279	本市の合計特殊出生率は約1.4で横ばいで経過しており、県の1.46より低い状況にある。妊産婦の状況では、高齢初産の妊婦が増加しており、経産婦も含む高齢出産は出生数全体の約30%となっている。令和4年度の母子健康手帳交付時の相談理由のうち、妊娠・分娩に関する疾病や妊娠・分娩歴に関するものは約38%であり、妊婦健診を定期的に受診しその経過を確認する必要がある状況だった。また、本市の低出生体重児は県と同様、近年約9%と横ばいで経過している。これらの状況から、受診の機会を逃すことなく全ての妊産婦が必要な健康診査を必要な回数を受けられるよう、産婦健康診査の公費助成の創設及び妊婦健康診査の公費助成の拡充(本個別事業)を行い、市民がより健康に安心して出産や子育てできることを目指した。	安全で安心な出産のために、妊婦と胎児の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、妊婦に対する健康診査及び保健指導に対する公費負担を拡充した。	上記の課題への対応として、妊婦健康診査に要した費用を助成した。 対象者：法第16条の母子健康手帳の交付を受けた妊婦(受診日に大津市に住民登録がある者に限る。)助成額： ①受診券による助成 ※受診券ごとに助成上限額の設定あり。 ・単胎妊婦 一人当たり上限118,360円(基本受診券×14、超音波検査券×4、血液検査(妊娠初期・中期・後期)×各1、子宮頸がん検診受診券×1、GBS検査受診券×1、クラミジア検査受診券×1を交付) ・多胎妊婦 一人当たり上限153,960円(単胎妊婦に交付する受診券に加え、多胎妊婦用基本受診券×5、多胎妊婦用超音波検査券×2を交付) ②受診券超過分等の償還払による助成 本市の受診券の補助額を超える費用について、償還払する(対象検査項目は、国が示す標準的な検査項目に限る。) ※基本健診を15回以上受けた場合も対象となるが、妊婦が選択できる検査、保険診療は対象外とした。	①受診券による助成金額の拡充 ・単胎妊婦 一人当たり上限額 令和5年度 94,940円 → 令和6年度 118,360円(+23,420円) (基本受診券 令和5年度 46,580円 → 令和6年度 70,000円(14枚を一律上限5,000円に拡充)による) ・多胎妊婦 一人当たり上限額 令和5年度 125,540円 → 令和6年度 153,960円(+28,420円) (単胎妊婦と同じ拡充に加え、多胎妊婦用基本受診券 令和5年度 20,000円 → 令和6年度 25,000円(5枚を一律上限5,000円に拡充)による) ②受診券超過分等の償還払による助成 令和6年度から新規開始	妊婦健康診査受診券利用率	R6	%	90	72.5
4	妊婦健康診査等事業(産婦健康診査費用助成)	新	18,951,839	18,951,839	本市の合計特殊出生率は約1.4で横ばいで経過しており、県の1.46より低い状況にある。妊産婦の状況では、高齢初産の妊婦が増加しており、経産婦も含む高齢出産は出生数全体の約30%となっている。令和4年度の母子健康手帳交付時の相談理由のうち、妊娠・分娩に関する疾病や妊娠・分娩歴に関するものは約38%であり、妊婦健診を定期的に受診しその経過を確認する必要がある状況だった。また、本市の低出生体重児は県と同様、近年約9%と横ばいで経過している。これらの状況から、受診の機会を逃すことなく全ての妊産婦が必要な健康診査を必要な回数を受けられるよう、産婦健康診査の公費助成の創設(本個別事業)及び妊婦健康診査の公費助成の拡充を行い、市民がより健康に安心して出産や子育てできることを目指した。	産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を整備した。	上記の課題への対応として、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対し、産婦健康診査に要した費用を助成する。 対象者：令和6年4月1日以降に出産した産婦(受診日に大津市に住民登録がある者に限る。)助成額：一人当たり上限5,000円×2回(産後2週間、産後1か月)	産婦健康診査受診券利用率	R6	%	90	78.1	
5	校内教育支援センター「校内ウイング」(研究実践校)運営事業	新	6,946,548	2,531,850	自分の学級に入りづらい児童生徒については、別室や教育支援センター「ウイング」等の学校内外の落ち着いた環境の中で、自分に合ったペースで学習し生活を送ることで、学習の遅れや不安が解消され、早期に学習や進学に関する意欲を回復させる効果が見られる。このことから、不登校や不登校傾向にある児童生徒及び教室に入りづらい児童生徒の学校内の居場所を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整え、不登校児童生徒の教室復帰および主体的な進路選択、社会的自立への支援を行う必要がある。	現在、各学校で運営している「別室支援」を充実させた「校内ウイング」を設置・運営し、不登校や不登校傾向にある児童生徒及び教室に入りづらい児童生徒の学校内の居場所を確保し、学びたいと思った時に学べる環境、安心して過ごせる環境を整え、事業の効果や検証・評価を行うなど、研究を進める。	研究実践校4校において、空き教室等を活用して「校内ウイング」を設置し、不登校傾向の児童生徒がリラックスできる雰囲気をつくるための備品等を購入、設置するとともに、非常勤講師を配置して支援を行う。また、「校内ウイング」を利用する児童生徒の状況を把握し、市教育支援センターをはじめ関係機関等と連携を図りながら、次年度以降の設置・拡充に向けて、事業の効果や検証・評価を行い研究実践を行う。	小学校研究実践校2校の不登校児童率(不登校児童数／全校児童数)	R6	%	1.7	1.53	
								中学校研究実践校2校の不登校生徒率(不登校児童数／全校児童数)	R6	%	5.98	6.18	

自治体名 ①大津市

子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
	○大津市子ども・若者支援計画に基づき推進する事業について、事業担当課が「拡充」及び「維持・推進」と評価した事業の割合	R6	%	100	R7年11月 確定予定
	○大津市子ども・若者支援計画に基づき推進する事業について、評価指標事業の令和6年度の目標値に対する達成度(割合)の平均	R6	%	100	R7年11月 確定予定

No.	事業名	新/ 拡	総事業費	対象経費 支出額	事業内容				個別事業の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標					
					地域における実情と課題および 本個別事業の位置付け	課題への対応	個別事業の内容	拡大・拡充・変更した内容 (既存事業の場合)	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値	
6	小学校大規模改造 事業(トイレ改修事 業)	新	190,098,000	37,578,000	本市の学校施設については、築30年以上の施設が8割以上を占めている状況である。 子どもや保護者等からはトイレの環境改善を求める声が多くあることから、教育環境の早期改善を図るため、長寿命化改良工事とは別にトイレ整備に特化した改修工事を実施し、教育環境の改善を図る。	小学校、中学校合わせて毎年4校づつ事業化しトイレ改修工事を実施することで、早期の環境改善を図る。	便器の全面洋式化及び床の乾式化など施設の全面フルリニューアルを行う。 1校あたり、設計に1年、工事に3年、計4年を要する。		大津市立小学校でトイレ改修を実施していない学校において、トイレ改修工事を実施する	R14	%	100	13.5	
									大津市立小学校37校すべてにおいて令和14年度末までにトイレ改修工事を実施することで、教育環境が改善される	R14	%	100	13.5	
7	中学校大規模改造 事業(トイレ改修事 業)	新	484,728,000	92,464,000	本市の学校施設については、築30年以上の施設が8割以上を占めている状況である。 子どもや保護者等からはトイレの環境改善を求める声が多くあることから、教育環境の早期改善を図るため、長寿命化改良工事とは別にトイレ整備に特化した改修工事を実施し、教育環境の改善を図る。	小学校、中学校合わせて毎年4校づつ事業化しトイレ改修工事を実施することで、早期の環境改善を図る。	便器の全面洋式化及び床の乾式化など施設の全面フルリニューアルを行う。 1校あたり、設計に1年、工事に3年、計4年を要する。		大津市立中学校でトイレ改修を実施していない学校において、トイレ改修工事を実施する	R14	%	100	27.8	
									大津市立中学校18校全てにおいて令和14年度末までにトイレ改修工事を実施することで、教育環境が改善される	R14	%	100	27.8	

自治体名 ②彦根市

子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
	○養育支援訪問件数	R8	回	1549	1804
	○年少人口(0～15歳未満)の割合	R8	%	13.2	12.2

No.	事業名	新/ 拡	総事業費	対象経費 支出額	事業内容				個別事業の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標				
					地域における実情と課題および 本個別事業の位置付け	課題への対応	個別事業の内容	拡大・拡充・変更した内容 (既存事業の場合)	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
1	学校長期休暇中の 要保護児童等安否 確認事業	拡	302,000	302,000	夏休みなどの長期休暇時において、被虐待児をはじめとした支援が必要な家庭の児童が学校等に登校しないことにより、安否確認が困難となる。 このような家庭は、支援機関による訪問や電話等に拒否的であり、支援機関による訪問や電話対応に応じない場合も多くある。また、仮に訪問や電話に応じたとしても、支援機関への警戒心が前面に出てしまい、支援ニーズの聞き取りや生活実態の把握、児童の安否確認に支障が出ている。一方、このような家庭は貧困や保護者による十分な世話がされていないことも多く、給食がない長期休暇時の適切な食事の確保が課題であることは保護者側も認識していることが多い。 過去に、民間団体の寄附物品を配布した時には、普段は受入が良くない家庭においても良好なコミュニケーションをとることができ、自宅内に招き入れられることで生活実態の把握につながったケースもあるなど、訪問のきっかけとしての有効性を感じているところである。これらの状況を踏まえ、長期休暇中に配布する弁当などの物品を用意することで、訪問予約をするための連絡および実際の訪問の少なくとも2回は安否確認およびコミュニケーションをとる機会が確保できることとなる。 なお、調達する物品は訪問のきっかけとするものであり、職員(相談員)が対面で訪問・配布することに意味があるため、食の確保を主眼に置いたものではなく、訪問時に十分なコミュニケーション時間が確保できる物品量にとどめる。 ただし、物品を受け取る家庭の心情に配慮を要するため、対外的には食糧確保策の側面を強調しているもの。	配布する弁当などの物品調達業務を委託する。	学校長期休暇時の安否確認とコミュニケーションを行うためのきっかけとするため、弁当などの物品調達業務を委託する。	学校長期休暇時の安否確認を行うために配布する弁当などの物品調達を行う。	訪問時の目標達成率	R8	%	70	100
2	子ども医療費助成 制度拡大(中学生通 院医療費)	新	69,630,640	69,630,640	本市では、「若い世代が出ていかず、他から移り住みたいまち」を目指し、市長公約として、子ども医療費助成制度の拡充を進めている。 これまで、小学3年生までを助成対象としていた通院医療費助成は、令和5年4月から対象を小学6年生まで拡大した。しかしながら、県内他市町の医療費助成の拡大も進み、現時点では、17市町から遅れをとっている状況となったもの。全国的にも、通院医療費助成の対象を中学生以上としている市町が大半を占め、市民からは、医療費助成の拡大を望む声が市政への意見・提言として寄せられるなど、非常に注目の高い事業となっている。	令和6年4月診療分から、通院医療費助成の対象を中学卒業まで拡大する。	・現物給付にて、通院医療費助成を中学卒業まで実施する。 ・所得制限なし、一部自己負担金なしとし、健康保険が適応される医療費等の負担を無償化する。		年間出生数	R8	人	959	684
3	福祉医療費助成制 度拡大(高校生世代 一部自己負担金)	新	8,599,083	8,599,083	本市では、「若い世代が出ていかず、他から移り住みたいまち」を目指し、市長公約として、子ども医療費助成制度の拡充を進めている。 これまで、小学3年生までを助成対象としていた通院医療費助成は、令和5年4月から対象を小学6年生まで拡大した。しかしながら、県内他市町の医療費助成の拡大も進み、現時点では、17市町から遅れをとっている状況となり、令和6年4月から中学生まで所得制限なし、一部自己負担金無しの現物給付で医療費助成を実施することとした。 また、県制度として高校生世代の医療費助成(所得制限なし、一部自己負担金あり)の施行が令和6年4月から決まったことをうけ、本市では、出生から高校生世代まで一貫して医療費の無償化を実現すべく、市単独事業として本事業を実施するもの。	一部自己負担金を市が助成する	・令和6年4月診療分から、高校生世代の一部自己負担金を市が助成する		年間出生数	R8	人	959	684
4	臨床心理士等による 相談業務委託事業	新	810,000	810,000	多様化複雑化する困難な状況にある子どもや家庭に寄り添い、支援を行うための適切な相談先として、臨床心理士や公認心理師の重要性は増している。しかし、その人材の確保は難しい状況にある。また、地域や学校とのつながりが希薄になり、誰にも相談できずに孤立する家庭、保護者も少なくない。子育て家庭においてこのような状況が深刻化することなく、安心して子育てができるよう、困りごとのある対象者を早急に専門家とつなげることを目的としている。	令和6年度から新たに、学校等への専門家の派遣を社会福祉法人に委託した。 県からのスクールカウンセラーの配置がない小学校に臨床心理士を派遣し、スクールカウンセラーとして児童生徒支援を行った。	市内に所在し、臨床心理士や公認心理師を有する社会福祉法人に業務を委託し、学校を会場とした発育相談会や、学校・地域と連携した家庭支援等を実施した。これにより、困難な状況にある家庭とのつながりを形成し、課題解消に向けた取組を進めた。また、児童生徒や保護者との個別面接、心理授業、職員研修等を行うことで、困難を抱える子どもや家庭への支援に寄与した。	学校を会場とした発育相談会の開催回数	R8	回	3	1	

自治体名 ②彦根市

子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
	○養育支援訪問件数	R8	回	1549	1804
	○年少人口(0～15歳未満)の割合	R8	%	13.2	12.2

No.	事業名	新/ 拡	総事業費	対象経費 支出額	事業内容				個別事業の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標				
					地域における実情と課題および 本個別事業の位置付け	課題への対応	個別事業の内容	拡大・拡充・変更した内容 (既存事業の場合)	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
			円	円									
5	特別支援教育専門 員派遣事業	拡	2,591,487	1,690,979	特別支援学級在籍児童生徒や通常学級における特別な支援を必要とする児童生徒数は年々増加しているが、特別支援教育に携わる教職員の経験年数が浅く、個々に応じた適切な支援を行うためには、教職員のスキルアップを図ることが喫緊の課題である。また、対象児童生徒の進学先等を決定するために必要な知能検査を行うことができる資格を所有している人材が不足しており、確保が困難である。	特別支援教育の専門的知識と経験が豊富、かつ知能検査を行うことができる人材を会計年度任用職員として確保した。	特別支援教育専門員が学校訪問を行い、特別支援学級の担任や管理職に学級経営や教科指導についての指導や助言を行った。また、特別な支援を必要とする児童生徒の知能検査、保護者、担任等への教育相談を行った。 特別支援学級の経験年数の浅い教職員を中心としたスキルアップのため、年間4回の研修を実施した。	特別支援学級の経験年数の浅い教職員を中心としたスキルアップのため、定期的(年4回)に研修を実施した。	特別支援教育に関する研修会の実施	R6	回	3	4
6	特別支援教育支援 員派遣事業	拡	53,634,705	2,942,221	発達障害を含む障害のある児童生徒数は年々増加しており、教育的ニーズが多様化している。日常生活に関する介助、児童生徒の安全確保と学習支援、学校行事等への参加支援を行う人材を確保し、安心して学校生活を行うことができるよう体制を整える必要がある。	特別支援教育支援員を雇用し、市内小中学校に配置した。	特別支援教育支援員を全小中学校に配置し、支援を要する児童生徒の日常生活に関する介助、安全確保と学習支援、学校行事等への参加支援を中心に個に応じた支援活動を行った。これにより、学級担任や教科担任等と連携し、支援を要する児童生徒へ適切な支援を行うことができた。	各校に配置する特別支援教育支援員の人数を増やし、支援の充実を図った。	市内全小中学校への特別支援教育支援員の配置人数	R8	人	50	47

自治体名 ③長浜市

子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
	就学前児童における待機児童数	R6	人	0	11
	放課後児童クラブにおける待機児童数	R6	人	0	0
	幼稚園、保育所、認定こども園の保育士等研修受講率	R6	%	100	100
	放課後児童クラブの支援員研修の受講率	R6	%	100	70
	子育てコンシェルジュの認知度向上	R6	%	100	87.5
	子育て応援アプリ「ながまるキッズ！」のインストール数(R6.10より「ながスマ」へ移行)	R6	件	1,000	1239
	子育て支援関連団体の登録数	R6	件	71	75
	合計特殊出生率	R6	%	1.38	1.56
	長浜市民意識調査「これからも住み続けたい」に肯定的な回答の割合	R6	%	87	85.5

No.	事業名	新/ 拡	総事業費	対象経費 支出額	事業内容				個別事業の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標					
					地域における実情と課題および 本個別事業の位置付け	課題への対応	個別事業の内容	拡大・拡充・変更した内容 (既存事業の場合)	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値	
			円	円										
1	子ども医療費助成 事業 (自己負担分免除)	新	9,802,162	9,802,162	全国的に子どもに対する医療支援制度が確立しており、各自治体間で競争のような状況になっている。国等が主体的に取り組むべき政策として、国の全国一律の助成制度(財政的支援等を含め)の創設が必要。子ども医療費助成制度の拡充については、地域の医療環境への負荷(負担)の増加が懸念される。	県を通じ国要望等の働きかけを行う。 適正な受診について、呼び掛けを行う。	県子ども福祉医療費助成事業補助金の制度を活用した子ども(高校生世代)医療費助成事業において、子ども・子育て施策推進交付金交付要綱の別表に定める自己負担金を市単独事業として助成する。 次年度以降も、子どもに対して、安心できる医療の提供(医療費助成)を継続していく。		助成対象者(市単独事業分)	R6	人	3,319	3,196	
									子ども医療扶助費(県事業対応分)	R6	円	48,161,689	62,375,763	
									子ども医療扶助費(市単独事業分)	R6	円	9,159,265	9,802,162	
2	産婦健康診査事業	新	6,190,945	6,190,945	新生児訪問で行う産後うつのチェックにて、産後うつ傾向のある方が全体の7～11%あるため、早期に発見し支援につなぐ必要がある。	産後うつ傾向のある方の早期発見の一助となるよう産婦健康診査の受診率を上げるため、産婦への受診啓発や医療機関との連携を密に行う。また、産婦健康診査結果から産後うつ傾向などがある方に対しては早期に介入し、訪問や電話での相談支援を実施する。	出産後間もない時期の産婦に対する健康診査を実施。検査内容は①基本診察(問診及び診察、血圧・体重測定)②尿検査③乳房・授乳の状況④EPDSまたはNICE等の質問票を用いたスクリーニング検査⑤保健指導 母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等。費用の助成は1回5,000円で産後 2 週間、産後1か月の2回(一人当たり10,000円の助成)。受診方法は産科医療機関及び助産所にて実施。医療機関よりハイリスク者の連絡を受け、当市の保健師、助産師の相談支援につなぐ。	産婦健診結果、支援が必要な産婦への全数支援件数 700人×出生率10%	R6	%	70	118		
3	子育て支援アプリ	新	1,347,500	1,347,500	母子保健の情報発信は紙ベースでの案内やHP、他課の情報発信サイトに依頼する等しており、わかりにくい情報発信となっている。	若い世代になじみのあるデジタルツールの活用をし、市民へ電子母子手帳のアプリの活用を促し、必要な人に必要な情報がタイムリーに届くようにする。	市は母子手帳交付時に電子母子手帳アプリのインストール を市民に啓発する。また、子育て支援の情報発信を一元化させ、必要な情報を必要な時期に届けられるよう発信する。その他、母子保健のデータを電子化し妊産婦の状況把握や相談支援に利用する。市民は母子の心身の健康状態や予防接種接種歴を入力する等、健康状態の把握に利用する。	電子母子健康手帳インストール数≒280件 母子手帳発行 58人 / 月 × 8か月(運用開始8月～3月) × 70%	R6	人	280	1,239		
4	低所得妊婦に対する初回産科受診料支援事業	新	13,000	13,000	妊娠に気づいた時、初回の受診が実費になることから低所得者にとっては経済的負担が大きい。また受診が遅れることで母体の安全への配慮や必要な支援につながらないため、環境を整える必要がある(対象: R2～R4年 10人/年)。	低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、その妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげる。	初回の産科受診料の費用を上限1万円まで助成。方法は償還払いと事前に申請し受診券を持参し、市が協力依頼した産科医療機関へ受診。把握した妊婦については必要な支援が提供されるよう関係機関との連携をし支援する。	申請があった方全員へ支援を実施、関係機関と連携した件数	R6	人	10	4		
5	産後ケア事業(利用者負担の減免支援)	拡	474,600	474,600	令和5年度より、国および県が産後ケア事業の利用対象者をユニバーサルサービスとして明確化したことと、国が非課税世帯だけではなく全世帯を対象とした利用減免を明示したこと受け、当市としても市民が利用しやすくなるよう事業拡大をする。	生活保護世帯、及び非課税世帯以外の全世帯に向けた減免を実施する。	全世帯の利用者に向けた利用料の減免。1回目から5回目の利用料の減免、宿泊型、日帰り型は2500円、訪問型は700円の減免。	拡大内容 (宿泊型 6,400円→3,900円、日帰り型3,200円→700円 訪問型 1,000円→300円)	利用料減免者数	R6	人	35	211	
									産後ケア事業利用日数の増加(宿泊型、デイサービス型、訪問型)	R6	人	185	240	
									事業所と連携をした件数	R6	人	35	46	
6	サードプレイス運営事業	拡	5,645,732	5,645,732	長浜に暮らす若者が現在も将来も魅力を感じられるまちを創るためには、若者の意見やニーズ、アイデアや提案を受け入れる仕組みが必要であるが、これまでは高校生以上の若者連と自治体・地域との関係性が疎遠となっており、それらを把握することができなくなっていることから、若者の意見やチャレンジを地域で支え、地域と若者が継続的につながり、若者にとって魅力のあるまちづくりを進める基礎となる仕組みを新たに構築する必要がある。	高校生の意見や視点、アイデア、提案を取り入れるためのコミュニティの形成、高校生の提案やチャレンジを地域で支え、地域が継続的に関わり続けられる仕組みをつくることで、進学をきっかけに転出する若者が長浜に帰り、暮らし続けたいようなことにもって魅力のあるまちづくりを進める。	高校生がより身近に感じられるように年齢の近い相談相手となるユースワーカーを雇用する他、地域内外の同世代との交流や地域との関わりづくりのきっかけとなるような事業を実施する。	期間限定で行っていた事業を通年で実施し、高校生からの身近な提案だけでなく、地域内外の企業等との連携を強化することで、将来のキャリアや目標の具体化を図る。	サードプレイス延利用人数	R6	人	5000	6497	
									利用者主体のイベント数	R6	回	3	58	

自治体名 ③長浜市

子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
	就学前児童における待機児童数	R6	人	0	11
	放課後児童クラブにおける待機児童数	R6	人	0	0
	幼稚園、保育所、認定こども園の保育士等研修受講率	R6	%	100	100
	放課後児童クラブの支援員研修の受講率	R6	%	100	70
	子育てコンシェルジュの認知度向上	R6	%	100	87.5
	子育て応援アプリ「ながまるキッズ！」のインストール数(R6.10より「ながスマ」へ移行)	R6	件	1,000	1239
	子育て支援関連団体の登録数	R6	件	71	75
	合計特殊出生率	R6	%	1.38	1.56
	長浜市民意識調査「これから住み続けたい」に肯定的な回答の割合	R6	%	87	85.5

No.	事業名	新/ 拡	総事業費	対象経費 支出額	事業内容				個別事業の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標					
					地域における実情と課題および 本個別事業の位置付け	課題への対応	個別事業の内容	拡大・拡充・変更した内容 (既存事業の場合)	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値	
			円	円										
7	こども若者ボイス事業	新	268,140	268,140	長浜市総合計画第3期基本計画において「長浜に暮らす若者が、現在も将来も魅力を感じられるまち」を掲げ、若者の暮らしやチャレンジ等を応援しているところ。また、こども基本法第11条にこどもや子育て当事者等の意見を聴取し、施策に反映することが規定されていることから、本市においてもこどもや若者の声を聴き、施策に反映させる仕組みとして「こども若者ボイス」を創り、意見聴取に取り組んでいるところ。	昨年度は試行的に市職員によるヒアリングやワークショップ等を実施したが、専門的なノウハウ等がないため、こども若者から十分に声を引き出せたとはいえない状況であった。また、こどもや若者の声を施策に反映させる仕組みとして、試行的に附属機関の若手委員や庁内会議の若手職員による意見のブラッシュアップを行ったが、十分な効果が得られなかったこと等を踏まえ、より効果的かつ持続的な意見聴取の機会や仕組みづくりに向けた工夫が必要である。	当事者の潜在的な生の声を引き出すため、ワークショップやヒアリング実施時にファシリテーターやコーディネーターを配置して発言しやすい雰囲気づくりを醸成し、集まった声はイラスト等による可視化を行う。また、地域に愛着や誇りをもち、自分らしく生きる力を育むための体験活動の機会として竹生島散策活動を行い、こどもたちのやりたいことを実現するための一助とするとともに、社会全体でこども若者を応援する機運の涵養を推進する。		ファシリテーター・コーディネーターを配置したヒアリング等実施回数	R6	回	6	6	
							こども若者ボイス事業の実施回数	R6	回	6	6			
8	保育士確保対策事業	拡	673,000	673,000	＜実情＞ 本市では令和5年4月現在で待機児童数は5人となっている。また、少子化により就学前の子どもの数は減少しているものの、保育所等への入所を希望する児童の割合が増加傾向にあり、令和6年4月入所の申込数については、低年齢児層で増加している。 ＜課題＞ 入所希望児童の低年齢化や長時間保育ニーズの高まりにより必要保育士数の増加が見込まれることや、多様化する保育ニーズへの対応、待機児童解消のため、保育人材の一層の確保が必要である。 ＜個別事業の位置付け＞ 保育人材不足が待機児童の発生に直結している現状に加え、必要保育士数が今後も増加する見込みのなか、本交付金を活用した保育確保対策事業は、令和6年度の教育振興基本計画実施プランにおいて、待機児童解消のための事業として位置付けている。	・保育人材確保のため、3つの支援制度(奨学金返還支援、居住支援、再就職支援)を継続実施する。 ・保育士等採用試験受験者数の増加を図るため、PR事業(オープン市役所、就職フェア出店、大学訪問)を実施する。 ・離職者抑制のため、より働きやすい職場環境となるよう、働き方改革(業務効率化、DXの推進等)を進める。	・保育士等奨学金返還支援金(奨学金の貸与を受けた月数×2万円(最大96万円)を上限に3年間返還を支援) ・保育士等寄宿舎居住支援事業補助金(1月あたり借り上げ等の賃料、共益費の3/4を補助(補助上限額6万1千5百円/月)) ・保育士等再就職定着応援金(勤務開始後2年以上経過した際に10万円、3年経過した際にはさらに10万円支給)	令和6年度までの時限法であった3つの補助金要綱を延長したもの。	3つの支援策が保育人材の確保に有効だと思ふ本市幼児教育職採用試験受験者の割合	R6	%	75	70	
9	困難な状況にある子どもを支援するための加配配置事業	新	6,003,458	6,003,458	加配配置予定校は、複雑な成育歴や厳しい家庭環境等、困難な環境の中で日々生活している生徒が非常に多く、別室登校や専門機関等の支援を有する割合が約15%である。また、長期欠席の割合も市内中学校の中で常に上位という状況である。	加配を配置することにより、以下の点について対応する。 ・生徒一人ひとりの困難な状況を把握し、適切な支援を行う。 ・個に応じたきめ細やかな指導を行い、基礎・基本となる学力の定着を目指す。	常勤の加配を配置することにより、困難な状況におかれた生徒への適切や支援およびきめ細やかな指導を行い、自尊感情を高めるとともに基礎学力の定着を図る。		「自分にはよいところがある」という質問に対して、肯定的な回答の割合	R6	%	90	80.7	
10	長浜市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助事業	新	80,000	80,000	不登校児童生徒は、国・県同様、本市においても増加の一途をたどっており、不登校児童生徒の社会的自立を図るとともに、不登校児童生徒の多様な学びの場を確保することが必要である。市としては、校内教育支援センター(いわゆる校内別室)や長浜市教育支援センターにおいて、不登校児童生徒の支援を行っている。(市の事業は無料) また、民間が運営する、フリースクール等民間施設へ通っている児童生徒もあり、一つの学びの場や居場所となっている。しかし、その利用料が保護者の負担となっている。	フリースクール等民間施設へ通っている生活困窮世帯の保護者に対して、利用料への補助を行う。	子どもがフリースクール等民間施設を利用する生活困窮世帯(生活保護世帯・就学援助受給世帯)の保護者の経済的負担を軽減するために補助金を支払うもの。生活保護世帯:利用料の100%、就学援助受給世帯:利用料の75%(上限月10,000円)		補助金の申請者数	R6	件	3	3	

自治体名 ③長浜市

子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
	就学前児童における待機児童数	R6	人	0	11
	放課後児童クラブにおける待機児童数	R6	人	0	0
	幼稚園、保育所、認定こども園の保育士等研修受講率	R6	%	100	100
	放課後児童クラブの支援員研修の受講率	R6	%	100	70
	子育てコンシェルジュの認知度向上	R6	%	100	87.5
	子育て応援アプリ「ながまるキッズ！」のインストール数(R6.10より「ながスマ」へ移行)	R6	件	1,000	1239
	子育て支援関連団体の登録数	R6	件	71	75
	合計特殊出生率	R6	%	1.38	1.56
	長浜市民意識調査「これから住み続けたい」に肯定的な回答の割合	R6	%	87	85.5

No.	事業名	新/ 拡	総事業費	対象経費 支出額	事業内容				個別事業の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標				
					地域における実情と課題および 本個別事業の位置付け	課題への対応	個別事業の内容	拡大・拡充・変更した内容 (既存事業の場合)	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
円円													
11	(仮称)長浜市未来こども若者計画策定事業	新	6,160,000	6,160,000	こどもや子育てに関する施策については、子ども子育て支援法第61条の規定により、令和2年度から「第2期長浜市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「笑顔で子育てできるまち 子どもの笑顔が広がるまち 長浜」を基本理念に、長浜市ならではの特徴や課題を踏まえ「就学前教育・保育と放課後児童クラブの充実」「安心して子育てできる環境づくり」「子どもの育ちを応援する地域づくり」を重点的に取り組んでいるところ。 第2期計画は令和6年度末をもって計画期間が満了し、また、令和5年4月1日にこども基本法が施行され、国の定めたこども大綱では、全てのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸福な状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指していることから、本市においても、こども若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指しているところ。 このような中、長浜市ではこども基本法、こども大綱及び滋賀県の淡海子ども・若者プランを勘案し、こども基本法第10条第2項の規定に基づく「市町村こども計画」として「(仮称)長浜市未来こども若者計画」を策定し、こども若者施策を総合的かつ強力に推進していくこととする。	市全体のこども若者施策の計画とするため、①子ども・子育て支援法に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」、②次世代育成支援対策推進法に規定する「市町村行動計画」、③子ども・若者育成支援推進法に規定する「市町村子ども・若者計画」、④国の「健やか親子21(第3次)」に基づく「母子保健計画」、⑤母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する「ひとり親家庭自立促進計画」、⑥子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村子どもの貧困対策計画」、⑦国の「こども未来戦略」における放課後児童対策の一層の強化を図るために制定された「放課後児童対策パッケージ」の7分野を包括した計画として策定する。	子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の分析による課題抽出、7分野における長浜市の現状と課題の整理、長浜市未来こども若者会議への参画、計画骨子案の作成、計画素案の作成、計画概要版(こども向けわかりやすい版を含む)の作成、こども若者施策に関する情報収集等		(仮称)長浜市未来こども若者計画 本編	R6	個	1	1
									(仮称)長浜市未来こども若者計画 概要版	R6	個	1	1
									(仮称)長浜市未来こども若者計画 こども向けわかりやすい版	R6	個	1	1
12	パパママ・リフレッシュ託児事業	拡	519,467	519,467	子育て中の保護者が、日常的な育児のストレス又は急な事情により育児が困難なとき、児童を一時的に預けることで、育児負担の軽減とリフレッシュを図り、いきいきと育児ができるよう支援することを目的とする。 令和6年度の中頃、こども基本法に基づく市町村計画の策定のため実施した長浜市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の結果がまとめられた。「市の子ども・子育て施策でさらに充実させてほしいもの」の問いに対し、「一時的にこどもを預けられる保育サービスの充実」が一番多く、一時預かりに対するニーズが多いことがわかり、子育て世帯に必要な事業と位置付ける。	託児職員の追加採用、民間への委託 保護者が利用しやすいよう、アプリでの予約の対応	パパママ・リフレッシュ託児事業の実施 ・利用対象者 長浜市在住6か月～満4歳未満の未就園児 ・利用料金 250円/時間 ・利用時間 9:00-16:00(上限16時間、3施設合わせて4回/月)	当該事業を利用しやすいよう、令和6年10月にリニューアルした子育て・健康応援アプリ「ながスマ」でも予約ができるように変更した。 年度途中に保育士を1名新規採用し、受入体制を強化した。	リフレッシュ託児事業施設	R6	施設	4	3
13	療育体験教室事業	新	434,070	434,070	少子化が進みこどもの人数は減少する中でも、療育の必要な児童は減少が見られず、ここ数年は横ばいの状況である。 市内では公設の療育3事業所と民間の療育事業所3か所があり、200人以上の児童が利用しているが、すでに施設の受入れに空きはなく希望しても利用できない児童がある。療育を勧奨されても利用につながらない期間の児童や保護者に対しての支援が必要である。	療育利用を待機する児童と保護者に対して、市の療育事業を活用し、遊びの場を提供し、保護者の相談等に対応する。	療育を待機する児童と保護者に対して、発達支援の場を提供するもの。児童発達支援センター、こども療育センターいちご園に月1回親子で来所してもらい、遊びの提供や保護者相談を行う。		療育体験教室事業利用児童数	R6	人	29	26
14	通園バス車両購入	新	3,700,000	3,700,000	通園バスとして現在運行している市所有の車両は平成24年式であり、新規登録後12年が経過していることで車両の老朽化が進行し、故障による走行中の事故や急遽の運行中止といったリスクが増大している。 実際、修理頻度・修理費用も年々高くなってきており、令和6年9月にもエアコンが故障したことで、さらなる修理を要しているといった状態であり、本通園バスの更新が喫緊の課題となっている。	現在の車両の運行継続する場合、上記のリスクや費用が継続的にかかってくる。経過年数やこれらのリスク等を勘案し、長期的に有利と見込まれる車両の更新を行う。	車両を更新することにより、事故のリスク・突発的な故障による送迎ができなくなるといったリスクの低減ができ、乗車する園児やその保護者の安心安全の確保や、園や運転手の故障時対応といった負担軽減にも繋がる。		通園バス車両(車両更新)	R6	台	1	1

自治体名 ③長浜市

子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
	就学前児童における待機児童数	R6	人	0	11
	放課後児童クラブにおける待機児童数	R6	人	0	0
	幼稚園、保育所、認定こども園の保育士等研修受講率	R6	%	100	100
	放課後児童クラブの支援員研修の受講率	R6	%	100	70
	子育てコンシェルジュの認知度向上	R6	%	100	87.5
	子育て応援アプリ「ながまるキッズ！」のインストール数(R6.10より「ながスマ」へ移行)	R6	件	1,000	1239
	子育て支援関連団体の登録数	R6	件	71	75
	合計特殊出生率	R6	%	1.38	1.56
	長浜市民意識調査「これから住みたい」に肯定的な回答の割合	R6	%	87	85.5

No.	事業名	新/ 拡	総事業費	対象経費 支出額	事業内容				個別事業の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標				
					地域における実情と課題および 本個別事業の位置付け	課題への対応	個別事業の内容	拡大・拡充・変更した内容 (既存事業の場合)	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
円円													
15	幼稚園・保育所・認定こども園の備品購入	新	26,366,683	26,366,683	乳幼児が通園している保育所・認定こども園は、法令により自園調理することが義務付けられている。調理の際は、食品の加熱や冷却、食器の洗浄や保存等、様々な器具が必要となるが、多くの器具の耐用年数は10数年程度であり、耐用年数を超えた器具は故障や不具合が頻発し、園児への給食提供が困難になるといったリスクが増大している。実際、毎年多額の修繕費を要していることから、給食の提供に影響がないようにしていくことが喫緊の課題であり、リスクを最小限に抑えるために最新の調理器具を購入することにより、安心安全な教育・保育を提供することが必要となっている。 また、就学前の期間は、園児にとって身体的にも精神的にも発達に重要な時期となっている。その発達には、園児の年齢に合った保育・教育用の備品が必要であるが、園児数に対しての備品数が不足していること、また、劣化した備品は園児の怪我にもつながることから、より安全な備品を追加で新規購入する必要がある。	給食の提供に影響が出ないよう、調理器具の耐用年数・経過年数を踏まえて確実な購入を行う。また、保育・教育備品については必要数の購入や安全性が十分といえない備品の購入を行う。	給食用備品の更新により安定した給食の提供を行い、園児の成長に必要な栄養の提供や食育につなげる。また、保育・教育用備品の購入により、園児の健やかな体と心の成長につなげ、幼児教育・保育の量や質の充実を図る。		安心安全な教育・保育の提供のため、今年度調理器具の購入が必要となる園	R6	園	0	0
									数量不足や安全性確保のために今年度保育・教育用備品の更新が必要となる園	R6	園	0	0

自治体名 ④近江八幡市

子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標	KPI項目		目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
	結婚から妊娠・出産・育児までの切れ目のない、包括的な支援体制を構築するため、相談支援・情報提供の充実を図る。 (利用者支援実施箇所)		R6	箇所	3	3
	結婚から妊娠・出産・育児までの切れ目のない、包括的な支援体制を構築するため、保育等の受け入れ体制の充実を図る。 (保育所等の受入確保量)		R6	人	3599	3554
	結婚から妊娠・出産・育児までの切れ目のない、包括的な支援体制を構築するために、多様な放課後の居場所を提供する。 (放課後児童クラブ受入確保量)		R6	人	1340	1503

No.	事業名	新/ 拡	総事業費	対象経費 支出額	事業内容				個別事業の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標					
					地域における実情と課題および 本個別事業の位置付け	課題への対応	個別事業の内容	拡大・拡充・変更した内容 (既存事業の場合)	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値	
			円	円										
1	乳児等おむつ等支給子育て支援事業	新	25,385,360	25,385,360	核家族化や地域の繋がりの希薄化により、子どもを産んだのち不安感を持つ親や孤立化する親が増えていることが課題となっています。このことから、これまで近江八幡市になかった、定期的で継続的な訪問型の見守り事業を実施する。	本事業を実施することで、親の子育て不安の解消や孤立化の防止を図る。訪問の結果、支援が必要な場合、市の公的な施策に繋ぐなど虐待防止等の効果も期待できる。	乳児(0歳児)のいる子育て世帯への支援として、おむつ等の育児用品を自宅まで宅配し、その際に見守りや相談を実施する。子育て不安を聞き取り、悩みの解消や孤立の防止を図る。 【令和6年度 事業実績】 配達件数:6,154件 相談件数:177件		令和7年3月末までの出生者世帯への月平均訪問数	R6	世帯	495	512	
2	八幡西子どもセンター空調設備導入事業	新	704,000	704,000	子どもセンターにおいて、子育て中の親、子が気軽に集い、相互に交流を図る場を提供していますが、空調設備がなく、気候によっては、交流の場が親子にとって過ごしづらい環境となっている。この度、八幡西子どもセンターに、空調設備を導入することで、地域の子育て支援機能の充実を図り、子どもの健やかな育ちを促進する。	本事業を実施することで、子育て中の親、子が安全かつ安心して、子どもセンターに集い、交流を図ることが出来る。	八幡西子どもセンターに、空調設備の導入。 ・令和6年6月27日 空調設備導入 ・ホールを利用する児童を対象にアンケートを実施。 (令和6年7月22日～9月30日)回答数20件 空調設備が導入されてすこしやすくなった90%が回答。センターに来るのが楽しくなったと85%が回答。		令和6年10月までに利用者へアンケート調査を実施し、空調設備を設置したことによる環境改善率を計測します。	R6	%	70	90	
3	子どもの意見聴取事業	新	108,140	108,140	こども基本法第3条第3号及び同条第4号において、こども施策の基本理念として、こどもや若者の意見を表明する機会を確保すること、またその意見を尊重することとしている。また、同法第5条では、それらの基本理念にのっとり、こども施策を策定及び実施することを市町村の責務としている。 近江八幡市では、こどもの親やこども・子育てをサポートする団体の意見を取り入れる場は存在するが、こども施策の当事者である子どもの声を聞き取る場が存在しなかった。令和5年度には試験的に放課後児童クラブに通う児童を対象に「自分たちの居場所をよりよくするためにどうすればよいか」をテーマにこども達の意見聴取を実施した。令和6年度は近江八幡市第3期子ども・子育て支援事業計画を策定する際に、当事者であるこども達の視点が必要な個所において、対面での意見聴取を実施。	本事業の実施により、こども施策の当事者であるこどもの意見を聴取し、こども施策に反映させることができる。	令和6年度に策定を行った近江八幡市第3期子ども・子育て支援事業計画において、当事者であるこども達の視点が必要な個所についてこども達の意見を聴取し計画に反映させる取り組みを実施。また、こども計画の策定を見据え高校生を対象とした意見聴取を実施した。 10月18日 こども食堂を利用するこどもを対象とした意見聴取の実施 10月19日 外国ルーツのこどもを対象とした意見聴取の実施 2月12日 高校生を対象とした意見聴取の実施		第3期近江八幡市子ども・子育て支援事業計画に子ども達の視点を取り入れるため、令和6年12月頃までを目途に、こどもの意見聴取を実施する	R6	回	1	3	
4	公立就学前施設大型遊具更新事業	新	22,198,000	22,198,000	長年、子どもたちに親しまれてきた公立幼稚園、保育所、認定こども園の大型遊具の老朽化が進んでいます。毎年、遊具点検の結果をもとに、部分的な修繕をしているものの、全体的な劣化が進み、修繕の効果が得られなくなってきました。	公立幼稚園、保育所、認定こども園の大型遊具を更新し、子どもたちが安全に、安心して、のびのびと楽しめる環境を提供します。 公立幼稚園、保育所、認定こども園において、複合的な機能を併せ持つ大型遊具を更新することで、子どもたちが安心して伸び伸びと体を動かす中で心地よさを感じ、様々な動きを経験し、「体力」「運動能力」を高められる環境を提供するとともに、相手への敬意や思いやりの気持ち、仲間と協力することの意義を学び、心の成長につなげます。 令和6年度 4施設 更新 令和7年度 4施設 設置予定	令和6年度に安土幼稚園、馬淵こども園、武佐こども園、老蘇こども園の4施設について老朽化が進んでいる既存大型遊具を撤去し、新たな大型遊具を設置した。令和7年度は、大型遊具が設置されていない施設についても、子どもたちが安全に、安心して、のびのびと楽しめる環境を整備するため、遊具の設置を行う。		公立就学前施設に設置された老朽化が進んでいる大型遊具の更新	R6	園	9	5	
5	スペシャルサポートルーム運営事業	新	9,844,987	9,844,987	小学校における不登校児童が年々増加しており、本市は全国平均と比べても高い割合にある。登校するものの教室に入れない子や入りづらい子、教室にいることがしんどさを感じる子などが、今の学校組織の体制で十分な支援を受け入れられず、不登校になるケースがある。小学校の空き教室などを利用して子どもの居場所(スペシャルサポートルーム)を設置し、個別の支援を行う専任の支援員を配置する。	不登校になる前に子どもに寄り添った個別の支援を行い、子どもの心身の不調を改善させることができる。またSCやSSWなどと連携し、チームで支援することで保護者とともに包括的に課題の解決が図れる。	市立小学校に専任の指導員を配置し、空き教室などを利用した子どもの居場所(スペシャルサポートルーム)を設置する。多様な学びの居場所で子ども自らが相談する力やSOSを発信できる力を身につけさせる。		不登校児童生徒在籍率	R8	%	0.5	2.26	

自治体名 ⑤草津市

子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標	KPI項目		目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
	〇子育てのしやすさ(アンケート調査の実施)		R6	%	88	85.8

No.	事業名	新/ 拡	総事業費 円	対象経費 支出額 円	事業内容				個別事業の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標				
					地域における実情と課題および 本個別事業の位置付け	課題への対応	個別事業の内容	拡大・拡充・変更した内容 (既存事業の場合)	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
1	妊婦健康診査助成 の増額	拡	114,852,893	20,645,043	本市の公費負担助成は県内最低額であり、経済的負担を理由に妊娠届出が遅延する人や、望ましい時期に受診しない妊婦がいる。また、他市との助成額にばらつきがあり、転入の際、負担額増大の負担を訴える妊婦が存在する。	妊婦が経済的理由により、受診を控えることがないよう、また、支援が必要な妊婦を早期に把握し伴走型支援につなげることで、妊婦健診の受診率の向上をはかり、妊娠期の健康管理を充実させる必要がある。	基本健康診査公費助成額を増額する。次年度も継続して実施する。	妊婦一人あたり46,200円→70,000円(単体妊婦5,000円×14回。多胎妊娠の場合は5,000円×19回)	妊婦一人あたり46,200円→70,000円(単体妊婦5,000円×14回。多胎妊娠の場合は5,000円×19回)	R6	%	82	88
2	乳幼児健康診査における遊びを通した親子の育ちを支える取組	新	1,394,282	599,280	子育ての孤立化やスマホやタブレットの普及等により、子どもの遊び方が分からない、どう接してよいか分からない等、子育て支援、養育支援のニーズが高まってきている。このことから、子どもが健やかに成長し、親子の絆を深めるとともに、子どもに発達を促し、親の育児不安の軽減を図るとともに、虐待予防に努める必要がある。	子どもの遊び方が分からない、どう接してよいか分からないという親の不安感軽減のため、専門資格をもった保育士等が遊びを通した子どもへのかかわり方や遊び方を指導するとともに、その場で育児相談を実施することで、子どもの健やかな成長を支援し、孤立化、虐待予防につなげる。	10か月児健診時の待ち時間を利用し、親子の触れ合うおもちゃ等を使って、遊び方の指導や育児相談を行う。次年度も継続して実施するとともに、指導内容の充実を図る。		指導後、親子で遊ぶ機会を設けたと回答する保護者の割合(1歳6か月児健診時にアンケート)	R6	%	70	64
3	保育所・こども園等における複合遊具の予防保全事業	新	7,198,000	7,198,000	近年、保育中に発生する事故が大きく取り上げられる中、年齢の異なる様々な子どもたちが楽しみながら体力を增強できる複合遊具について、いつまでも安全・安心な環境で利用できるよう計画的な予防保全管理を行う必要性が高まっている。	保育所等に設置している複合遊具について、安全確保のための予防保全を計画的に実施し、更新時期が到来した場合や安全確保のため必要となる場合は遊具の更新を行う。計画的な遊具の予防保全により子どもが安全・安心に遊ぶことができる環境を整備する。	公立保育所等に設置している複合遊具について、安全確保のために計画的な予防保全を実施し、子どもが安全・安心に遊ぶことができる環境を整備する。 遊具更新:7,023千円(2施設)【内訳:3,235千円(1施設)、3,788千円(1施設)】 遊具修繕:600千円(1施設)		令和6年度予防保全等対象遊具(3基)への事業実施	R6	%	100	100
4	地域協働高校推進事業	拡	11,915,000	660,000	草津市教育振興基本計画に基づき、地域の大人が子どもの学びを支えるとともに、地域に開かれた学校で子どもと大人が協働し、ともに輝けるよう、「社会全体で学びを進める」ことを目指しています。そのためには、学校・家庭・地域がそれぞれの教育機能を十分に発揮し、互いが協働することにより、子どもが健全に育ち、人が輝く地域づくりを行う必要がある。現在の課題としては、当事業に関わる地域コーディネーターとボランティア人材の高齢化と固定化であり、今後とも安定的に地域人材を確保していくことが必要である。	令和4年度より開始している「スクールESDくさつ推進事業」は、令和4・5年度はモデル校3校での実施としておりましたが、令和6年度からは市内全小中学校で実施することとしているため、充実した事業実施のために地域コーディネーターを今まで未設置の5中学校に新たに設置した。地域人材の確保について、地域コーディネーターについては学校と地域の関わりを密にし、適切な人材を確保できるよう働きかけを行い、ボランティア人材の確保については、地域協働高校におけるボランティア活動の細分化や登録制度の導入、地域コーディネーターによる地域人材への働きかけなど、人材確保の工夫を行っている。	草津市では、平成10年度から学校・家庭・地域が連携し、地域の子どもと大人が共に活動し、子どもが主体となって自ら考え、行動できる人材を育成し、将来の地域の担い手づくりと持続可能な地域づくりにつながる地域協働高校事業を進めている。 今後の地域協働高校では、「草津市教育振興基本計画」に基づき、「子どもが輝く教育のまち・出会いと学びのまち・くさつ」の実現に向け、地域の大人が子どもの学びを支えるとともに、地域に開かれた学校で子どもと大人が協働し、ともに輝けるよう「社会全体で学びを進める」ことを目指す。	令和5年度の地域コーディネーター配置校 小学校14校、中学校1校 令和6年度の地域コーディネーター配置校 小学校14校 中学校6校 ⇒ 配置校5校の増加	地域協働高校の推進に満足している市民の割合 (第3次草津市教育振興基本計画)	R6	%	22.5	19.2
5	立命館大学キャンパス体験	拡	1,619,970	1,619,970	草津市と連携を結んでいる立命館大学が、全学をあげてSDGs推進に取り組んでいることから、先進的な取組や理論を学ぶことができる。グローバルな視点で学び、地域課題と世界的な課題とのつながりについて考える機会とする。	令和5年度は、玉川・老上・松原の3中学校のみで実施した結果、参加生徒へのアンケート結果から、生徒が将来の夢や希望を膨らませる機会となっていることや、普段の学校生活ではできない発見・学びを提供できていることが分かり、キャリア教育の推進・充実につながった。令和6年度からは、市内において、全小中学校を対象としたスクールESDくさつ推進事業が本格実施となることから、ESD(SDGsを実践するための教育)の視点をもちながら、大学生からの講和などを実施していただくよう、立命館大学と打ち合わせのうえ事業内容を変更し、ESDの本格実施と合わせ、草津市内全6中学校で実施することとした。	立命館大学大学キャンパス体験をとおして、草津市内の中学生が、SDGsに関する講義を聞いたり、SDGsに関連した大学生の活動を知ること、将来の夢や希望をもった生徒の育成とESD教育の推進をめざす。	令和5年度は、施設見学を中心とし、市内3校の中学1年生を対象に実施。 令和6年度は、ESD教育の視点を重視し、市内全中学校6校の中学1年生を対象に実施。	キャンパス体験の満足度(実施後、生徒対象のアンケート調査を実施)	R6	%	70	98
6	教育研究所教育相談事業やまびこ教室にかかまるマルチメディア学習システム活用事業	拡	818,400	818,400	不登校児童生徒数は全国的にも、草津市としても増加傾向にある。その影響もあり、本市やまびこ教室(教育支援センター)の在籍数は昨年度と比べ増加(37名→43名)しており、今後も増えることが予想される。やまびこ教室に通う児童生徒の学習を保障するための手立てが必要である。	やまびこ教室に通う児童生徒のため、マルチメディア学習システムを活用し、学習機会の保障をする。	マルチメディア学習システム「天神」をやまびこ教室に導入し、学習保障の1つとして児童生徒が活用できるようにする。	昨年度はアカウント数21名、教科数は小学校2教科、中学校2教科であったところを、アカウント数31名、教科数は小学校6教科、中学校5教科に拡充する。	天神利用の満足度(年度末にアンケート調査の実施)	R6	%	80	75
7	公園施設の整備	新	13,145,000	13,145,000	子育て世代が増加し、幼児や児童が多くなっている地域において、遊び場の不足が課題となっており、新たな公園整備が求められている。また、供用開始から約20年経過し、老朽化や多くの方に使用されたことにより摩耗し、不具合が生じている遊具の更新を行う必要が生じている。	子どもたちが安全・安心に利用できる遊び場を確保し、健やかな成長を支援するとともに、保護者の交流を促し、子育てに優しいまちづくりの推進を図るため、新たな公園づくりと既存の公園にある老朽化した遊具の更新を行うことにより、子どもたちが安全・安心して遊べる環境を整備する。	新規公園の整備の実施。 【公園整備費】 工事請負費(資産):13,145千円(公園整備1公園分:遊具3基、ベンチ2基)		子どもが安心・安全に遊べる環境づくりのための対象公園の整備事業の実施	R6	%	100	100
8	草津市登校支援室加配教員配置事業	新	18,179,816	18,179,816	市内の不登校児童生徒数は年々増加傾向にあり、不登校対策は市として取り組むべき喫緊の地域的課題の一つである。	現在の登校支援室指導は、学校現場の人員不足により、利用者に丁寧な支援が行えていない。登校支援室に加配教員を配置することで、不登校傾向児童生徒の学習機会の保障や社会的自立に向けた支援の充実を図る必要がある。	市内各小中学校へ登校支援室加配(会計年度任用職員)を配置し、登校支援室運営をサポートし、利用者の学習支援や教育相談、社会的自立に向けた支援を行う。		登校支援室利用者の状況好転率(各校からの実績報告書)	R6	%	50	62.8

自治体名 ⑤草津市

子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標	KPI項目		目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
	○子育てのしやすさ(アンケート調査の実施)		R6	%	88	85.8

No.	事業名	新/ 拡	総事業費 円	対象経費 支出額 円	事業内容				個別事業の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標				
					地域における実情と課題および 本個別事業の位置付け	課題への対応	個別事業の内容	拡大・拡充・変更した内容 (既存事業の場合)	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
9	小学校トイレ改修工 事実施設計	新	2,954,380	2,954,380	トイレの老朽化により、配管の詰まりや悪臭などが発生している。特に同校のトイレについては開校当初からトイレ改修を行っておらず、昨年度、2回鉄管が割れて漏水が発生している問題が発生しており、改修の必要性が高まっている。 近年、和便器でトイレが出来ない児童や、トイレが汚いことを理由にトイレを我慢する児童などが増えており、市に対してトイレの改修に向けた要望をいただいているため、同校のトイレを改修することで、子どもたちが安心してトイレをすることができ、衛生上問題がないようトイレを改修したく考えている。	文部科学省では、学校施設の安全性・機能性を確保し、感染症対策と学びを両立するものとして、衛生環境確保のための「トイレの洋式化・乾式化」が令和時代の学校施設のスタンダードであることを示していることから、本市においても老朽化を図るとともに、「洋式化・乾式化」を行うべく実施設計を行う。 なお、翌年度に改修工事を実施する見込みである。	子どもが安心して学校生活を送ることが出来るよう、トイレの環境整備を行いたいと考えている。 対応方法としては、洋式化、乾式化、配管の更新、手洗い場の改修などを実施予定。		学校施設トイレ洋式 化率	R6	%	68.3	66.9
10	小学校グラウンド側 溝他改修工事	新	5,383,400	5,383,400	笠縫小学校のグラウンドは、学校だけでなく、児童育成クラブ、スポーツ少年団や地元町内会など多くの人が利用しており、地域交流の場のみならず、子どもにとって貴重な地域とのつながりや成長の機会の場となっている。 笠縫小学校のグラウンドの課題として、側溝内に土砂が滞留しており、雨水が排水出来ないという課題がある。 また、開校当初から1度も改修等を行っていなかったため、側溝やフェンスの破損が多くあり、危険な状態である。 簡易な修繕では対応も難しく、抜本的な対応を求められている。 フェンスの高さも低く、児童が飛び越えて法定外道路に飛び出るなど課題が多くある。	側溝の改修を行い、雨水が適切に排水出来るよう改修を行う。 また、子どもが道路上に飛び出すことがないようにネットフェンスも更新して、子どもが道路上に出ないよう対策を講じる。 グラウンドの側溝等を改修することで、子どもや地域が安心してグラウンドで活動が出来る環境を整備する。	グラウンド側溝およびグラウンドフェンスの改修を実施する。		学校施設グラウンド 改修率	R8	校	20	11
11	保育所等における 性被害防止対策に 係る設備等支援	新	4,078,888	1,709,888	弱い立場に置かれた子ども・若者が性犯罪や性暴力被害に遭う事案が後を絶たない現状を踏まえ、令和5年7月に国において決定された「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」に基づき、対策の一層の強化を図るため、国の令和5年度補正予算において「保育所等における性被害防止対策における設備等支援事業」が実施されることとなった。本市が所管する子ども・若者が過ごす施設においても、性被害の防止およびその対策を支援する。	すべてのこども・若者が安心して過ごせる社会の実現に向け、性被害を防止し、プライバシーの保護を行うためのパーテーション、簡易扉、簡易更衣室等の設置やその対応状況について、保護者からの確認依頼等に応えるため、カメラによる保育内容(保育の実践記録等)の記録などを行う設備等の導入を支援することで、性被害防止対策の強化を図る。	入れ・購入、補助金交付、委託契約等により性被害の防止およびその対策を支援する。 【児童育成クラブ】(こども若者政策課) 公設:1,171千円(12施設)、民設:651千円(14施設) 【病児保育室】(こども若者政策課) 74千円(1施設) 【保育所等】(幼児施設課) 公立:476円(9施設)、私立:1,431千円(24施設) 【地域子育て支援拠点】(子育て相談センター) 277千円(7施設)		設備等により性被害 防止対策を行う施設 の割合	R6	%	100	86.6
12	中学校体育館トイレ 改修工事実施設計	新	2,217,710	2,217,710	トイレの老朽化により、配管の詰まりや悪臭などが発生している。特に同校のトイレについては開校当初からトイレ改修を行っておらず、昨年度、2回鉄管が割れて漏水が発生している問題が発生しており、改修の必要性が高まっている。 近年、和便器でトイレが出来ない児童や、トイレが汚いことを理由にトイレを我慢する児童などが増えており、市に対してトイレの改修に向けた要望をいただいているため、同校のトイレを改修することで、子どもたちが安心してトイレをすることができ、衛生上問題がないようトイレを改修したく考えている。	文部科学省では、学校施設の安全性・機能性を確保し、感染症対策と学びを両立するものとして、衛生環境確保のための「トイレの洋式化・乾式化」が令和時代の学校施設のスタンダードであることを示していることから、本市においても老朽化を図るとともに、「洋式化・乾式化」を行うべく実施設計を行う。 なお、翌年度に改修工事を実施する見込みである。	子どもが安心して学校生活を送ることが出来るよう、トイレの環境整備を行いたいと考えている。 対応方法としては、洋式化、乾式化、配管の更新、手洗い場の改修などを実施予定。		学校施設トイレ洋式 化率	R6	%	68.3	66.9
13	中学校校門改修工 事	新	1,414,970	1,414,970	同校の校門を出た先がすぐ市道となっており、日ごろから多くの車両が行き来している状況で、生徒が運転する自転車と通行車両が接触する事故が起こるのではないかと懸念している。 校門の角が死角になっており、地域から見通しを良くする対策を講じるなど要望を寄せられている状況である。これまで校門周辺の樹木を伐採するなど対策を講じてきたが、状況としては変わらず更なる対応を求められている。	現状、校門前で一旦停止をし、車両が来ていないか確認するよう指導をしているが、覗き込まないと車両が来ているかどうか確認できない状況であるため、十分な視距が取れるよう校門横壁を改修し、覗き込まなくても横断が出来るよう改修したいと考えている。	生徒が目視して車両が来ていないか確認が出来るよう同校の校門を改修する。 具体的には死角となっている壁を一部撤去、フェンスを更新して対応する計画をしている。		交通事故件数につい て	R6	件	0	0
14	子育て応援イベント 事業	新	200,000	200,000	行政と民間が一体となり、こどもの育ちと子育て家庭を応援し、ソフト面で【日本一子育てしやすいまち】を目指す。 それに携わる地域住民が、行政の相談窓口担当者やイベントを通じて出会い顔の見える関係を築くことで、相談・行政サービス利用へのハードルを下げ、いざという時に専門機関につながりやすい環境を作る。 また、市民活動団体、教育機関・学生団体や地域貢献を行う企業(事業者)などにもイベント出展してもらうことで、これまでにない新たな出会い・つながりづくりをコーディネートし、多世代交流や協同事業創発のきっかけとする。	行政と民間の子育て支援団体の顔の見える関係づくりができ、協働して子育て支援ができる地域づくりを目指す土台作りができた。 市民に行政と民間の子育て支援団体が協力して子育て支援の体制づくりを行っていることを今後も継続してPRしていく。	○家族みんなでお口を守ろう!…歯磨き指導および「おばけグローブ」製作 ○ママ体験ブース…妊婦体験・沐浴体験・お着替え体験・抱っこ体験・計測・子育て相談 ○保育士によるおはなし会…わらべうた遊び・ふれあい遊び・ダンス・大型絵本の読み聞かせ		イベント来場数	R6	人	600	621

自治体名 ⑤草津市

子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
	○子育てのしやすさ(アンケート調査の実施)	R6	%	88	85.8

No.	事業名	新/ 拡	総事業費 円	対象経費 支出額 円	事業内容				個別事業の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標				
					地域における実情と課題および 本個別事業の位置付け	課題への対応	個別事業の内容	拡大・拡充・変更した内容 (既存事業の場合)	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
15	対話と協働で「こどもまんなか」を進めるプロジェクト事業	新	167,516	167,516	当市で開催された「市長と中学生の居場所づくりトーク」では、「小学生がスマホやYouTubeなどで家に閉じこもっている。もっと外に出て遊んでほしい」、中学生も役に立ちたい」という旨の発言がありました。中学生が主体となって社会参画へ取り組むことに対して行政と市民活動団体の協働によって支援します。中学生の課題認識やそれに伴うチャレンジを、草津市内で子どもの居場所づくりに取り組む団体との協働事業により応援します。	中学生の課題認識やそれに伴うチャレンジを、草津市内で子どもの居場所づくりに取り組む団体との協働事業により応援します。			事業実施達成学区	R6	%	33	33
16	保育士確保対策事業	新	1,901,108	1,901,108	保育士に係る有効求人倍率が全国で3.54倍、滋賀県で4.94倍となっており、全職種平均の全国平均である1.35倍と比べても高い水準となっており、全国的に見ても保育士の確保が困難な状況となっている。	草津市の保育施設で働く可能性のある者を効率よく効果的に確保できるよう、対象者を抽出し、SNS等を通じてアプローチすることで、草津市の保育施設に興味を持ち採用に繋げるよう取組を行っていく。			当該施策により新たに保育士として就労した者の割合	R6	%	70	75
17	民設児童育成クラブ施設整備事業	新	5,000,000	1,666,668	本市において、子どもの人口は減少に転じたものの、保護者が労働等により昼間の養育が困難な家庭が増加していることから、待機児童が見込まれる小学校区がある。待機児童が見込まれる小学校区において、新規の民設児童育成クラブを2施設整備することで、子育て支援や子どもの健全な育成の推進を図る。	児童育成クラブへの入会希望の増加と多様なニーズへの対応に向け、民間による児童育成クラブの実施を推進する。今後定員を超えることが予想される小学校区を対象に、継続して民設児童育成クラブの施設整備を進める。			待機児童の人数	R7 (R7.4.1)	人	0	0
18	令和6年度4月開設民設児童育成クラブ運営補助事業	新	6,142,210	2,047,404	本市において、子どもの人口は減少に転じたものの、保護者が労働等により昼間の養育が困難な家庭が増加していることから、待機児童が見込まれる小学校区がある。待機児童が見込まれる小学校区において、新規に整備した民設児童育成クラブの運営補助を行うことで、子育て支援や子どもの健全な育成の推進を図る。	児童育成クラブへの入会希望の増加と多様なニーズへの対応に向け、民間による児童育成クラブの実施を推進する。今後定員を超えることが予想される小学校区を対象に、民設児童育成クラブの施設整備や運営補助を行う。			待機児童の人数	R6	人	0	0
19	困難な状況にある子どもを支援するための加配の追加配置	新	8,040,500	2,680,168	本市において、支援を要する児童が増加傾向であり、支援を要する児童の支援を行う職員の配置において、令和6年度は令和5年度よりも、多くの配置が必要であった。本事業は、令和5年度と比較して、支援を要する児童の支援を行う職員の追加配置分を補助するものである。	支援を要する児童を児童育成クラブで受け入れるため、当該児童の支援を行うための職員を追加配置する。			加配が必要な児童数への職員配置	R6	%	100	100

自治体名 ⑥守山市

子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標	KPI項目		目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
	子育て支援拠点施設の来館者数(現施設のみ)		R8	人	43,000	32,770
	待機児童の解消		R7	人	63	27
	学校内外で相談支援を受けていない児童生徒数		R6	人	30	91
	合計特殊出生率		R6	%	1.72	1.66
	保育士の離職者数(公立)		R6	人	2	6

No.	事業名	新/ 拡	総事業費	対象経費 支出額	事業内容				個別事業の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標				
					地域における実情と課題および 本個別事業の位置付け	課題への対応	個別事業の内容	拡大・拡充・変更した内容 (既存事業の場合)	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
円													
1	子育て支援拠点整備事業	新	3,775,200	3,775,200	少子化や地域社会のつながりの希薄化など、こどもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、就学前のこどもとその親を対象に、親子の交流、集いの場の提供および子育て相談を通して、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ち支援するために、地域子育て支援拠点を設けているものの、コロナを機に、様々な人と関わる機会が減り、子育ての孤立が進んでいる。乳幼児健診において、「こどもとの関わり方や遊び方が分からない事がある」と回答する保護者もいるような状況である。 現状、本市においては、既存施設はあるものの、時間的な都合で午後からゆっくり遊べる場所が少ないとの意見が出ていること、気軽に相談できる場所として十分認知してもらえていない、他市と比較し、子育て支援拠点が少ない等の状況がある。 一方で、遊び場の提供や親子教室、講座を通して、多くの人と交流ができ、情報交換や悩みを相談できることから利用者からは好評であり、事業の需要は高まりつつある状況である。	誰もが安心してこどもを生み育て、子育てに喜びを感じることができるよう、親子が気軽に立ち寄れる拠点で、相互交流や相談支援を通して、育児の孤立を防止し、保護者等の不安感、負担感の緩和を図り、こどもの健やかな育ちを支援するため、新しく子育て支援拠点施設を整備する。	子育てにかかわる保護者等の孤独感や不安感、負担感の緩和を図るため、気軽に相談できる場所、保護者がレスパイトできる場所としての機能の充実を図りながら、地域の子育て力を高める取組として、子育てサークルや子育てボランティアの育成のためのイベント等の実施や活動場所の提供、活動内容の支援も行うための、施設整備を実施する。(令和6年度は、施設設計費用のみ計上、令和7年度は、整備費を計上予定。)		新施設来館者数	R8	人	25,000	0
									新施設子育てサークル延活動数	R8	回	52	0
									新施設満足度	R8	%	80	-
2	事業所内保育事業所拡充支援事業	新	750,000	750,000	人口増加および共働き家庭の増加に伴って、保育園希望者が増加し、待機児童が令和5年度で82人を記録し、全国1位となった。そのため、令和6年度開所の保育事業者を募集し、55人規模の乳児保育園および、小規模保育園をそれぞれ整備したものの、1歳児および2歳児の申込が増加したため、昨年と同様の待機児童数になる可能性が高い。 本事業は、既存する事業所内保育事業所が実施する、受入れ児童数の拡充を図るため、整備費用の一部を補助することにより、事業者負担を軽減させ、安定的な運営を行えるものである。	令和6年度に行う整備に対して補助を行う。	事業所内保育事業所の受入れ児童数拡充に伴い、整備費を補助する。		事業所内保育事業所の受け皿確保	R7	人	33	33
3	民設放課後児童クラブ施設整備事業	拡	6,000,000	2,000,000	守山市では、現在、9小学校区において19箇所の放課後児童クラブを開設している。児童クラブの利用希望者は年々増加している状況であり、これまでも小学校空き教室の活用や定員の弾力運用等により定員拡大を図ってきたが、現状においても施設は不足している。	利用者の増加や多様なニーズに対応するため、今後も引き続き利用希望者の増加が見込まれる地域を対象に、守山市の補助を受けて民設放課後児童クラブの整備等を行う民間事業者を広く公募する。 公募にあたり、他市町と比較して見劣りのある施設整備にかかる補助を拡充し、児童クラブ運営者を誘致しやすくする。	民設放課後児童クラブの施設整備に係る補助の実施 ※2支援単位の設置	助金額の拡大 改修費 3,000千円→6,000千円 備品購入費 750千円 賃料補助 300千円 【拡充分の計算】 改修費3,000千円の拡充 3,000千円－1,000千円(国費)－1,000千円(県費)＝1,000千円(市の拡充分)	児童クラブの設置数	R6	箇所	21	21
									児童クラブ定員受入枠の拡大	R6	人	1,480	1480
4	フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金	新	900,240	900,240	新型コロナウイルスによる感染拡大の影響や教育に対する価値観の変容なども加わり、本市における不登校児童生徒数は、過去5年間で倍増しており、令和4年度には、過去最多となった。このことにより児童生徒が社会的自立を図っていくために、個々の状況に応じた社会的自立を図ることが可能な場所を見出していく必要がある。 本事業は、不登校児童生徒の社会的自立を図るとともに学校以外の多様な学びの場を確保することを目的として、不登校児童生徒がフリースクール等民間施設を利用するために必要な経費に対して補助を行う。	不登校児童生徒の増加への課題については、フリースクール等に通う児童生徒の社会的自立が図れるよう、学校、保護者、民間施設等の事業者が連携して児童生徒の支援にあたる。	要保護家庭についてはフリースクール等利用にかかる利用料のうち100%(月額35,000円上限)、準要保護家庭については75%(月額25,000円上限)、その他の家庭については50%(月額15,000円上限)の補助を行う。次年度以降については、継続予定。		不登校児童生徒のうち、出席日数が10日以下の児童生徒数	R6	人	5	19

自治体名 ⑥守山市

子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標	KPI項目		目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
	子育て支援拠点施設の来館者数(現施設のみ)		R8	人	43,000	32,770
	待機児童の解消		R7	人	63	27
	学校内外で相談支援を受けていない児童生徒数		R6	人	30	91
	合計特殊出生率		R6	%	1.72	1.66
	保育士の離職者数(公立)		R6	人	2	6

No.	事業名	新/ 拡	総事業費	対象経費 支出額	事業内容				個別事業の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標				
					地域における実情と課題および 本個別事業の位置付け	課題への対応	個別事業の内容	拡大・拡充・変更した内容 (既存事業の場合)	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
5	校内教育支援センター(SSR)設置促進事業	新	1,800,000	1,200,000	守山市では、登校しづらさやクラスに入りづらさを感じている児童生徒が学校内で過ごすことができる「別室」を各学校に設置している。そこを利用する児童生徒は、性格が様々で、発達の特性を有しており、集団が苦手であるため、日によっては個別対応が求められることが多い。そのような場合に、さらに違う別室を用意することは難しく、同じ別室内で個別に対応できるスペースが必要となる。 また、別室に登校する児童生徒には、登校するエネルギーそのものがない者も多く、教室と同じような雰囲気にしんどくなることもあり、当該児童生徒が安心して担当教職員や仲間と過ごすことができるスペースを確保する必要がある。 ついでには、R6年度からモデル校3校において、別室担当の教員を配置し、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる環境を整えるほか、自分のクラスとつなぎ、オンライン指導やテスト等も受けられるようにするなど、自分のクラスに入りづらい児童生徒にとっての学びの場・居場所の確保を校内である「校内教育支援センター(SSR)」を整備する。	モデル校3校において、現在の別室を改造し、児童生徒が安心して過ごすことができる「SSR(スペシャル・サポート・ルーム)」を設置する。また、SSRでの学習支援を行う。	別室内で個別学習、寛ぐ場所、教職員や友達と話す場所をつくり、児童生徒が安心して過ごすことができる「SSR」の環境整備を行う。また、教員の中で別室担当を設置し、SSRIにおいて学習支援を行う。	別室内で個別学習、寛ぐ場所、教職員や友達と話す場所をつくり、児童生徒が安心して過ごすことができる「SSR」の環境整備を行う。また、教員の中で別室担当を設置し、SSRIにおいて学習支援を行う。	不登校児童生徒のうち、出席日数が10日以下の児童生徒数	R6	人	5	19
6	教育支援センター設置事業	新	4,372,046	4,372,046	本市では昨年度不登校児童生徒数が過去最多となり、特に小学校では滋賀県・全国平均を上回る在籍率となるなど憂慮する事態となっている。この事態を改善するため、不登校児童生徒への支援に加え、その保護者が必要とする情報を提供することが重要であり、これらの支援を行うとともに子ども達が様々な学びの場や居場所に繋がることのできる拠点機関を設置する必要がある。 ついでには、守山市教育支援センターを設置し、不登校児童生徒および保護者を支援するとともに、高い専門性を生かして学校を積極的に支援する不登校支援のセンター的機能を充実させる。	現在、教育研究所所管事業の一部である教育相談事業と適応指導教室事業(くすのき教室)を「守山市教育支援センター」として分離し、本市における不登校児童生徒および保護者支援に関する地域の拠点とする。このことに伴い、支援を充実させるため、組織体制の充実と人材確保を図り、週5日の開室とする。	多様な学びの場・安心できる居場所となる児童生徒支援室を備えた「教育支援センター」を設置する。教育支援センターでは、不登校支援に関する地域の拠点として学校及び関係機関と連携を深めるとともに、教育相談事業、児童生徒支援室事業を通し、児童生徒の社会的自立に向けて支援する。児童生徒および保護者の教育相談、児童生徒支援室(くすのき教室)での自走性と支援および学校訪問等の関係機関との連携強化を行う。	・開室を週4日から週5日に増やし、相談しやすい環境づくりを行う。 ・児童生徒支援室指導員(会計年度任用職員)を新たに配置する。 ・学校が苦手な児童生徒の居場所となるよう、温かみのある落ち着いた雰囲気に必要な備品を整備する。	不登校児童生徒のうち、出席日数が10日以下の児童生徒数	R6	人	5	19
									相談件数	R6	件	1,100	995
7	多胎妊婦支援 超音波受診券	拡	21,200	21,200	多胎妊婦は、単胎妊娠の場合よりも頻回の妊婦健康診査受診が推奨され、健康管理がより重要となる。そのような中、必要回数を適正に受診し、母体や胎児の健康確保を図り、安心して出産に臨めるように超音波検査受診に係る費用を追加補助し、多胎妊婦の負担軽減を図ることを目的とする。	令和6年4月1日以降に妊娠届を行った多胎妊婦に対し、超音波検査受診券の追加交付 内容:超音波検査 2枚追加交付	妊婦健康診査の公費負担に加え、より頻回な妊婦健康診査の受診が推奨される多胎妊婦に対し超音波検査の受診券を2枚追加交付することで、経済的負担の軽減を図り、適切な検査の受診を促進する。	令和6年4月1日以降に超音波検査を受診する多胎妊婦に対し、超音波検査受診券の追加交付 内容:超音波検査 2枚追加交付	多胎妊婦の超音波検査受診回数	R6	回	6	2
8	妊婦健康診査	拡	12,954,510	12,954,510	高齢妊婦や若年妊婦、また精神疾患のある妊婦など、フォローが必要な妊婦が増加する中、妊娠から出産までの妊婦の健康保持、異常の早期発見及び早期支援を図るため、確実な受診につながるよう受診料の負担を行う。	基本受診14回分の費用を公費負担しているうち、1回の健診あたりの公費負担額を増額し、自己負担額を軽減することにより、望ましい回数の健診を受診してもらえるよう支援する。	妊婦健康診査の基本受診券の補助上限を上げ、妊婦健診の自己負担の軽減を図ることにより、望ましい回数の健診を受診してもらえるよう支援する。	令和5年度までは、基本受診券の補助上限は3,300円であったが、5,000円に増額する。	妊婦健診の受診者数(延)	R6	人	8,743	7921
9	保育ソーシャルワーカー配置事業	新	516,275	516,275	園へ通う家庭において、年々課題のある家庭(保護者等)が増加傾向にある。そのような中、園へ通わせれない保護者等が一定数あり、園の保育士等においては、各戸への家庭訪問等を通して、保護者や子どもへの支援を実施しているが、園だけでは対応しきれない状態であることから、保育者の負担が増大している。また、課題には多くの問題が絡んでおり、園のみでは手厚い家庭支援が困難な状況である。	専門的知識や経験をもった「保育ソーシャルワーカー」を配置し、各家庭への訪問や関係期間との連携を行う。	保育ソーシャルワーカーを配置することで、保育者の負担軽減をもとより、手厚い保護者支援につながる		園に連れて来られない家庭の数	R6	家庭	0	1
10	園の安全対策推進事業	新	7,112,600	3,949,000	現在、公立園においては、多くの園で防犯カメラが設置されておらず、また園庭に設置されたフェンスにおいても、高さが十分でない園が多く存在する。過去においては、園庭への不審者の侵入や、園庭へ不審物が置かれていた経緯などがあり、安全・安心な園環境を整備できていない。	抑止効果として各園へ「防犯カメラ」を設置するほか、「フェンスの高上げ」等を行い、園の安全対策強化を図る。	防犯カメラの設置、フェンスの高上げ等		不審者侵入件数	R7	件	0	0

自治体名 ⑥守山市

子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標	KPI項目		目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
	子育て支援拠点施設の来館者数(現施設のみ)		R8	人	43,000	32,770
	待機児童の解消		R7	人	63	27
	学校内外で相談支援を受けていない児童生徒数		R6	人	30	91
	合計特殊出生率		R6	%	1.72	1.66
	保育士の離職者数(公立)		R6	人	2	6

No.	事業名	新/ 拡	総事業費	対象経費 支出額	事業内容				個別事業の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標				
					地域における実情と課題および 本個別事業の位置付け	課題への対応	個別事業の内容	拡大・拡充・変更した内容 (既存事業の場合)	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
11	こどもの居場所・学 習支援事業	新	3,000,000	750,000	ひとり親家庭や生活困窮世帯、不登校児童等、困難な 状況を抱える児童は、人間関係や経済的な面などにお いて生活上の何らかの課題を有しており、家庭や学校 以外の安定した居場所や将来について、真剣に相談で きる身近な大人の存在が求められている。	このような状況を踏まえ、支援を必要とする児童に対 し、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の取得・ 学習等の支援を行い、支援を要することものの居場所と しての役割を担うことにより、その生活の向上を図る場 所を提供する。	こどもの居場所・学習支援事業として、 (1) 学習等支援事業 ア 学校の勉強の復習、高校等受験に向けての学習、 宿題の習慣付け等を行い、基礎学力を定着させる。また、 進路選択、教育、就労に関する情報提供、助言等 を行う。 イ 基礎学力の習得(学力向上)を通して、自己肯定感 や自尊感情を高め、孤立感の解消や将来への意欲向 上などに努めることができるよう、こどもの将来を見据 えた総合的な相談支援を行う。 ウ 生活習慣・育成環境の改善に関する助言を行う。また、 社会性の育成を目指すこととし、児童および生徒等 が安心して通うことができる居場所を提供する。 (2) 社会体験事業 BBQや運動会、クリスマス会等、子ども同士の交流促 進やコミュニケーション能力の向上、健康・体力の保持 増進にかかる業務を行う。		こどもの居場所・学習 支援事業実施場所数	R8	箇所	2	1
									こどもの居場所・学習 支援事業参加児童数 (延べ人数)	R8	人	480	383
12	守山市地域学校協 働活動事業	拡	260,387	117,387	守山市では、今までも学校にボランティアなどで多くの 地域の方に関わってもらっていた。また、地域での社会 教育活動も盛んで多くの個人、団体が活躍されてい る。しかしながら、地域と学校で話し合う機会は多くな く、それぞれが別々に教育活動を行っており、必ずしも 効果的に連携して子どもを育てているとは言えない状 況もあった。	・公民館が地域と学校のつなぎ役となり、学校に来てく れるボランティアを募集することを契機にして、地域、公 民館、学校が話し合い、子育ての目標を共有し、それ ぞれの場で効果的な教育活動を行う組織を構築し、学 校や地域の教育力を高める。	・公民館が地域と学校のつなぎ役となり、ボランティア を募集する。 ・公民館事業で学校と連携する。	令和5年度は、モデル校3校で実施した。令和6年度は 市立小中学校全13校で実施する。	子ども応援団ボラン ティアの登録人数	R6	人	40	126
									子ども応援団ボラン ティアの活動回数	R6	回	90	90
13	幼稚園配膳室整備 事業	新	50,839,712	1,539,712	守山市の未就学児の保育状況は、恒常的に保育園希 望者が増加しており、待機児童が生じている。一方で 保育ニーズの増加と幼稚園を取り巻く様々な環境の変 化によって幼稚園の入園希望者は大きく減少してい る。そうした中、幼稚園での昼食は各家庭からの弁当 持参としているが、実際は幼稚園給食の導入を希望 する意見が多数寄せられており、幼稚園の魅力向上に もつながる給食導入が急務である。	令和7年4月から幼稚園給食を開始するにあたり、必 要となる配膳室を整備する。	幼稚園5園において、園内を一部改築し、幼稚園給食 が導入できるよう配膳室を整備する。		配膳室整備による幼 稚園給食の導入	R6	園	6	6
14	幼稚園給食開始に 伴う食器等購入事 業	新	15,957,106	15,957,106	守山市の未就学児の保育状況は、恒常的に保育園希 望者が増加しており、待機児童が生じている。一方で 保育ニーズの増加と幼稚園を取り巻く様々な環境の変 化によって幼稚園の入園希望者は大きく減少してい る。そうした中、幼稚園での昼食は各家庭からの弁当 持参としているが、実際は幼稚園給食の導入を希望 する意見が多数寄せられており、幼稚園の魅力向上に もつながる給食導入が急務である。	令和7年4月から幼稚園給食を開始するにあたり、必 要となる食器等を購入する。	幼稚園5園において、令和7年4月から幼稚園給食が 導入できるよう食器等を購入する。		幼稚園給食導入に向 けた食器等購入	R6	園	6	6
15	法人立保育園等設 置事業	新	25,512,000	1,273,000	保育ニーズが低年齢化する中、令和5年度に82人、令 和6年度に58人の待機児童が発生した。 待機児童の早期解消を図るため、早急な受け皿確保 が必要。	待機児童解消に向け、令和8年4月開園に向けた90人 規模の保育所を民設民営にて整備する。	待機児童解消に向け、令和8年4月開園に向けた90 人規模の保育所を民設民営にて整備する。		保育園の確保	R8	人	90	0
16	小中学校プール施 設の在り方検討に かかる事業費等検 討業務	新	14,202,320	14,202,320	・学校教育における水泳授業は、水に親しみながら体 力の向上を図るとともに、生命の安全確保にもつな がる運動として、大変意義のあるものであるが、近年す む地球温暖化等により、気温の上昇やゲリラ豪雨の発 生など気候の変化が著しく、地球規模の課題となっ ている。この課題は小中学校の水泳の事業にも影響が 出ており、気温の上昇による熱中症予防の観点等から 水泳の授業が中止になったクラスと目標授業数以上(10 限以上)実施できたクラスで最大5限の差があるなど、 受けられる教育に差が生じている実態がある。	・今後のプール授業・施設のあり方の検討を実施し、新 たなプール事業実施手法等の今後の方向性を決定、 令和7年度以降は必要な施設整備があれば準備を進 め、学校等の教育現場等と調整する中、水泳の授業に おいて、すべての生徒が平等な教育機会を得られ、安 心安全な学習環境を整える。	中学校のプール授業における児童・生徒の平等教育を 受ける機会の確保、安全安心な環境の実現などを目的 として、今後の小中学校プール施設のあり方について 検討を行うもの。さらに、民間施設やエコパークを活用 するモデル事業の実施や、各パターンにおける事業費 の精査、バスの確保に向けた検討を進め、これらの検 討結果や学校の意見等を踏まえ、小中学校プール施 設のあり方の方針を令和6年度中に取りまとめる。		市内小学校の水泳授 業実施回数	R12	限	10	9.3
									市内中学校の水泳授 業実施回数	R12	限	5	3
									各小学校の各学年ご との水泳授業実施回 数の差の縮小	R12	限	2	4～5
									各中学校の各学年ご との水泳授業実施回 数の差の縮小	R12	限	1	2～3

自治体名 ⑥守山市

子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
	子育て支援拠点施設の来館者数(現施設のみ)	R8	人	43,000	32,770
	待機児童の解消	R7	人	63	27
	学校内外で相談支援を受けていない児童生徒数	R6	人	30	91
	合計特殊出生率	R6	%	1.72	1.66
	保育士の離職者数(公立)	R6	人	2	6

No.	事業名	新/ 拡	総事業費	対象経費 支出額	事業内容				個別事業の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標				
					地域における実情と課題および 本個別事業の位置付け	課題への対応	個別事業の内容	拡大・拡充・変更した内容 (既存事業の場合)	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
17	小中学校ネットワー ク増強業務	新	16,803,380	16,803,380	令和2年度より、国のGIGAスクール構想に基づき、市 内小中学校に児童生徒1人1台のタブレット(学習用端 末)を導入した。しかしながら、児童生徒が一斉に授業 を実施するときや、デジタルドリル(タブレットで行う学 習コンテンツ)を使用するにあたって、市内13小中学校 のうち、12校において通信容量が不足し、通信の遅延 やログインできない状況が頻繁に発生し、授業進行に 大きな影響が出ている。	課題のある11校の通信回線の増強(1G→10G)を図 り、通信容量を上げることで、スムーズな授業の実施が できるような環境を整える(機能向上)。 これにより、通信容量の問題により控えてきた動画等 のデータ容量の大きいコンテンツを活用した児童生徒 にとってより良い学習環境を提供することが実現でき る。 ※先行実験として守山南中学校は令和5年度に10Gに 変更し、目標数値をクリアしている。	現在、学習系の回線容量は1Gで契約している。しかし ながら上記のような課題があるため、回線契約を10Gに 変更(機能向上)を行うもの。	ネットワーク環境の増強(1G→10G)	学習用端末によるス ムーズな授業が実施 できる学校数	R6	校	13	13
									各項におけるデジタ ルドリル使用時通信 速度改善 (8小学校、3中学校)	R6	mps	50	100以上

自治体名 ①栗東市

子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
	○栗東市総合計画「栗東市が子育てしやすいまちだと思いますか」の割合	R8	%	52.6	R8年度確定予定

No.	事業名	新/ 拡	総事業費	対象経費 支出額	事業内容				個別事業の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標					
					地域における実情と課題および 本個別事業の位置付け	課題への対応	個別事業の内容	拡大・拡充・変更した内容 (既存事業の場合)	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値	
			円	円										
1	子ども医療費助成 事業	新	30,550,833	30,550,833	令和6年度より県制度として高校生世代に対しての医療費助成制度が開始されました。令和5年度まで栗東市においては受給券を発行しての通院・入院の医療費助成(現物給付による助成)は小学6年生までとなっていました。	本交付金を活用して中学生に対して現物給付による医療費助成制度を実施することにより、出生から高校生世代まで途切れのない医療費助成を実施します。	中学生の通院医療費について、保険適用後の自己負担額を受給券を発行して助成します。(1診療報酬明細書あたり500円の自己負担有。なお、調剤は自己負担無。)安心して子どもを生み育てる環境づくりのために、一時的な医療費助成ではなく、次年度以降も継続して助成を実施します。	【参考】中学生については、入院医療費のみ償還払いによる助成を行ってきましたが、令和6年度より通院・入院とも現物給付による助成を開始します。	子ども医療費受給券 (中学生)発行率	R8	%	99	99	
2	妊婦健康診査助成 事業	拡	36,886,120	12,235,120	当市では人口が令和元年に7万人を超え増加傾向でしたが、近年増加率については鈍化しており、出生数、15歳未満人口が減少しています。 妊娠届出者数と転入された妊婦の届出数についても、令和3年852件、令和4年851件、令和5年度829件となっており減少傾向です。妊婦健康診査の基本受診券の1枚あたりの助成額は3,300円ですが、物価高騰等の影響を受け、近隣の医療機関では、1回あたりの費用が約5,000円となっているため、自己負担が増額している状況です。 当事業は、妊婦の経済的負担の軽減を図り、妊娠期間中必要とされる妊婦健診を受けられるよう支援することで、安心安全に妊娠出産できるよう環境を整備するための既存事業の拡充を行います。	安心安全に出産子育てができるよう、妊娠期から切れ目のない相談支援を実施するとともに、経済的支援も同時に実施していく必要があります。	妊婦健康診査基本健診受診券は、母子健康手帳交付時に14回分を交付しており、1回当たりの助成額(上限)を増額し、自己負担の軽減を行います。今後も継続して実施していきます。	妊婦健康診査基本健診受診券1回あたりの助成額3,300円を5,000円(上限)に拡充します。(1回あたり1,700円(上限)の拡充)	4か月児健康診査時 質問票「この地域で、 今後も子育てをしてい きたいですか」そう思 う、どちらかと言え ばそう思うと答えた人の 割合	R8	%	93	92.4	
3	学童保育所運営委 託事業(民設民営学 童保育所)	新	8,834,000	2,946,000	栗東市では、令和5年度末において市内9小学校区で公設民営にて9箇所(10クラブ)、民設民営にて8箇所(8クラブ)の学童保育所を開設しています。 市内全体の児童数は減少傾向にあるものの、学童保育所の利用希望者は年々増加しているため、既存施設での受け入れが困難であり、施設を整備しないと待機児童が発生してしまう状況にあります。	待機児童を出さないために、令和6年度に定員を超えることが予想される地域を対象に、民設民営における学童保育所を開設します。	定員超過となった大宝小学校区に民設民営における学童保育所を開設し、運営を委託しました。次年度以降においても、利用希望者全員が入所できるよう運営委託を継続していきます。	待機児童数	R6	人	0	0		
4	ブックスタート事業	新	862,950	862,950	近年、核家族化、地域関係の希薄化など子育て家庭を取り巻く環境の変化により、子育て家庭の負担や不安、孤立感が高まっている現状があります。 本市の栗東市第3次子ども読書活動推計画に、「乳幼児健診、乳幼児健康相談の場を活用し、乳幼児健診、乳幼児健康相談等の場を活用し、読み聞かせの重要性を伝える」と明記されていますが、乳幼児健診時に絵本ガイドブックの啓発冊子の配布を行っているにとどまっており、読み聞かせの大切さと楽しさが十分に伝えられていない状況があります。	ブックスタート事業を実施することにより、読み聞かせの大切さと楽しさを伝え、絵本を通して親子が触れ合う機会を創出します。また、図書館や児童館での読み聞かせイベントの実施について周知することにより、児童館や図書館の利用や地域の人とふれあう機会へとつなげ、地域全体で安心して子育てができる環境づくりを推進していきます。	絵本を通して、親子が触れ合うひと時を持ってもらえるよう、4か月健診時に絵本を2冊プレゼントするとともに読み聞かせを行ない、読み聞かせの大切さと楽しさを伝えています。同時に、図書館や児童館での読み聞かせイベントの案内等を行い、読み聞かせの啓発を通して、地域で安心して子どもを生み育てる環境づくりへとつなげます。	読み聞かせを実施した割合	R6	%	100	100		
5	ファミリー・サポート・ センター事業	新	3,167,000	1,057,000	近年、核家族や共働き世帯の増加などにより、一時的な預かりや送迎など多様な保育ニーズが求められています。	ファミリー・サポート・センター事業を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、保育施設等への送迎や放課後の預かりなど多様な保育ニーズへの対応が図られ、安心して子育てができる環境を整備します。	令和7年度からの事業実施にあたり、運営事業者に対して施設整備(備品購入等)を行いました。次年度から、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡や調整、会員への講習会を実施していきます。	ファミリーサポートセ ンターの活動件数	R8	人	403	—		

自治体名 ⑧甲賀市

子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
	〇令和8年度までに市民意識調査における「子ども・子育て」に関する市民満足度	R8	%	50	29.7

No.	事業名	新/ 拡	総事業費 円	対象経費 支出額 円	事業内容				個別事業の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標				
					地域における実情と課題および 本個別事業の位置付け	課題への対応	個別事業の内容	拡大・拡充・変更した内容 (既存事業の場合)	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
1	子どもの居場所支援事業	新	3,000,000	3,000,000	不登校や引きこもり、虐待、貧困、ヤングケアラーなど、困難な状況の子どもが増えており、子どもたちの不安を軽減するため、家や学校以外の安全・安心に過ごせる居場所が求められている。	困難な状況にある子どもたちが悩みや経験を共有し合い、体験活動や学習支援などを通じ、相談援助や見守り支援を行う居場所（オンラインを含む）を設置した。	市内社会福祉法人で実施予定の居場所での見守り事業・相談事業に対し、補助を行う。同法人でヤングケアラーのピアサポート事業を行う県や学校、市の関係部局とも連携する。		参加する子どもの数	R8	人	10	8
2	おむつ無償提供事業	新	15,681,129	15,681,129	保育所等でおむつの個人管理の業務が負担になっている。保護者への補充の依頼連絡、貸出の管理など業務が多く、個別での対応が必要なためスタッフ間での情報共有や申送りにも時間をとられる。また、おむつに記名すること、登園準備の時間がかかること、荷物が多いことなど、保護者に負担が多くかかっている。	おむつの無償提供を実施することにより、保護者はおむつに記名して持参することがなくなり、登園準備の時間と荷物の負担軽減が図れることに加え、保育所等においては、おむつの個人管理が不要となり保育士の業務が軽減でき、こどもに向き合う時間が増える。	おむつ購入にかかる単価契約を市とおむつ提供者が結び、保育園等に提供する。		市内保育所等で事業開始	R6	%	100	100
3	高校生世代福祉医療費助成事業	新	7,677,445	7,677,445	義務教育終了後、経済的負担が増える高校生世代について、令和6年4月から県制度として、医療費助成制度を新設したが、県制度では受給者に一部自己負担金（入院1,000円、通院500円）が発生することになった。	県制度における一部自己負担金を市単独助成制度により助成することで、医療費（保険適用）を完全無償化し、医療機会の保障と、子育て世帯への支援を強化した。	令和6年4月から県制度として、高校生世代（15歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から18歳の3月31日まで）についての医療費助成制度（100％県費補助）を新設した。県制度においては、一部受給者の自己負担金（入院1,000円、通院500円）が設けられているため、市単独助成制度とし自己負担分を助成した。令和7年度以降も、継続助成できるように、安定的な制度運営を実施する。		高校生世代福祉医療費助成券交付	R6	%	100	100 （再三勸奨しても未申請の方を除く）
4	産婦健康診査助成事業	新	4,121,960	4,121,960	身体的・精神的に不安定な時期である産後2週間、産後1か月の健康診査は保険適用とならず、全額自己負担であるため経済的な理由等により受診されない現状がある。	産後2週間、産後1か月の出産間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状況の把握）の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。	産婦一人につき産後2週間、産後1か月の出産後間もない時期の健診2回分を上限5,000円助成する。健診内容 ①健康状態・育児環境の把握（生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴、服薬歴、子宮復古状況、悪露、乳房の状況等） ②体重・血圧測定 ③尿検査（蛋白・糖） ④産婦の精神状況）をツール（EPDS等）を用いて客観的なアセスメントを行う。		健診受診率（出産後2週間）	R6	%	95	96
									健診受診率（出産後1か月）	R6	%	100	92.6
5	フリースクール利用支援事業	拡	1,964,612	271,312	不登校児童生徒の教育機会を確保するため、個別の事情やニーズに応じた学校若しくは学校以外の多様な学びの場が望まれる。本市では、令和6年度から小学校内にスペシャルサポートルームを整備し、不登校児童生徒の居場所、支援の拡充を図る。学校外でも教育支援センター、フリースクールの利用など、学校と連携しながら不登校児童生徒の支援をしている。 なかでもフリースクールでは、自由度の高い活動により、個々の状況に応じた学習ができ、在籍校の校長が指導要録上の出席扱いとしている場合もある。ただ、授業料等の費用がかかることから保護者の経済的負担は大きい現状があった。 本市では、令和4年度から不登校児童生徒のフリースクールを利用する際の費用のうち、授業料に係る費用の補助をしているが、利用するフリースクールまでの送迎に関して、保護者の負担を軽減するため、令和6年度から補助金の補助対象経費を拡充し、交通費の補助も行う。	フリースクールを利用するために要する費用について、家庭の所得状況に応じた補助を行うことにより保護者の経済的負担軽減を行う。	不登校児童生徒の社会的自立を図るとともに、不登校児童生徒の通いの場を確保するため、フリースクールを利用するために要する費用（授業料・交通費）の全部又は一部を補助する。 授業料：4万円上限／月（生活保護受給者：10分の10、就学援助受給者：4分の3、その他の対象者：2分の1） 交通費：1万円上限／月	令和5年度までは授業料の補助のみであったが、令和6年度からはフリースクールに行くための交通費も補助対象経費とし、補助を拡充する。交通費の補助は、1月上限1万円で、交通費の実費若しくは1万円、いずれか低い金額を補助する。	誰にも相談していない児童生徒数	R8	人	小〇 中〇	小〇 中〇
									不登校率	R8	%	小1.72 中6.27	小2.36 中8.43
6	学校図書活用支援事業	拡	11,863,680	1,276,705	学校図書館は、読解力や想像力・思考力・表現力等を育成し、読書習慣を形成するための「読書センター」機能と、授業展開に必要な資料を収集、提供、また、情報サービスを提供し情報活用能力を育成する「学習情報センター」の働きを行うことで、学校教育活動全般を支える役割が必要とされる。 そのなかで学校司書は情報や資料の専門家として教育指導への支援を行う職務を担っている。しかし、学校司書の1校当たりの勤務時間内では、図書の整備が主な業務となり、司書教諭と連携し児童生徒の読書活動推進に関する取り組みや、教員への授業支援等が十分にできていない現状がある。 学校司書の学校巡回の頻度、滞在時間を増やすことで、読書活動と機能の充実を図り、児童生徒の自由な読書活動や読書指導の場として、児童生徒の自発的・主体的な活動を支援し、教育課程の展開に寄与する「学習情報センター」としての機能を強化する。	学校司書が各小中学校を週1～2回程度、学校巡回ができるよう複数人を任用し、児童生徒の読書活動と学校図書館の機能充実を図る。	専門知識をもつ学校司書による学校図書館の蔵書整理、貸出支援を行うことにより、教員の負担軽減、授業支援により教員の指導内容を深め、児童生徒の読み解く力や読書力を育む。	令和5年度は会計年度任用職員の学校司書を7名任用しているが、27市立小中学校に週1回若しくは2週間に1回の頻度でしか巡回できておらず、十分な教員支援等の業務ができていないため、追加で1名学校司書を任用し支援の拡充を図る。	学校図書館の一人あたりの貸出冊数（平均）	R8	冊	20	19.6
									1か月に1冊も本を読まなかった児童生徒の割合	R8	%	小2.1 中10.1	小6.8 中21.3

自治体名 ⑧甲賀市

子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
	○令和8年度までに市民意識調査における「子ども・子育て」に関する市民満足度	R8	%	50	29.7

No.	事業名	新/ 拡	総事業費	対象経費 支出額	事業内容				個別事業の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標				
					地域における実情と課題および 本個別事業の位置付け	課題への対応	個別事業の内容	拡大・拡充・変更した内容 (既存事業の場合)	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
7	青少年悩みごと相談支援事業	拡	2,405,802	2,405,802	少年センターでの相談受案件数について、令和6年度末時点で延べ1,679件(前年同時期1,533件、約1.05倍)と増加傾向にあり、対象少年別では小・中学生に対する相談が大幅な伸びを示しているなど、その対象者に「低年齢化傾向」が見られ、内容としては「不登校・引きこもり」や「学校・学業」に関する相談が多い状況である。 (ここ近年の相談件数は1,000件以上の横ばい状態である…R2年度:1,493件、R3年度:1,510件、R4年度:1,320件、R5年度:1,533件) 学校や関係機関等と連携した不登校・引きこもり対策・支援として、臨床心理を担当する専門職を雇用することで、相談ケースに応じたアセスメントやプランニング力を向上させ、相談体制の充実化を図ることが急務である。	不登校やひきこもり、しつけ・子育て、非行、不良行為、交友関係、就労・就学等に悩む子どもや少年およびその保護者の相談対応を少年センターにて継続実施し、臨床心理を担当する専門職の雇用により個別ケースに応じた対応の充実化を図る。	臨床心理を担当する専門職の雇用(会計年度任用職員:週3日勤務パートタイム)	臨床心理を担当する専門職を雇用することで、相談ケースに応じたアセスメントやプランニング力を向上させ、相談体制の充実化を図る。(現在臨床心理を担当する職員はならず、補導員や無職少年対策指導員が各種相談業務に携わっている)	年間相談受案件数	R6	件	1500	1679
									相談・継続対応による更生少年数	R6	人	20	25
8	地域学校協働活動推進事業	拡	648,000	648,000	時代の変化とともに学校へのニーズの多様化が進み、教師だけでは学校運営が難しくなっている。 また子どもたちは家族形態の変化や価値観やライフスタイルの多様化により、放課後の居場所がなかったり教育力の低下などが懸念されている。 一方地域でも、少子高齢化やライフスタイルの多様化により地域社会における支えあいやつながりの希薄化が課題となっている。	地域とともに学校運営と子どもたちを支える取り組みとして、地域学校協働活動事業の推進が時代とともに学校と地域の在り方が変化していく中、子どもたちが学校教育だけでは得られない知識や経験を得られ、地域住民が学校とともに主体的に地域づくりを行える。 地域学校協働活動推進員を配置して、学校運営協議会と地域学校協働本部が学校と地域の課題解決のために一体的に取り組む地域学校協働活動を推進する。	・授業、クラブ活動の補佐 ・登下校の見守り ・学校周辺環境整備 ・長期休みの勉強会 ・放課後教室 ・体験活動	令和5年度は市内9校での実施から、令和6年度は新規3校を加え市内12校での実施に拡大した。 令和7年度は新規2校を拡大予定である。	地域学校協働活動推進事業を令和8年度までに全市立小中学校で実施する	R8	校	21	12
9	日本語初期指導教室事業	拡	23,206,788	11,341,993	甲賀市では、外国にルーツを持つ児童生徒が年々増加していて、外国語を母語とし日本語初期指導を必要とする児童生徒が多数おり、「日本の生活習慣になれない」「日本語がわからず意思疎通ができない」、「日本の学校での生活ルールがわからない」など、大きなストレスと不安を抱えながら学校生活をスタートさせているケースが少なくない。 そこで、このような児童生徒に対して日本語や学校生活に早く慣れるため集中的な初期指導を行う、日本語初期指導教室事業を実施。	外国語を母語とする児童生徒が学校生活に馴染めるよう、初期日本語指導を行い、スムーズに在籍学級での学習がスタートできるようにする。また、母語による支援が必要な保護者が安心して児童生徒を学校に就学させられるように努める。	日本語初期指導教室に室長と母語支援員を配置し、外国語を母語とする児童生徒が学校に馴染むまでの期間に、円滑に学校生活が送れるよう学習支援等を行う。	令和5年度までは「かわせみ教室」は1室であったが、外国にルーツを持つ児童生徒の増加に伴い更なる指導の充実のため令和6年度より「第二かわせみ教室」を開設し拡充した。	通級から半年間で卒業した児童生徒の割合	R8	%	100	35

自治体名 ①野洲市

子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標	KPI項目		目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
	○野洲市は、子育てをしやすいまちだと思ふ未就学児童保護者の割合		R10	%	50	R10年度 確定予定
	○4か月健診における乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合		R11	%	96	95.7
	○新生児死亡率		R11	%	0	0
	○待機児童数(学童保育所)		R10	人	0	0

No.	事業名	新/ 拡	総事業費	対象経費 支出額	事業内容				個別事業の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標				
					地域における実情と課題および 本個別事業の位置付け	課題への対応	個別事業の内容	拡大・拡充・変更した内容 (既存事業の場合)	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
1	産婦健康診査費助成事業	新	2,906,200	2,906,200	出産後間もない時期に産婦が受けることができる健康診査は、すでに各産科医療機関で実施されている。しかし、その費用は自費となっており、受診しやすい状況ではなく、産婦の健康管理において重要な、産後うつ等の早期発見や新生児への虐待防止支援の機会を市民が得にくい状況となっている。	産後2週間、産後1か月等出産後間もない時期に受けることができる産婦健康診査について、1回につき5,000円(最大2回まで)を上限とした費用を助成することで、産婦が受診しやすい環境を整える。このことにより、産科医療機関において産後の身体的機能の回復状態、授乳状況、産後うつ等、こころと身体の不調や育児環境等を確認し、支援を必要とする産婦を早期に発見し、支援につなぐ体制整備をすすめる。	産婦が受ける健康診査(産後2週間頃と産後1か月頃)の最大2回までの費用を1回につき5,000円を上限として助成する。 この体制整備は、親が心身ともに健康な状態で子育てができるために継続した取り組みが必要であることから、令和7年度以降も継続する。		産婦健康診査から把握したハイリスク妊産婦・新生児支援実施率	R6	%	100	100
									エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)又は2項目質問票による産婦健康状態把握率	R6	%	100	99.7
2	低所得妊婦に対する初回産科受診料助成事業	新	5,000	5,000	若年夫婦や未婚の妊婦等が、妊娠届出時の面談で関係機関に繋ぐ等の経済面における相談が散見している。妊婦健診の受診券は妊娠届出後に交付されるため、届け出前の産科受診料が低所得の妊婦等にとって経済的負担になり、受診を妊娠初期に行わないことや飛び込み出産等で母子の健康に多大なリスクを課すことが懸念される。低所得妊婦の初回の産科受診料を助成することで、当該妊婦の心身の健康状態や生活状況を継続的に把握し、必要な支援につなぐことを目的とする。	経済的な課題をもつ妊婦に必要な支援に確実につなぐため、低所得妊婦の初回産科受診料支援を開始し、出産・子育て応援交付金支給や伴走型支援との一体的な支援を行う。	住民税非課税世帯に属する妊婦を対象に、産科医療機関を受診して保険外診療で行った妊娠判定に要した診察・検査の費用の一部または全部を1万円を上限として助成する。 妊婦が安心・安全に出産できる体制整備のため、継続した取り組みが必要であることから、令和7年度以降も継続して実施する。		妊娠継続を希望する対象者を支援した割合	R6	%	100	100
									11週以内の妊娠届出者の割合(滋賀県保健医療計画(保健対策母子保健目標項目)	R11	%	100	99.2
3	産後ケア事業 利用者負担の減免支援事業	新	265,000	265,000	産後に支援を必要とする産後12カ月未満の母と子を対象に、医療機関等の施設において、心身のケアや育児サポートなどのサービスを提供することで、産婦の心身の安定と育児不安の軽減を図ることを目的に産後ケア事業を行っているが、現状は利用者が少ない。令和4年度からは、利用対象者条件を「支援が必要な人」に緩和し全妊婦に啓発を行っているところであるが、支援の必要な産婦がより利用しやすい体制を整備する必要がある。	利用者の所得の状況に関わらず、支援の必要な産婦が産後ケア事業を利用しやすい環境を整えるため、産後ケア事業を必要とする全ての産婦に対して利用料の減免支援を行い、産婦の心身の安定と育児不安の軽減を図る。	利用者の所得状況に関わらず、産後ケア事業を利用しやすい環境を整える観点から、産後ケア事業を必要とする全ての産婦に対して、利用者負担の減免支援を導入する。2,500円/回(最大5日間) 母親が心身ともに健康な状態で子育てができるよう継続した取り組みが必要であることから、令和7年度以降も継続して実施する。		産後ケア事業利用率(滋賀県保健医療計画(保健対策母子保健)目標項目)	R6	%	10.9	11.9
									産後ケア事業利用数(実数)	R6	人	20	39
4	スクールロイヤーによるいじめ予防授業開催事業	新	198,000	198,000	いじめは人権侵害であり、絶対に許されないものであることを再認識するとともに、自他の人権を大切にすることを育むことを目的とする。	野洲市内の小学校においては、5年生を対象にいじめ授業を実施することを必須と位置づけ、いじめ防止対策の一つとする。法律では行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じているものが「いじめ」とされており、相手の気持ちを考えて行動することが重要であることや、いじめが相手の人権を侵害するものであること、学校はいじめに対応する責任があることなどを説明し、いじめを受けたときやいじめを見たときには一人で抱え込まずに相談することが大切であることを授業として実施し、専門的な法的観点から講師授業を行う。	児童生徒を対象に市内各校において、滋賀弁護士会から弁護士を派遣いただき法的観点から専門的な知識を活かし、いじめ防止教室授業を開催。今後も継続的に実施していく予定。開催後、意識調査を実施することで、児童生徒の意識の変化を数値化し、より具体的な対策を講じていく。		実施校	R6	箇所	6	6
									授業前と授業後のいじめに対する意識アンケート実施 ①いじめられるには理由がある ②理由があるからいじめてもよい	R6	%	0	10
5	不登校児童生徒学習支援事業(Wi-Fi機器通信料)	新	471,096	471,096	年間30日以上学校を欠席する不登校児童生徒数は、令和4年度は小学校44名、中学校80名、令和5年度は小学校約65名、中学校約90名と見込まれ、増加傾向にある。この不登校児童生徒の増加に歯止めをかけるため、まず別室での登校を促す取り組みを行っている。しかし、現在、別室登校する児童生徒を受け入れている教室にはネット環境が整備されておらず、普通教室と同様にGIGA端末を利用した授業を受けることができない状況にある。	不登校児童生徒が別室登校した際、GIGA端末を活用し授業を受けられるネット環境を整備することで、孤立することなくスムーズに普通教室へ登校できる対策とする。また心のケアが必要な児童生徒においては、専門的な支援員と情報を共有しながら個別に対応し課題解決に向け組織で対応していく。	不登校児童生徒が別室登校した際、GIGA端末を活用し授業を受けられるネット環境を整備することで、孤立することなくスムーズに普通教室へ登校できる対策とする。また心のケアが必要な児童生徒においては、専門的な支援員と情報を共有しながら個別に対応し課題解決に向け組織で対応していく。		不登校児童生徒数	R6	人	62	164
6	学校教育支援員(特別支援教育担当)会計年度任用職員雇用費	新	1,805,140	1,805,140	国及び県は、インクルーシブ教育を促進させているが、これに伴う十分な財源が示されていない状況である中、地域の学校へ通学させたい保護者ニーズがあることから、本市では保護者、児童生徒の希望に寄り添うよう地域の学校での受入れを進めています。特別に支援が必要な児童生徒の安心、安全な学校生活を確保するためには、特別教育支援員の人材確保が必要であることから、特別教育支援員(会計年度任用職員)を雇用することで、児童の安全安心な学校生活を確保します。	人材を確保することで、本来県費教職員が行わなければならない業務に集中でき、児童生徒に向き合う時間を確保することができ、児童生徒が必要としたときに必要な支援が的確に行えるよう安心安全な学校生活を確保する。	令和7年度からは滋賀県教育支援体制整備事業補助金における財源確保に努めていきます。		通常学校での受入れ児童生徒割合(受入児童数/希望児童数)	R6	%	100	100

自治体名 ①野洲市

子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標	KPI項目		目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
	○野洲市は、子育てをしやすいまちだと思ふ未就学児童保護者の割合		R10	%	50	R10年度 確定予定
	○4か月健診における乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合		R11	%	96	95.7
	○新生児死亡率		R11	%	0	0
	○待機児童数(学童保育所)		R10	人	0	0

No.	事業名	新/ 拡	総事業費	対象経費 支出額	事業内容				個別事業の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標				
					地域における実情と課題および 本個別事業の位置付け	課題への対応	個別事業の内容	拡大・拡充・変更した内容 (既存事業の場合)	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
7	学校・家庭・地域連携協力推進事業(コミュニティ・スクール)	拡	427,000	246,200	地域と幼稚園が協働で子どもたちを育てていこうと、協議し、取り組むための事業である。本市では令和5年度より市内全小中学校でコミュニティ・スクールを導入・促進し、子ども達がこれからの多様な社会情勢に対応し、自分らしく生き抜くために必要な能力について、地域住民と共に多角的に検討し実践している。取り組みの中で、小学生・中学生・幼稚園児といった多世代が地域とともに連携と交流することが、子どもと保護者の学びにとって非常に効果的であり、その連携の強化が課題であると判断された。地域学校協働活動推進員が地域と園の橋渡しをしながら、地域の力を借り、園の運営に役立てる。小学校入学以前の幼少期の段階から、子どもたちの将来を見据え連携と地域総がかりでコミュニティ・スクールに取り組むことが、保護者に対する社会教育の醸成を促し、幼児教育の資質向上につながると考え、本事業を実施した。	「学校運営協議会」及び「地域学校協働活動」を一体的に推進し、学校と地域住民が力を合わせて学校・園の運営に取り組んだ。人材不足や行事などの担い手が足りてない状況の中、園の課題を協議し、地域とどう協働しながら子どもを育てるかを考え取組んでいく必要がある。	市内公立幼稚園において、「学校運営協議会」を立ち上げ、地域学校協働活動として学校・園及び地域の課題解決に向けた取組を実施した。	令和5年度から実施している小中学校の学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を、令和6年度から幼稚園にも導入した。	学校運営協議会を設置した幼稚園の割合	R6	%	100	100
									地域学校協働活動と園運営協議会の進捗状況調査	R6	%	75	73
									地域学校協働活動推進員の資質向上を図る研修会の開催回数	R6	回	6	8
									研修受講者のアンケートで「地域学校協働活動への理解が深まった」の回答の割合	R6	%	80	100
8	医療的ケア児保育支援事業	新	7,741,475	7,741,475	人工呼吸器を装着している児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童(以下「医療的ケア児」)が、保育所等の利用を希望する場合に受入れが可能となるよう、保育所等の体制の整備・向上を図る必要がある。	保育所等に、医療的ケア児専任看護師等を配置し、支援体制の整備・向上を図る。	医療的ケア児が保育所等の利用を希望する場合に受入れが可能となるよう、保育所等の支援体制の整備・向上を図るため、令和6年4月から、新たに看護師1名を採用し、さくらばさまこども園に医療的ケア児専任看護師として配属する。また、令和7年度以降も継続して雇用する。	医療的ケア児の受入れ体制の整備	R6	—	整備済み	整備済み	
9	通学通園バス車両購入	新	28,192,530	28,192,530	通学通園バスとして現在運行している市所有の車両は平成9年式であり、新規登録後27年が経過し、車両の老朽化が進行している。車両の修理頻度が高まってきており、また修繕に必要な部品の調達も困難な状況であるため、喫緊の課題として車両の更新が必要となっている。	現在の車両の運行を継続することは、修繕に係るコストが嵩むことが見込まれること、また安全な運行という観点から課題が多いため、車両を更新により対応する。人材を確保することで、本来県費教職員が行わなければならない業務に集中でき、児童生徒に向き合う時間を確保することができ、児童生徒が必要としたときに必要な支援が的確に行えるよう安心安全な学校生活を確保する。	車両を更新することにより、乗車する児童生徒の安心安全の確保と、運行を管理している受託事業者の負担軽減にも繋がる。	通学通園バス車両(車両更新)	R6	台	1	1	
10	地域における家庭教育支援基盤構築事業	拡	589,600	196,600	ひとり親家庭やステップファミリー、共働き家庭など、家庭環境が多様化し、様々な課題や複雑な事情を抱える家庭の増加、また地域のつながりの希薄化や、児童虐待など子育てに悩みや不安を持つ保護者も多い。子どもの生活の乱れによる睡眠不足、偏食、偏食などバランスに欠いた食事などを原因として、学習意欲や気力・体力の低下につながる連鎖があり、規則正しい生活習慣の確立が困難で、子どもと一緒に登校するなど、寄り添いを必要とする子どもが増加している。令和5年度から4校で実施している事例では、不登校の児童の登校支援を続けていくと週4日行けるようになった、不安定な親子関係で、子どもに厳しくあたる家庭の母親の相談支援で母親が精神的に安定し児童と母親の関係改善に繋がった、外国籍の家庭を訪問して学校との橋渡しと意思疎通など、学校だけの支援では難しい家庭に対する支援で効果があり、学校の負担も軽減された。家庭との信頼関係の構築と、教職員との情報交換により、家庭と学校を繋ぎ子育て家庭を支援することに重要な役割を果たしていることから、次年度以降も継続して支援していく。	需要が多く、時間数をもっと増やして欲しいとの要望があるが、財政的な面で難しい。また、中学生に対しての取り組みは保護者相談に偏りがちになるので、引き続き、もっと子どもに寄り添う機会を作る必要がある。	令和6年度からは市内全小中学校に「家庭教育支援員」を配置し、地域全体で子どもたちの健やかな育ちを支え、保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、真に支援が必要な家庭への充実を図った。	令和5年度から一部の学校(4校)に家庭教育支援事業を実施していたが、令和6年度からは全小中学校(9校)に家庭教育支援員を配置し、地域全体で寄り添いが必要な子どもや支援が必要な家庭を支える体制を構築した。	「家庭教育支援員」を配置した学校の割合	R6	%	100	100
									「家庭教育支援員」の人数	R6	人	10	10
									「家庭教育支援員」の延べ出勤時間	R6	時間	1,800	737
11	野洲こどもの家移転新築事業	新	8,716,000	8,716,000	・野洲小学校区におけるこどもの家(放課後児童クラブ)は、共働き家庭の増加等により、近年利用希望者が増えており、定員数を超過して受入れを行っている。 ・野洲第1～第6こどもの家は、小学校から徒歩5分程度離れた場所に位置していることから、子どもたちが安全に登所するためにシルバー人材センターに見守りを委託している。 ・野洲小学校区におけるこどもの家の施設(建物)としては、野洲第1～第6こどもの家と野洲第7こどもの家の2箇所に分かれている。	・上記の課題がある中で、野洲駅南口周辺整備官民連携事業の推進に伴い、野洲第1～第6こどもの家を移転させる必要が生じたことから、2施設を移転・統合し、新たに整備する。	2施設を移転・統合し、新築する。 想定規模等:鉄骨造、4階建て、延床1,400㎡程度、定員数320人程度 事業スケジュール 令和6年度 基本設計 令和7年度 実施設計 令和8～9年度 建築工事	野洲小学校区におけるこどもの家の定員超過人数	R10	人	0	10	

自治体名 ⑩湖南省

	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標	○「湖南省の子育ての環境や支援施策への満足度」 平成31年3月の湖南省子育て支援に関するニーズ調査調査結果報告書の問30を現状値とする。 1(満足度が低い)～5(満足度が高い)というアンケートで4,5の満足度が高い割合の数値を評価指標として目標値を設定する。	R10	%	20	12.5

No.	事業名	新/ 拡	総事業費	対象経費 支出額	事業内容				個別事業の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標				
					地域における実情と課題および 本個別事業の位置付け	課題への対応	個別事業の内容	拡大・拡充・変更した内容 (既存事業の場合)	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
			円	円									
1	こども家庭センター ヤングケアラーコー ディネーターの配置	新	2,028,254	677,254	当市内児童生徒の中には、本来保護者が行うべききょうだいの世話や家事を担っているケースがある。その影響が不登校や問題行動として表出されることもある。それらの生徒をヤングケアラーと位置づけ、支援体制の構築を支援するため、ヤングケアラーコーディネーターを配置し、適切な福祉サービスや就労支援サービス等につなぐ機能を強化した。	湖南省立中学校在籍生徒(1,440人)を対象に学校用タブレット端末を利用し、ヤングケアラーとなる児童生徒を把握し適切な支援内容を検討している。大津市、彦根市、甲賀市の支援体制を視察した。	ヤングケアラーコーディネーターを配置し、適切な福祉サービスや就労支援サービス等につなぐ機能を強化した。ヤングケアラーとなる児童生徒に対する相談支援の実施。関係機関とのネットワークの構築、連携及び調整。要保護児童地域対策協議会に関すること。		ヤングケアラー相談件数	R6	件	10	1
2	こども家庭センター サポートプラン作成 支援員	新	2,642,296	443,296	実情：当市の要保護児童対策地域協議会では要保護児童、要支援児童ともに400人を超える人数を管理している。児童に加えて、妊娠から支援が必要な特定妊婦が近年増加している。中には支援が途切れてしまうケースや支援者と支援対象者の信頼関係が困難なケースもある。虐待を未然に防止するため、妊娠から学齢期まで切れ目なく支援の必要があり、より円滑な支援を継続的に展開するため本事業を設置する。	支援者と支援対象者で支援プランを作成した。乳児期から学齢期まで切れ目のない支援のプランを作成するため、母子保健、児童福祉の両方に精通する人材を配置し、プランの様式を作成した。	児童福祉機能、母子保健機能、それぞれに対応するサポートプラン様式を作成。様式に基づいて対象者のサポートプランを作成した。母子保健機能においては、より手厚い支援や継続的な支援、関係者の調整等を要する対象者について作成した。セルフプランは、みずから自分自身や子どもが必要とする母子保健や子育て支援サービスを適切に選択して利用計画を立てられる方を対象とした。児童福祉においては、要支援児童等を対象にプランを作成した。		サポートプラン様式の作成	R6	回	1	1
									対象者へのサポートプランの作成	R6	件	40	603
3	石部保健センター駐 車場区画線修繕工 事	拡	412,500	412,500	令和5年度から子ども関係の部署が石部保健センターに配置され、子育て世帯の施設利用者が大幅に増加している。当センターの駐車場の枠幅は狭く、区画線が非常に薄くなってきているため、特に子育て世帯の利用者にとっては、駐車しにくく、子どもの乗り降りやベビーカーの上げ下ろしなどもしづらい状況である。	より安全に来所いただけるよう、駐車場区画を従来より拡張した修繕工事を行った。	石部保健センターの駐車場の区画線が非常に薄くなっており、駐車区画線の幅についても現在の標準とされる2.5mより小さいため、子育て世帯をはじめとした施設利用者が安全で安心して来所していただけるよう、駐車区画線の幅を現在の基準に沿うように拡張し、区画線の引き直しを実施する。		石部保健センター駐 車場の区画線を修繕	R6	箇所	1	1
4	4か月児健診医療 機関委託	新	1,673,250	1,673,250	現在、4か月児健診は集団健診で行っており、湖南省保健センターで毎月1回実施している。車を所持していない家庭や、夫婦で1台しか所持していない家庭も多く、健診会場までバスでの移動を余儀なくされているが、バスの路線や本数も少ないため不便を強いられている状況である。どうしても来所が難しい場合、個別対応で訪問しているが診察が受けられないなどの不利益が生じている。	4か月児健診を医療機関委託(市内3か所に委託予定)にすることで、受診者の身近な医療機関で、児の体調や家庭状況に合わせて日程調整することができ、対象者の利便性の向上につながる。	4か月児健康診査の実施方法を集団健診から医療機関委託に変更し、市内3医療機関で実施する。対象は、市内に住所を有し、満4か月に達した日から満6か月に達する日の前日までの間にある乳児とし、自己負担は無料。乳児健康診査の結果、発育不良、要離乳指導、その他の指導を必要とする乳児に対して適宜個別指導を実施するとともに、必要に応じて市の子育て支援事業につなぐ。継続して指導が必要な場合や経過観察を必要とする場合は、健診実施医療機関や地区担当保健師がフォローを行う。や地区担当保健師がフォローを行う。集団健診と違い、医療機関委託として実施することで、対象者が受診日や受診場所を選択できるようになる、かかりつけ医なので相談しやすくなる、健診の待ち時間が短縮されるなど、子ども・子育て世帯にやさしい社会環境の整備が促進される。		全ての乳幼児が4か月児健診を受けることができる(受診率)	R8	%	100	99.4
5	公立保育園等遊具 設置事業	新	520,000	520,000	本市公立園は、保育園1園、認定こども園3園の計4園を運営しているが、3歳未満児が戸外で十分に体を動かして遊ぶための固定遊具が整備されているのが岩根こども園の1園のみとなっており、十分な未満児の園庭遊びの提供ができていない。3歳未満児用の固定遊具を使用することにより登る、降りる、体を支持することで全身の発達を促すとともに、固定遊具を介して保育士や友だちと遊ぶ楽しさを味わい心身の発達を促すためにも設置が望ましく、各園には3歳以上児の固定遊具は設置されているが、安全面から3歳未満児が使用できない状態となっている。	順次、3歳未満児用の遊具を設置し保育の充実を図る。	公立保育園に3歳未満児の遊具を設置する。令和6年度は公立石部保育園に3歳未満児の遊具を整備を行った。予定通り令和7年度に平松こども園、令和8年度に下田こども園の3歳未満児遊具の整備を順次整備する。		公立園の3歳未満児 用遊具の設置園数	R8	園	4	1
6	病児保育(体調不良 児対応型)実施事業	新	2,120,809	708,809	本市の特定教育・保育施設においては、看護師が配置されていないため、園で体調が悪くなった園児の看護ができないため、保護者にすぐにお迎えに来るよう連絡している。しかし、就労されている保護者がすぐに仕事を切り上げ、園児の迎えに行くことが難しいケースもあり、園での対応に苦慮している。	園に看護師を配置し、登園後に体調不良になった園児の保護者がお迎えに来るまでの間の看護を実施し、保護者の保育ニーズに対応する。	公立園1園に看護師を配置し、病児保育の体調不良児対応型事業を実施を行った。		公立園での病児保育 (体調不良児対応型) の実施園数	R9	園	4	1
7	放課後児童クラブ障 害児受入強化推進 事業	新	2,230,583	744,583	学童保育所の利用者数が年々増加傾向にあり、利用者の増加に合わせて障がい児童の利用者も増加している。そのような現状に対応するため、令和6年度より新規事業を展開することで、学童保育所の障がい児童の受け入れ態勢を充実させることを目的とする。	滋賀県の資質向上研修、市の障害に関する基礎講義研修等を受けた職員の人件費とし、障がい児童に対する加配職員の配置を促した。	学童保育所で障がい児童に対応する専門的な知識を有する職員を雇用するために、子ども・子育て支援交付金の基準額を対象となる学童の支援単位に公立の学童保育所には指定管理委託料として、民営の学童保育所には運営費補助金として提供する。		障害児受入強化推進 事業を実施する学童 保育所の数	R8	箇所	5	2

自治体名 ⑩湖南省

子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
	○「湖南省の子育ての環境や支援施策への満足度」 平成31年3月の湖南省子育て支援に関するニーズ調査調査結果報告書の問30を現状値とする。 1(満足度が低い)～5(満足度が高い)というアンケートで4,5の満足度が高い割合の数値を評価指標として目標値を設定する。	R10	%	20	12.5

No.	事業名	新/ 拡	総事業費	対象経費 支出額	事業内容				個別事業の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標					
					地域における実情と課題および 本個別事業の位置付け	課題への対応	個別事業の内容	拡大・拡充・変更した内容 (既存事業の場合)	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値	
円														円
8	こどもの居場所づくり事業	拡	1,818,091	909,045	小学生の主な放課後等の居場所となっているのが学童保育である。その学童保育は児童数が減少するものの、学童保育へのニーズは様々な要因で急増しており、放課後等の居場所の選択肢が不足していることも要因と考えられる。利用者の中には長期休暇のみの利用のために年間利用を申し込んでいる児童もいるため。	本事業は学童保育ほどの支援(保護者の就労保障、児童の支援)ではない事業で、既存の事業の隙間を埋めるような新たな子どもの居場所づくり(子どもの見守り)を進めることで、学童保育利用のニーズを分散化することができるとともに、運営を市内の団体で実施することで、子どもが地域で特別な体験をできるきっかけになり、子どもが過ごす場所の選択肢を増やすことに繋がる。また、小学校区を超えて利用可能とすることで、新しい友達を作るきっかけになる。	長期休暇中の夏休みに毎日居場所を2箇所開所し、子どもであれば誰でも利用することができる場所を開所した。	R5年度は1箇所の実施であったが、R6年度は2箇所で行った。	実施箇所	R8	箇所	4	2	
9	子ども生活相談員配置事業	拡	3,207,680	3,207,680	当市内児童生徒の問題行動等は、家庭基盤の脆弱さや虐待の増加により複雑化し、教育だけの領域で対応できないケースは急増している。発達障がいのある児童生徒が増加している。そのような中、平成24年度から、市独自でスクールソーシャルワーカーを配置し、これらの諸問題等の解決に向けて、学校・保護者・関係機関との積極的な連携した支援を行っている。	近年はより課題が複雑化してきており、学校内にとどまらない訪問や活動の中で、小中連携や家庭児童相談室をはじめとした福祉事務所との連携が不可欠になってきている。今回新たに、子ども生活相談員として、就学前の子どもや保護者、また放課後等児童クラブとの連携の強化を図ることを目的とした。	・問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけに関すること。・関係機関等とのネットワークの構築、連携及び調整。 ・学校内におけるチーム体制の構築及び支援に関すること。・保護者、教職員等に対する支援・相談及び情報提供。 ・ケース会議での指導助言。・要保護児童対策地域協議会や不登校ネット会議等に関すること ・保育園、認定子ども園、幼稚園、放課後等学童保育所との連携に関すること。	就学児童生徒への対応を基本とするが、小中連携を行う中で就学前のきょうだいへの関わりや、幼稚園、認定こども園、子ども家庭総合センターとの連携を強化した。今後は、放課後児童クラブとの連携も行っていく。	関わりをもった在園児の総数	R6	人	14	33	
									関わりをもった放課後児童クラブの指導員総数	R6	人	5	0	
10	日本語初期指導教室運営事業	新	1,980,000	1,980,000	当市は人口に対する外国籍住民登録者数の割合が高く、各校にある日本語教室だけでは、外国籍児童生徒への支援が困難な状況がある。そのため、国籍を問わず日本語初期指導が必要な児童生徒や保護者に対して、日本語の初期指導や教育的支援を行う日本語初期指導教室を開設している。言語や習慣を学ぶ機会を提供することで、教育的側面だけでなく、多文化共生をすすめる一助となっている。ポルトガル語やスペイン語を母語とする子どもたちへの支援が中心であったが、近年はベトナム語、タガログ語やネパール語を母語とする子どもたちも増えてきており、多様な言語への対応が課題となってきている。	基本的には、ポルトガル語を母語とする子どもたちが圧倒的に多いため、ポルトガル語の支援員を配置している。多言語化している中で、すべての言語に対応できる支援員を配置することは困難なため、絵カードでの学習支援や、インターネットを使って教材を作成する等の工夫が必要になってきている。また、市の国際協会等の交流やボランティア受け入れにより、日本文化へ触れる機会を設けている。	日本語の習得のための初期指導および日本文化、習慣に馴染むための支援。通級児童生徒の保護者支援。	市教育委員会や、関係機関とのやりとりを迅速かつ効率的に利用できるように、総合行政ネットワーク(LGWAN系ネットワーク)の環境整備を行う。子どもたちの学習・生活状況の把握や学習支援の方法等についての情報共有がよりスムーズになり、日本語の初期指導や教育的支援(日本文化や習慣に馴染む)環境整備の充実につながる。	情報システムを利用した教育委員会事務局と教室の情報共有の迅速化	R6	回	12	12	
									情報システムを利用した交流事業の調整の迅速化	R6	回	28	5	

自治体名 ⑩湖南省

子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
	○「湖南省の子育ての環境や支援施策への満足度」 平成31年3月の湖南省子育て支援に関する二一三調査調査結果報告書の問30を現状値とする。 1(満足度が低い)～5(満足度が高い)というアンケートで4,5の満足度が高い割合の数値を評価指標として目標値を設定する。	R10	%	20	12.5

No.	事業名	新/ 拡	総事業費	対象経費 支出額	事業内容				個別事業の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標					
					地域における実情と課題および 本個別事業の位置付け	課題への対応	個別事業の内容	拡大・拡充・変更した内容 (既存事業の場合)	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値	
			円	円										
11	フリースクール等利 用補助事業	新	961,200	961,200	市では年3回の不登校ネット推進会議や毎月の巡回相談連絡会議をもち不登校支援対策を進めてきた。しかし、不登校児童生徒の状況は、令和6年3月末には、30日以上欠席が小学生73人(在籍比率2.59%)、中学生133人(在籍比率9.24%)、全体で206人(在籍比率4.72%)となっており、ここ数年で微増している状況にある。中には、一日も学校に通うことができない児童生徒や学校の教育形態に馴染みにくく、登校を促すことが困難な児童生徒も存在する。こういった児童生徒にも通いの場を確保し、社会的自立を促したいと、市内において、フリースクール等を利用する児童生徒が生じてきた。義務教育段階における教育の機会を保障する。	多様な問題へ態様に応じたきめ細かな支援の必要性。児童生徒の状況や必要としている支援を適切に見極めるアセスメントや適切な支援と多様な学習の場の提供のために、学校、家庭等の連携を行っている。公的施設と官・民の連携協力の意義ある。また、学校外の施設に通う児童生徒についても進路形成支援の観点から、関わりをなくさないよう公的施設と民間施設等との積極的な連携協力は重要であるため、補助事業の創設をする。	・「心の居場所」「絆づくり」、不登校とならない学校づくりや不登校傾向を持つ児童生徒への未然の対応。 ・保護者の支援のために気軽に相談できる窓口や学校、保護者同士のネットワークづくりへの支援。 ・学校内におけるチーム体制の構築及び支援に関すること。 ・保護者、教職員等に対する支援・相談及び情報提供。 ・発達段階に応じたきめ細かい配慮に関すること 等		不登校ネット会議での情報共有	R6	回	12	12	
									フリースクールの通級日数の把握	R6	日	100	120	
12	福祉医療助成事業 (高校生世代の本人負担分)	新	6,557,730	6,557,730	本市では令和3年度から小中学生に対する医療費助成を行っているところだが、国のこども・子育て政策が強化される中、更なる子育て世帯への支援として、高校生世代への助成拡充が望まれている。	現在医療費助成の対象となっていない高校生世代について、助成を行う。	高校生世代の子どもにかかる医療費のうち、本人負担分を除く医療費に対する県の助成事業が令和6年度から開始予定。助成対象とならない本人負担分について、市が助成を行う。		助成対象者全員が必要な時に必要な医療を受けることができ、本人が負担する医療費分を市が助成することができる。	R6	円	5,726,030	6,557,730	
13	十禅寺緑地公園 ターザンロープ改修 工事	拡	3,630,000	3,630,000	十禅寺緑地公園は、小学校および学童保育所に隣接しており、公園利用者における子どもの割合が高く、放課後には多くの子どもたちが本公園を利用している。また、公園周辺では、新たな住宅地の開発が進んでおり、今後、本公園を利用する子どもの数が増加することが予想される。しかしながら、ターザンロープは、設置から30年近く経過しており、老朽化が進行している状況である。(木製遊具の標準使用期間は、10年が目安とされている。)	ターザンロープの老朽化が進行していること、また、公園利用者の増加が見込まれることを踏まえ、公園の魅力を向上させ、利用者である子ども達が、体力を向上させながら、安全に安心して遊んでもらうために、ターザンロープの改修工事を行うものである。 非木材のターザンロープに更新することで、耐久性および安全性を向上させることができる。	湖南省石部東地先に位置する「十禅寺緑地公園」の既存の木製ターザンロープ(平成4年度設置)を撤去し、新たな非木材のターザンロープを設置する。		ターザンロープの安全性向上	R6	ハ ザ ー ド レ ベ ル	1	2	
14	妊婦健康診査等委 託事業	拡	3,081,200	1,540,600	妊婦健康診査費の助成を行っているが、令和6年度の湖南省における妊婦健診基本健康診査の助成額が県内他市町と比較して低く、医療機関の健診費用との差があり、受診者の自己負担金が発生している。	令和6年度(10月末現在)において1名飛び込みで出産された方がおり、昨年度は妊娠28週以降に母子手帳を交付した方がいるという現状がある。経済的な事情により妊婦健診を受診できないまま、飛び込みで出産したり、出産間近まで健診を受診しないというケースを防ぐためにも、妊婦健康診査基本受診券の補助上限を上げ、妊婦健診の自己負担の軽減を図ることにより、望ましい回数数の健診を受診してもらえるよう支援する。	妊婦の健康管理を推進し、健康の保持及び増進に寄与することを目的とし、医療機関委託にて妊婦健康診査を実施する。	妊婦健診基本健康診査助成額を4,000円/回から5,000円/回に増額する。	妊婦健康診査を受診せずに出産した人数	R7	人	0	1	
									妊娠28週以降の母子手帳交付者数	R8	人	0	1	
15	甲西図書館居室等 リニューアル事業	新	323,390	323,390	近年の出版不況とインターネット社会の進展により、市内の書店の多くが閉店し、青少年が紙の本に親しむ機会が大幅に減少している。 湖南省立図書館では、まず乳幼児が紙の本に親しむ場を作りだし、更に学生が資料を活用し自ら学ぶ場を創出することで、市内の青少年の生きる力を育むことを目指す。	乳幼児が本に親しむ場として、1階の多目的会議室を集会行事以外はふれあいスペース(仮称)として常時開放する。スペース内に親しみやすい絵本を常置し、親子でくつろぎながら本に親しめるようにする。また、学生が自ら学ぶ場として、2階の展示スペースの一部に机やスタンドライトを配置し自由学習スペースとして開放する。	1階の多目的会議室の壁紙の張替え及びカーテンレール等の設置工事を行い、ふれあいスペース(仮称)を令和7年3月に設置した。 長机及びスタンドライトを購入し、2階に自由学習スペースを令和7年3月に設置した。		・ふれあいスペース(仮称)の設置	R6	室	1	1	
									・自由学習スペースの設置	R6	席	10	10	
16	湖南省立小中学校 LED照明器具賃 借業務	新	18,903,720	18,903,720	現在教育施設で使用されている蛍光灯は寿命が短く、快適な学習環境を維持するためには頻繁に取り換える必要がある。十分な明るさを保ちながら、長期間安定した学校照明を維持するためにはLED照明の導入が必要である。また従来の蛍光灯は光に揺らぎがあるため、長時間の使用では目の疲れや頭痛の原因ともなり、児童・生徒の健やかな成長の妨げともなりえる。	学校環境衛生基準では「教室及びそれに準ずる場所の照度の下限値は、300 lx(ルクス)とする。また、教室及び黒板の照度は、500lx以上であることが望ましい。」とされている。LED化することで、適切な明るさが長期間保たれ、学習により集中できる環境が維持される。また、安定したLEDの照明により、目の疲れ等の軽減にもつながり、児童・生徒の心身の健康増進につながる、	各小中学校の照明器具等をLED照明器具等に更新した。(長期継続契約)		LED照明器具等に更新した学校数	R11	校	13	11	

自治体名 ⑪高島市

子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
	○子育て環境の充実、満足度(満足回答/全回答数)	R8	%	80	R8年度確定予定

No.	事業名	新/ 拡	総事業費	対象経費 支出額	事業内容				個別事業の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標				
					地域における実情と課題および 本個別事業の位置付け	課題への対応	個別事業の内容	拡大・拡充・変更した内容 (既存事業の場合)	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
			円	円									
1	公立保育園施設整備事業(遊具整備)	新	7,752,800	7,752,800	本市は、低年齢からの入園児童が多く1日の大半を園で過ごす子どもたちにとって、発達を促した運動遊具で遊ぶことは、身体機能を高めることはもちろんのこと、登ったり、降りたり、渡ったりすることが1人でできたという達成感を味わうことで新たなことに挑戦しようという意欲を育むことにも効果的である。本市の保育施設の充実を図り、子どもたちを心身共に健やかに育むことができる環境を確保する。	遊具点検の結果により、使用の制限または更新を必要とする遊具があることから、園児が安全に楽しく過ごせる保育環境を整えるべく遊具の整備を行う。	①高島こども園 遊具(ジャングラミング) ②静里なのはな園 遊具(ミニジャングラミング)		遊具整備率(2園設置台数 7台／必要台数 7台)	R6	%	100	100
2	公立保育園施設整備事業(防犯対策)	新	1,218,800	1,218,800	全国的に学校や園への不審者侵入事故が発生している状況にあるなか、本市においても保育施設の安全対策が求められます。 また、市としても安全で質の高い乳幼児保育・教育環境に向けて取り組んでいるなか、これに向けた施設整備を進める必要があります。	市内公立園のうち防犯設備が未整備の園に対し、児童や保育者の安全確保の観点から設置計画により防犯カメラの整備を行います。	①朽木こども園 防犯設備(防犯カメラの設置 N=5台)【整備計画】 整備済:4園 R6:朽木こども園 R7:高島こども園 ※今津東保育園、古賀保育園については廃園予定のため計画対象外		防犯カメラ設置率(令和5年度末整備園数4園／計画園数 6園) 防犯カメラ設置率(令和6年度末整備園数5園／計画園数 6園)	R6 R7	% %	83 100	83 -
3	保育士等派遣業務委託事業	新	2,108,315	2,108,315	出生数が300人未満で推移し、少子化が進んでいる中においても、低年齢児保育のニーズは高く、0～2歳児では待機児童が発生しています。しかし、保育に必要な保育士の確保が難しく、利用定員まで児童を入園させることができない状況となっています。	人材派遣業者に保育士等の派遣を委託することにより、保育士等の確保や労働環境等の改善や離職防止を図ります。 また、月額制勤務の保育士を確保することにより、受け入れできる児童を増やし、待機児童の減少を図ります。	人材派遣業者との委託契約(1時間当たり単価契約 2,550円×1.1×1人×738.5時間+(残業分)2,550円×1.25×1.1×1人×10.5時間≒2,108,315円)		月額制保育士の割合	R6	%	55	53.7
									月額制保育士の割合	R7	%	57	-
									月額制保育士の割合	R8	%	60	-
4	心理相談支援事業	新	515,340	515,340	本市においては、虐待相談件数や不登校等こども家庭における相談が増加傾向にあり、心の傷やトラウマを抱えた子どもや保護者への支援の必要性が高まっている。市内には、カウンセリングを受けられる医療機関はなく、行政においても現状の心理職員の人員体制では対応困難な状況である。家庭における課題の改善や、子どもへの今後の影響を考慮し、適切な心理的ケアを実施できる体制整備が必要である。	児童心理分野の知識と経験を有する心理カウンセラーを配置し、心理的ケアの必要な子どもや保護者のセラピーやカウンセリングを実施する相談日を月2回設けた。年間24回の実施予定をしていたが、電車の運休や心理カウンセラーの体調不良により、21回の実施となった。日により、1～6件と相談件数のばらつきはあったが、年間36件の相談の実施となった。学校との調整により放課後学校で実施したケースもあった。 児童と保護者の心理的な支援を併行して行う必要性がある家庭が複数みられたことから、令和7年度については、必要に応じて心理職2人に対応し児童・保護者の双方の支援が行えるよう体制を充実させていく方向性である。	・月2回の相談日を設定し、ケース相談および支援者相談を実施。 ・事業担当者やケース支援者と、事前事後の打ち合わせを実施。 ・必要に応じて、関係機関との情報共有を実施。		心理相談支援事業利用延人数	R6	人	36	36
									心理相談支援事業利用延人数	R7	人	42	-
									心理相談支援事業利用延人数	R8	人	48	-
5	児童発達支援センター管理事業	新	4,544,201	203,500	当市では、児童発達支援センターにおいて療育教室を運営しており、児童に対し日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得ならびに集団生活に適応できるよう、心身の状況に応じた支援を行っています。療育指導においては、様々な療育用遊具を使用した活動や児の心身の発達状態に応じたプログラムを提供し、発達に対する専門的支援を行っています。発達課題を持ち支援の必要な児童が増加し、保護者などからは、児童の発達支援に対しさらに高度な専門的支援の提供が求められています。 児童発達支援センター管理事業では、児童の発達にかかる支援を総合的に提供する施設として、利用者が安全に施設や遊具を利用できるよう適正管理や遊具等の整備に努めています。	療育における専門的支援への保護者のニーズは高まっており、発達に障がいや課題がある児童に対し、遊びを通して専門性が高くまた心身の状態に応じた支援(療育)を行う必要があります。	療育で子どもたちの力を伸ばしていくため、バランス感覚・感覚統合の能力を養う遊具を新規に設置します。 (次年度以降の方向性) 療育指導において、通所児童の個々の発達状態に応じて当該遊具を含む運動遊具を活用し、感覚や運動機能の発達をうながすことに役立てます。		事業所自己評価の環境・体制整備項目における満足度(満足回答/全回答数)	R7	%	80	-
6	乳児おむつ支給事業	新	12,170,620	7,749,500	子育てについては、乳幼児期から大人になるまで社会で支える取り組みが進むなか、本市においても子育てしやすい高島市を実現するため、子育て世帯の経済的負担軽減や、子育て家庭の見守りなどに取り組む必要があります。	子育てしやすい高島市を実現するため、子育て世帯の経済的負担軽減や、子育て家庭の見守りなどに取り組む必要があります。	乳児おむつ等支給子育て応援業務委託(宅配によるおむつ等の支給、子育て家庭の見守り 200人/月)		利用者満足度(満足回答/全回答数)	R6	%	70	99
									利用者満足度(満足回答/全回答数)	R7	%	75	-
									利用者満足度(満足回答/全回答数)	R8	%	80	-

子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
	○合計特殊出生率	R6	%	1.69	R8年3月に 確定予定
	○見守りおむつ宅配による面談率	R7	%	80	72.14

No.	事業名	新/ 拡	総事業費 円	対象経費 支出額 円	事業内容				個別事業の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標				
					地域における実情と課題および 本個別事業の位置付け	課題への対応	個別事業の内容	拡大・拡充・変更した内容 (既存事業の場合)	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
1	妊産婦医療費助成事業	新	7,432,600	7,432,600	最近、晩婚化により、出産年齢も上昇し、出産年齢が上がることにより母体への負担が増えることが懸念される。本市保健センターの実施したアンケートでは、実際に妊娠した方の5分の1が自身の体調に不安を感じている。また、本市の令和3年の出生数は平成27年に比べ220人減少し、少子化が進行している。平成31年に実施した市の調査では、「理想の子どもの数より、現在の子どもの数が少ない理由」として、子育てに対する経済的不安を上げている方が子育て世帯の過半数ある。 こうしたことから、妊産婦が必要な医療をためらわずに受けられる環境づくりと子育て世代の経済的負担の軽減が課題である。 本事業は、東近江市まち・ひと・しごと創生総合戦略の中の「若い世代が希望をかなえる夢のある東近江市の創生」における、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の一つとして位置づけられる。	妊産婦の医療費の自己負担金の一部を助成することにより、治療の必要な疾病の早期発見と早期治療を促し、安心して出産に望める環境づくりと、子育て世代の経済的負担の軽減を図る。 また、償還払いで支給することで、課題を抱える対象者との窓口対応の機会とし、相談窓口と連携し必要な相談支援につなげ、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の充実により、安心して子どもを産み育てられる子育ての環境整備を進めるものである。	本市に住所を有する妊産婦の医療費の自己負担金の一部を助成する。(償還払い) 自己負担金 外来 1診療報酬明細書当たり500円、入院 1日当たり1,000円(月の限度額14,000円)		妊産婦届出11週以下での妊娠の届出率	R6	%	90	89.7
									妊産婦医療費助成独自アンケートに回答した人のうち満足の人の割合	R6	%	70	93
									妊産婦医療費助成の母子手帳交付件数に対する助成件数の割合	R6	%	60	29.4
2	産婦健康診査等助成事業	新	5,955,000	5,955,000	妊娠・出産にかかる費用助成は妊婦健康診査や新生児聴覚検査等を行っているが、実際は助成を超える費用を妊産婦は支払っている。	出産後まもない時期の産婦に対する健康診査を実施することで、母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握ができ、専門職が関わることで新生児への虐待予防につなげることができる。この助成を行うことで、経済的負担の軽減となり、産婦健診受診につながる。	産婦が受診する健康診査(産後2週間、産後1か月)の各1回ずつ合計2回までの費用を助成する。5,000円/回を上限とする。 健康診査の内容は①健康状態・育児環境の把握、②体重・血圧測定、③尿検査(蛋白・糖)、④産婦の精神状況に応じた客観的なアセスメントを行う。次年度以降も産後の初期段階における母子に対する支援を強化を目的に、継続して事業を行う。 根拠事業:母子保健医療対策総合支援事業		産婦健康診査事業の受診人数(産後2週間)	R6	人	560	594
									産婦健康診査事業の受診人数(産後1箇月)	R6	人	640	597
3	学校問題対策事業 校内教育支援センター	新	38,259,617	38,259,617	不登校傾向や教室に入りにくい児童生徒に対し、児童生徒の悩み事や子どもの成長に関する相談体制を充実し、不登校児童生徒の早期発見、未然防止を図る。安心して過ごすことができる居場所ができるように、対応できる職員をコーディネートし、配置する。小学校9校および中学校7校に校内教育支援センターを設置する。	・校内教育支援センターを利用したいときに利用できるように、常時対応できる教員や支援員を配置する。 ・衝動的に行動する子どもの対応やSNSのトラブル等が起因した不登校の場合は、警察官OBに相談できるように必要に応じて巡回する。	・教室に入りにくい、元気が出ない、静かなところで過ごしたい等、様々な思いを抱えている子どもが安心して過ごすことができる居場所ができるように設置校を増やす。 ・不登校児童生徒の保護者や子どもの悩みや相談事を気兼ねなく話すことができるようなつながりづくりをする。連絡会を行う。 ・中学校卒業後を見据えて就労・進学支援をするために関係機関とつなぎ、未来づくりをする。		児童生徒の不登校率(小学校)	R6	%	1.6	2.18
									児童生徒の不登校率(小学校)	R7	%	0.8	－
									児童生徒の不登校率(中学校)	R6	%	5.4	6.62
									児童生徒の不登校率(中学校)	R7	%	3.21	－
4	民間保育所施設整備支援事業	新	457,973,000	53,576,000	現在、本市では、認定こども園等の児童受入枠が不足しており、待機児童がいる状況である。特に能登川地区では、宅地開発、JR能登川駅西側への分譲マンション建築等が進んでいることから、今後も人口が増加し、対策を講じないと更に待機児童が増えてしまうおそれがある。	乳幼児の大幅な人口増加が見込まれる能登川地区において、待機児童の解消及び多様化する幼児教育・保育ニーズに柔軟に対応するため、幼保連携型認定こども園の運営設置を誘致する公募型プロポーザル方式での事業者選定を行った。その結果、最良な運営事業者の決定により、令和7年4月開園に向けて施設整備の支援を行った。	就学前教育・保育施設整備計画書により、幼保連携型認定こども園の整備支援を行う。 鉄骨造2階建 定員90人 補助率: 保育所部分 国2/3 市1/12 教育部分 国1/2 市1/4 整備前から地元の意見もとりいれた新園は、市とも連携を行い、地域に根差し継続的に安定した認定こども園の運営に努められる。		待機児童数	R6	人	0 (R7.4.1時点)	15 (R7.4.1時点)
									2号認定及び3号認定の定員	R6	人	2,923 (R7.4.1時点)	2,943 (R7.4.1時点)

【説明】
民間保育所施設整備支援事業による各指標評価は、令和7年4月1日開園後の成果となる。よって、左記表中の「R6」は、令和7年4月1日の数値を用いて業績評価している。
※令和6年度中に公表している数値ではない。

保育ニーズが高まる2号、3号認定区分の定員を本事業整備施設を含む全市において、前年度対比115人増員できた。(本事業施設75人増員)また、入所者数は前年度対比63人増加した。
待機児童が「0」にはならなかったが、今回の施設整備により多くの児童を受け入れられた。待機児童には希望等に特性があり引き続き解消に努める。

自治体名 ⑬米原市

子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
	○米原市総合計画に伴う市民意識調査における「教育内容、施設の充実」の満足度	R9	%	87	-

No.	事業名	新/ 拡	総事業費	対象経費 支出額	事業内容				個別事業の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標				
					地域における実情と課題および 本個別事業の位置付け	課題への対応	個別事業の内容	拡大・拡充・変更した内容 (既存事業の場合)	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
1	スクールバス運行 事業	新	34,514,920	34,514,920	本市における通学方法は、小学校は徒歩を、中学校は徒歩または自転車通学を基本としていますが、小中学校とも通学距離が2Kmを超え、一定の要件を満たす場合は、スクールバス等の通学支援対策をとることができることとしています。令和5年度までのスクールバスの運行については、市の直営業務として5台を運行しており、運転手の人材不足や高齢化、車両トラブル発生時の代替え車両の確保が困難などの課題を抱えていました。特に運転手の人材確保が困難であり、募集を行っても応募がない状況が続いていたため、直営での運行を継続した場合、スクールバスによる通学支援が継続できず、小中学生の通学が困難となると判断しました。そのため、令和6年度から委託運行を開始するため、令和5年度に委託運行に係る受注者を決定しています。	継続的に安全に安定した運行を行うため、民間事業者へスクールバス運行業務を委託します。このことにより、運転手の確保および車両の維持管理、緊急時の車両の確保が可能となり、小中学生が安全安心に通学できる環境を整備します。	現在直営で運行している5台のスクールバスについて、3年間民間事業者へ業務委託を行います。		無事故運行日数の割合	R6	%	100	100

自治体名 ⑭日野町

子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
	○子育てに優しい町だと感じるか	R11	%	75	72
	○孤立しない子育てサポートの充実(保育園、幼稚園、こども園、子育て支援施設等の利用率)	R11	%	85	89
	○子育てボランティア登録数	R11	人	25	18
	○ファミリーサポートセンター会員数	R11	人	290	268
	○出生数(年間)	R11	人	150	102
	○合計特殊出生率(年間)	R11	人	2	1.4
	○不登校児童生徒のうち別室(校内教育支援センター)利用人数	R11	人	15	10

No.	事業名	新/ 拡	総事業費	対象経費 支出額	事業内容				個別事業の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標				
					地域における実情と課題および 本個別事業の位置付け	課題への対応	個別事業の内容	拡大・拡充・変更した内容 (既存事業の場合)	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
円													
1	つどいのひろば『ぼけっと』 ちょこっと預り事業	新	2,499,151	2,499,151	当町においては、社会の就労形態の変化や核家族化等によって低年齢児から長時間保育を望まれ、保育所・こども園への入園希望が増え、幼稚園への入園希望が減少しています。特に0歳から2歳の低年齢児の受入れ希望が多くなってきているが、町内で受け入れするための保育士の不足等により近年は、待機児童数が増加している状況である。 このため、在宅で子育てしている保護者が、子どもを一時的に預けることができ、育児疲れを解消し、つどいのひろば『ぼけっと』に集う保護者との交流を深め、子育てへの不安や孤立化を防ぐことを目指すもの。	・待機児童の解消に向けた預り事業の拡大 ・育児疲れの解消・心身のリフレッシュ ・子育てへの不安、孤立化の解消 ・隣近所や地域とのつながり・助け合い	在宅において乳幼児(0歳～2歳児)を子育てしている保護者が、子どもと少し離れて過ごすことで、心身をリフレッシュし、育児疲れの解消ができるよう、短時間(概ね2時間)保護者に代わりつどいのひろば『ぼけっと』にて、一時的に子どもを預かるもの。また、他の保護者や乳幼児が集まる場所であるため、保護者同士が子育ての不安や悩み事を共有・共感し、誰かに頼れる安心感を育み、子育ての孤立化等を防ぐもの。		当事業の利用率	R9	%	30	28
									つどいのひろば『ぼけっと』の年間利用者数	R9	人	4400	6174
2	子育て応援 遊びのひろば スタンプラリー事業	新	195,939	195,939	当町においては、社会の就労形態の変化や核家族化等によって低年齢児から長時間保育を望まれ、保育所・こども園への入園希望が増え、幼稚園への入園希望が減少しています。特に0歳から2歳の低年齢児の受入れ希望が多くなってきているが、町内で受け入れするための保育士の不足等により近年は、待機児童数が増加している状況である。 このため、在宅で子育てしている保護者の子育て不安や悩み事、また孤立化等を防ぐことを目的に、町内で子どもと一緒に出掛けられる場所を広く周知するとともに、出掛けた場所で子ども同士、保護者同士の交流を深め、地域における子育て世帯の繋がりを目指すもの。	・待機児童の解消に向けた預り事業の拡大 ・育児疲れの解消・心身のリフレッシュ ・子育てへの不安、孤立化の解消 ・隣近所や地域とのつながり・助け合い	在宅にて子育てしている家族が、「つどいのひろば『ぼけっと』」や、町内の「子育てサロン」、町の様々な「子育てイベント」に積極的に出掛け、保護者や子ども、支援者など多くの人々が繋がり、地域の子育ての輪が広がるよう、それぞれの事業・イベントへ参加した際に「スタンプ」を集めることとし、決められた数のスタンプを集めることで、子育て応援品(おしりふき等)を配布するもの。		当事業における参加者数	R6	人	100	146
									当事業における参加率	R6	%	60	12.8
									当事業利用者の満足度	R6	%	50	—
									子育て応援品等の受渡回数	R6	回	200	282
3	幼稚園3歳児における加配職員配置事業	新	10,848,851	10,848,851	当町においては、社会の就労形態の変化や核家族化等によって低年齢児から長時間保育を望まれ、保育所・こども園への入園希望が増え、幼稚園への入園希望が減少しています。特に0歳から2歳の低年齢児の受入れ希望が多くなってきているが、町内で受け入れするための保育士の不足等により近年は、待機児童数が増加している状況である。 幼稚園への入園者数は減少している中、在宅での子育てを選択し、幼稚園からの入園を希望される方もおられ、初めて集団生活を送ることとなる園児および保護者には、園生活に慣れるまで様々な不安やストレスを感じ、時間を要している現状である。そこで、3歳児における加配職員の配置を行い、集団生活を送るにあたり各園児に柔軟に対応し、早期に安心して園生活が送れるようサポート体制を整備するもの。	・在宅から園生活の速やかな接続 ・園生活における園児・保護者の不安等の解消	幼稚園・保育園・こども園に就園した子どもが特別な支援を必要とする場合には、就学するまで加配教諭・保育士・保育教諭の支援を受ける体制を整備しているが、新たに初めて集団生活を開始する、「幼稚園3歳児」を対象とした加配職員を配置し、集団生活への滑らかな接続および子どもの成長に見合った支援を目指すもの。		加配職員の配置数	R6	人	5	5
									加配職員の配置率	R6	%	80	100
									園児・保護者の満足度	R6	%	100	100
4	産婦健康診査事業	新	875,000	875,000	産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査に係る費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。 助成額:1人当たり @5,000×2回	産婦健康診査時にハイリスク妊婦と医療機関が判断した場合、町に連絡が来る。早期に対応できる体制を構築し、全てのハイリスク妊婦に対しアプローチを行う。	産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査に係る費用の助成		産婦健康診査受診率	R6	%	100	100
									ハイリスク妊婦に対する支援	R6	%	100	100

自治体名 ⑭日野町

子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
	○子育てに優しい町だと感じるか	R11	%	75	72
	○孤立しない子育てサポートの充実(保育園、幼稚園、こども園、子育て支援施設等の利用率)	R11	%	85	89
	○子育てボランティア登録数	R11	人	25	18
	○ファミリーサポートセンター会員数	R11	人	290	268
	○出生数(年間)	R11	人	150	102
	○合計特殊出生率(年間)	R11	人	2	1.4
	○不登校児童生徒のうち別室(校内教育支援センター)利用人数	R11	人	15	10

No.	事業名	新/ 拡	総事業費	対象経費 支出額	事業内容				個別事業の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標				
					地域における実情と課題および 本個別事業の位置付け	課題への対応	個別事業の内容	拡大・拡充・変更した内容 (既存事業の場合)	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
円円													
5	不登校対策事業	拡	946,625	946,625	全国的に不登校の児童生徒が増加しているが、本町においては、全国の不登校在籍率より高い状態が継続している。そのため、校内に別室指導ができる場を設けているが、常に決まった教員や指導員がいるという状態ではない。そのため不登校傾向の児童生徒の多くは、別室(教育支援センター)などには通えていない現状がある。そこで、不登校傾向の児童生徒が安心して、いつでも別室(校内教育支援センター)に通えるように、常に決まった人がいるという環境をつくりたいと思う。また、活動や支援内容を個別の学習に加えて、対人スキルの向上や不安や抑うつなどの気持ちとの折り合いのつけ方などを学ぶ活動も取り入れたいと考えている。加えて、通常学級や児童会生徒会などと連携し、自己有用感が持てるような活動もすすめたいと考えている。そのためには、別室(校内教育支援センター)には、いわゆる学級担任のように、全体を見渡し、コーディネートできる人員を配置し、不登校の改善および予防のための重点事業として位置付けたいと考えている。	元教員であり、教育相談の担当経験も長い人員や、教育相談や不登校対応に経験ある人員を配置し、児童生徒の状態に応じた個別の支援に加え、校内全体と協働して、対人スキルや自己効力感を高めるられるための活動をすすめたい。	別室(校内教育支援センター)に指導員を配置し、児童生徒の個別支援および対人スキルや自己効力感などの向上のための活動をすすめ、児童生徒の自立のための力の向上のための諸活動を行う。	既に配置している指導員と連携し、対人スキルの向上のための集団活動や、学級との連携した活動について協働して取り組みをすすめる。	児童生徒の学級や学校等に関する満足度調査	R6	%	50	30
6	ポジティブ行動(PBIS)支援による子ども・子育て情報発信(ひのっこカレンダー作成)事業	新	219,945	219,945	日野町教育委員会では、子どもが自分自身に自信をもって、自分や仲間、家族、日野町を大切にできる人に育って欲しいとの願いがある。このことを受けて、令和5年度から町内の小中学校において「ポジティブ行動支援」の取り組みを開始した。この一環として、子どもに対するポジティブ行動に関するアンケートを実施し、「できていること」と「これからできたらいいなと思うこと」について子どもの素直な気持ちを聴いた。この結果を保護者および地域住民に対して発信するため、カレンダーを作成し、全戸配布や学校および社会教育施設等に配布することにより、学校だけではなく家庭や地域に対して取り組み内容を拡散する。	子どもの自己肯定感を引き上げ、仲間や家族を大切にし、そして町への愛着を育めるよう、子ども達や子育てにおけるポジティブ行動への支援に対応する。	子どものポジティブ行動の内容紹介をはじめ、学校行事や地域行事をカレンダー形式で情報発信する「ひのっこカレンダー」を作成し、学校および関係機関に配布する。		ポジティブ行動支援アンケート回収率	R6	%	75	84
									カレンダー配布枚数	R6	枚	8000	7500
									カレンダー配布施設数	R6	箇所	20	37
7	子どもの体験活動支援事業(日野少年少女カルチャー教室)	拡	848,000	45,600	・日野町内の小中学生に在籍する児童・生徒が地域文化に触れるとともに、文化的な活動を体験できる仲間をつくり、生涯にわたって伝統文化に親しみ、感受性と協調性を養うことを目的としてカルチャー教室を開講している。 ・地域で自主的に伝統文化の継承活動をされている団体にカルチャー教室を開講いただくことにより、伝統文化を介した多世代交流および次世代への伝承が可能となる。 ・部活動の地域移行が検討される中、カルチャー教室を中学生に拡大することにより、将来的に中学校部活動における地域移行の担い手としても活動いただくことを想定している。	・日野町の伝統文化の継承が途切れないよう、多世代交流を通じ次世代への継承に対応する。	・伝統文化の継承活動をされている町内の団体に教室を開講いただくことにより、伝統文化を介した多世代交流および次世代への伝承に努め、将来的な「地域の伝承文化の担い手」の育成を行うもの。	・日野少年少女カルチャー教室については、令和5年度現在で11教室を開講しているが、令和6年度から3教室(かきかた・日野かるた会・日野雅楽会)を追加し、子どもが伝統文化、芸術に触れる機会を創出する。(3教室増額分@30,000×3教室) ・現在小学生までが対象となっているカルチャー教室の対象者を中学生まで拡大する。(中学生拡大分@1,200円×25人)	カルチャー教室の登録者数	R9	人	200	163

自治体名 ⑮竜王町

子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
	○要対協における要保護・要支援管理世帯数	R6	世帯	13	24
	○町の子育て施策の満足度(満足・概ね満足)	R10	%	63	61
	○こどもの意見を反映させた施策数	R6	事業	2	2
	○こどもの健康や成長について不安や負担を感じている保護者の割合	R6	%	15	13
	○竜王小学校区の学童保育利用希望者の受入れ人数	R6	人	160	162

No.	事業名	新/ 拡	総事業費	対象経費 支出額	事業内容				個別事業の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標				
					地域における実情と課題および 本個別事業の位置付け	課題への対応	個別事業の内容	拡大・拡充・変更した内容 (既存事業の場合)	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
1	就学前児童誕生日 祝金事業	拡	9,341,683	4,487,138	子育てや家庭における課題を把握する機会として、これまでは健診等の場が中心であったが、加えて面談を主とした本事業を新設することで、より就学前児童の子育て世帯に寄り添った「伴走型相談支援」を充実させ、全てのこどもの健全な育ちを支援する。	これまでは課員の兼務対応であったが、職員を配置することにより利用者の希望時間での面談の実施が可能となった。また、丁寧な家庭状況を把握することができるようになったことで、必要に応じて専門職や専門機関につなぐことがより丁寧に行うことができるようになった。	就学前児童を対象に、毎年誕生日を基準として親子面談を実施し、祝金(商品券)を給付する。 面談を実施することで家庭における課題を掘り起こし、必要な専門職や専門機関へつなぐことで、課題の改善に寄与する。 次年度も同事業を継続して実施予定である。	親子面談の実施により、一定数の相談を受けて関係機関等につないでいることから、令和6年度においては面談対応の専門員を配置し、継続して安定した対応ができるようになった。	給付対象者で親子面談を行った児童数	R6	人	523	480
2	竜王町こどもまんなか会議	拡	869,000	869,000	竜王町のこども施策をより一層充実させるため、こども基本法に基づくこどもの意見を表明する場、またそれを政策として実現させる仕組みを構築し、各施策に反映させる。	事業の運営を委託したことで、子どもに合わせたプログラムの提供、ファシリテーターによるプログラムの進行が可能となり、町の取り組みを踏まえたうえで子ども達による町への提案書を作成することができた。	町内の小中高生で構成される「こどもまんなか会議」を設置し、ワークショップや大人へのインタビューを織り交ぜながら、まちづくり等に関するこどもたちの意見をとりまとめ、発表の場を設けることとし、令和7年度以降は「こども議会」の開催につなぎ定着させる。	令和5年度は試験的実施のため、テーマをあらかじめ設定し、1回のプログラムであったが、令和6年度は運営支援を委託したことで、全5回のプログラムを設定し提案内容を町民の前で発表することができた。	こどもまんなか会議の年間開催回数	R6	回	5	5
3	子どもの医療費助成制度の拡充	新	987,238	987,238	子どもを安心して生み育てることができる環境づくりとして、子どもに係る経費抑制のため本町では令和5年度まで小中学生までの医療費無償化に取り組んできた。令和6年度は、滋賀県の事業として高校生世代について助成されることとなったが、自己負担が発生する状況であることから、自己負担分について町で負担し、実質高校生世代までの医療費を完全無償とするものである。	高校生世代の医療費について、県事業が適用される分以外の自己負担分について町が助成を行うことで高校生世代まで医療費を完全無償とする。	令和6年4月1日から、高校生世代の医療費について、県事業が適用される分以外の自己負担分について町が助成を行うことで高校生世代まで医療費を完全無償とする。 令和7年度以降も継続実施する。		拡大範囲の対象者への申請案内通知の送付および受給券の発行率	R6	%	100	100
4	学童保育建設工事 実施設計業務	新	5,207,400	5,207,400	町の中心核整備(交流・文教ゾーン整備)事業の一環として、小学校の新築移転に合わせて学童保育所を新設することから、施設整備に係る実施設計を行う。	これまで竜王小学校区の学童保育所については、専用施設に加え学校の利用可能教室を借用することにより運営してきたが、新たに専用施設を整備することにより、利用児童が同一の環境で放課後を過ごすことができ、健全な成長につながる。	竜王小学校区の学童保育所について、新たに整備する施設に係る実施設計を行う。		竜王小学校区の学童保育所のクラス数	R6	箇所	4	4

自治体名 ⑯愛荘町

子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標	KPI項目		目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
	○全人口のうち18歳未満の人口の割合		R8	%	20	17.6

No.	事業名	新/ 拡	総事業費 円	対象経費 支出額 円	事業内容				個別事業の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標				
					地域における実情と課題および 本個別事業の位置付け	課題への対応	個別事業の内容	拡大・拡充・変更した内容 (既存事業の場合)	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
1	福祉医療費助成制度拡充事業(高校生対象)	新	2,028,248	2,028,248	子どもの保健の向上と健やかな育成を図るとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、本町では中学校卒業までの子どもの医療費助成を行ってきた。しかし、現状として滋賀県内の地域によっては医療費助成を受けられる対象年齢が異なり、地域間格差が生じていた。そこで令和6年度より、滋賀県全体で高校生世代にかかる医療費助成を行うこととなった。	高校生世代の医療費助成に係る自己負担分(通院:500円、入院:1,000円/日(14,000円/月上限))を愛荘町で負担することによって、すべての子どもが安心して必要な医療を受けることができるようにするもの。	高校生世代の医療費助成に係る自己負担分(通院:500円、入院:1,000円/日(14,000円/月上限))を愛荘町で負担することによって、すべての子どもが安心して必要な医療を受けることができるようにするもの。	医療費の助成について、中学校卒業までの子どもの医療費助成を高校生世代まで拡充した。	高校生世代マルフク受給券の交付率	R6	%	70	99.6
									高校生世代マルフク受給券の交付率	R7	%	80	—
									高校生世代マルフク受給券の交付率	R8	%	90	—
2	ふれあい広場つながる事業	拡	5,500,000	5,500,000	愛荘町では平成26年度に「愛荘町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和2年度からは第2期計画として継続しており、愛荘町の目指す子ども像は「ふれ愛 ささえ愛 そだち愛 子どもが、親が、地域が育つ希望と笑顔がいっぱいのまちづくり」としています。しかしながら新型コロナウイルスの影響によって地域のつながりが希薄化しております。また愛荘町は近年、大規模な住宅開発もあり、人口が増加している一方で、核家族化により子育て世代のつながりの構築は発展途上で課題となっている。	課題へのアプローチは地域共生社会の実現に大きく寄与し、「子ども」「子育て」「地域」「防災」など多くのテーマからつながりを構築していく。一人ひとりが支え、支えられることを感じられ、つながりの中で楽しく暮らしていくことが重要である。本事業ではラポール秦荘ふれあい広場をより一層整備することにより、つながりの生まれるコミュニティ空間を創出する。	ラポール秦荘ふれあい広場において、インクルーシブ遊具を設置する。 遊具内訳:UKABI 2基 KOMORI 1基 セーフティスペース設置	現在、設置している遊具に遊具を追加し、拡充を図る。追加する遊具はインクルーシブ遊具で様々な世代や障がいの有無に関わず、遊ぶことのできるものとする。	つながりを構築または再構築できる屋外空間の創出	R6	人	3500	3000
3	青少年健全育成・人権尊重の演劇事業	新	779,100	779,100	青少年の健全育成と人権啓発演劇として、平成9年から脈々と受け継がれてきた町民手作りの演劇であり、各出演者それぞれの人柄も意識した脚本演出であり、他の市町にはない文化振興の一端を担うものであるが、コロナ過や演劇集団あいかわ会脚本演出家の高齢化など担い手不足によりその歴史が途切れようとしている。 ◆第2次愛荘町総合計画後期基本計画 ⇒ 時代を担う人づくりプロジェクト ⇒ 学びを深め文化力を高める環境づくり ◆愛荘町教育大綱・第1期教育振興基本計画 ⇒ 人生100年かがやきにぎわいのある学び⇒生涯学習機会の充実 ◆愛荘町生涯学習2.0アクションプラン⇒「つながる・学びあう・ひろげる・はぐくむ」の4つの視点から事業展開 ⇒ 青少年の健全育成や人権尊重を意識したあいしょう学びの広場事業の実施	児童から高齢者までの多世代が参加し、一つのを作り上げていく体験は演じる人も見る人にも共感と感動を与え未来を担う子ども達の貴重な体験の場でもある。また、子ども達の自己有用感を向上させるため、知見のある町外のNPO法人等の助言をいただきながら、様々な体験を通じて人材育成を図る。	令和4年度に実施した町民意識調査から、青少年健全育成や人権尊重の推進を図るためには、若年層の関心を高め、学びあいをより深める必要があることから、より身近で現代的な社会問題をクローズアップし新たな視点での脚本・演出を行った。若年層を含めた多世代の出演者を公募したところ11名の参加があり、地域コミュニティの重要性を訴えかえる内容をテーマとした啓発演劇を12月12日・13日の2日間上演。2日間で425名の来場があり、「身近なテーマで分かりやすかった。」「自治会のあり方や地域の方との関わり方を考えさせられた。」といった声が聞かれ、大変好評であった。		演劇参加者数	R6	人	30	11
									観客動員数	R6	人	500	425
4	こんには赤ちゃん訪問事業	拡	57,666	57,666	家庭における育児に対して、不安や負担を抱えながら子育てしている家庭が増加している。また、子どもの養育だけでなく、保護者自身が支援を必要とする家庭が増加している。愛荘町は新興住宅地が多く、近隣に頼る人が少ないという家庭も増えており、孤立しがちな家庭も多い。 第2期愛荘町子ども・子育て支援事業計画:基本目標Ⅲ(親子の健やかな育ちを支援)の中に位置づけ	地域の民生委員児童委員が訪問し、子育てに関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭を適切なサービス提供に結びつけることにより、地域とのつながりを深め、子育ての孤立化・児童虐待防止につなげることができた。	生後3か月から6か月までの乳児がいる家庭で訪問を希望された家庭に対し、民生委員児童委員が訪問。訪問時の訪問グッズとして紙おむつを持参することにより、以前より訪問希望の家庭が増加した。	訪問支援に持参するグッズを充実させる。	訪問件数	R6	世帯	20	37
									訪問件数	R7	世帯	25	—
									訪問件数	R8	世帯	30	—
5	園務デジタル推進事業(保育園)	新	872,300	872,300	現在、園での連絡等については、電話や連絡帳など、保育の時間を割いて行っており、保育士の負担が増えると同時に、子どもの向き合う時間が減ることで子どもの成長にも大きく影響している。このような状況で、次年度より、保育士の配置基準が見直しが行われ(経過措置有)、保育士一人が担当する3歳児の基準は20人から15人に、4.5歳児の人数は30人から25人となると、今以上の保育士不足や保育士個人の負担の増加が見込まれる。	現在は園児の出欠報告、健康管理、また日々の連絡については、都度の電話や連絡帳により保育の合間の時間を活用し実施している。保育システムを導入し、出欠、健康管理等を行うことにより、子どもと向き合う時間確保、保育の質向上が見込まれ、日頃の保育の状況等についても配信を行うことで、子どもの成長をリアルタイムで知らせることができる。また、保育士の研修についてもデジタル配信等により実施することができる。令和6年度においては、上記システムを令和7年4月から導入するための園内のインターネット環境の整備を行うもの。	R7年度に保育対策総合支援事業費補助金を活用し、保育システムを導入するために、R6年度中に園内インターネット環境を整備した。(令和7年4月1日より稼働)(R6年度は保育対策総合支援事業費補助金対象外)		保育システム導入率(保護者の利用率)(R7年4月時点)	R6	%	95	100
									保育システム導入率(保護者の利用率)(R8年4月時点)	R7	%	98	—
									保育システム導入率(保護者の利用率)(R9年4月時点)	R8	%	99	—
6	公立幼稚園施設整備事業(遊具整備)	新	1,166,000	1,166,000	毎年、年1回専門業者に依頼し、遊具点検を行っている。遊具点検の結果により、使用の制限または更新を必要とする遊具がある。また、現在設置している遊具は木製であり、腐食等の劣化が生じている。 園児が安全に楽しく過ごせる保育環境を整えるべく遊具の整備を行い、体力や体幹を育成したり友達と共有して遊びを深める。 また、木造遊具に代わり、FRP製の遊具を設置することは、木製に比べて耐久性が高く、割れや腐食が起こりにくいため、長期間にわたって安全に使用することができ、特に幼児は遊びの中で転倒や衝突が多いため、木造と比較してFRPは柔軟性があり、衝撃を吸収する特性があるため、万が一の事故時にも怪我のリスクを軽減する。	毎年、専門業者による遊具点検を実施しており、その結果に基づいて使用制限や更新が必要な遊具を特定している。点検結果は、遊具の安全性を確保するための重要な指標となっており、園児の安全を最優先に考えている。点検の結果、いくつかの遊具について使用制限が必要であることが判明している。特に、木製遊具に関しては、腐食や劣化が進行しており、安全性が懸念されるため、早急な対応が求められている。園児が安心して遊ぶことができる環境を整える必要がある。よって、園児に安全で快適な遊び場を提供することを目指し、木製遊具からFRP製遊具への更新を行う。	木製遊具からFRP製遊具への更新		安全な遊具に更新し、園児の体力づくりを推進する(R7年度中に遊具を使用する園児数)	R7	人	100	—

自治体名 ⑩愛荘町

子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
	○全人口のうち18歳未満の人口の割合	R8	%	20	17.6

No.	事業名	新/ 拡	総事業費	対象経費 支出額	事業内容				個別事業の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標				
					地域における実情と課題および 本個別事業の位置付け	課題への対応	個別事業の内容	拡大・拡充・変更した内容 (既存事業の場合)	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
7	公立幼稚園施設整備事業(園庭芝刈)	新	644,600	644,600	町立幼稚園が2園あり、どちらの園でも多くの子どもたちが園庭で遊んでいる。両園とも園庭には芝生広場があるが、定期的に芝の管理をしないと芝が伸びたり雑草が生えてくるなど、子どもたちがケガをする恐れがある。 芝はけがを予防する上、運動能力を高めるため、芝の適正な管理は子どもたちのために必要である。特に園では運動機能の育成に力を入れており芝生は重要な役割をしている。 さらに芝は熱中症予防にも効果的であり、芝を整備することで夏場でも子どもたちが安全に園庭で遊ぶことができる。近年、夏は厳しい暑さとなっているが、そのような環境下でも芝は子どもたちの健康を守る一因となる。 以上の理由から安全な園庭を管理するため本事業を実施する。	現在は園庭の芝刈りをシルバー人材センターに委託しているが、年度当初にスケジュールを組み、委託先に提出するため、年間の回数も限られ、また臨時的な対応ができないこともある。両園にロボット芝刈機を導入することで、時間にとらわれず芝を刈ることで整備された園庭を保ち、常に子どもたちが安全・快適に遊ぶための環境を整えることができる。	ロボット芝刈機を購入し、範囲を指定して毎日芝を刈る。ロボットではできない根切りや肥料は従来通りシルバー人材センターに委託する。		安全な園庭の提供	R7	日	200	150
8	固定遊具下安全マット設置事業(保育園)	新	748,000	748,000	町内唯一の公立保育園のつくし保育園の園庭にはいくつかの固定遊具が設置されているが、園児が上り下りをする遊具の下には市販品の簡易なマットを敷いていたが、劣化によりマットがめくれるなど園児が遊具で遊ぶ際につまづいて転倒する恐れがある。	園庭にある固定遊具のうち、ジャングルジムやのぼり棒の昇降部に安全性の高い長期利用可能な固定式の安全マットを設置し、安心安全に遊具で遊べる環境を提供することで、ジャングルジムやのぼり棒で遊びやすくなり園児らの体力向上に繋がる。	子どもらが安心して自主的に遊びにチャレンジできるように固定遊具の下に安全マットを設置。		遊具を利用する園児数(一番上までチャレンジする園児数)	R6	人	35	50
9	駐車場整備事業(保育園)	新	198,000	198,000	町内唯一の公立保育園のつくし保育園では2歳児から5歳児まで同じ園庭を使用しており、2、3歳児と4、5歳児の子供の遊びの導線が交差するなど危険が伴っている。そのため4、5歳児の遊び等の活動が制限されている。また冬場の雪遊びの際に駐車場を利用しているが車止めブロックによる転倒でけがの恐れがある。	保護者の送迎等に利用されている駐車場の車止めブロックを撤去し、駐車場を遊びや行事等に利用する際の園児のつまづき等による転倒を防止し広く活動の場を確保する。	保護者の送迎等に利用されている駐車場の車止めブロックを撤去し、駐車場を遊びや行事等に利用する際の園児のつまづき等による転倒を防止し広く活動の場を確保する。		園児が1日に屋外で体を動かして広く遊ぶ時間数	R6	時間/日	2	1.5
10	保育室天井扇設置事業(保育園)	新	169,400	169,400	各保育室には空調機と既存の天井備付の扇風機は設置されているが、保育室の構造上、空気が循環しにくく夏季には空調機器を使用しても室内の気温が30度を上回ることも場所もあり、室内での保育時に園児が熱中症になる恐れがある。	天井扇を設置することで、保育室内の空気を循環させて、保育室全体の気温を一定以下に保つことで、夏の暑い時期の熱中症対策を行う。	保育室に天井扇を設置し、保育室内の空気を循環させる。		屋内で熱中症の疑いのある園児数(年間)	R7	人	0	1
11	公立幼稚園砂場改修工事	新	1,300,000	1,300,000	愛知川幼稚園園庭の3箇所の砂場のうち、2箇所においては仕切り枠に木材が使用されているが、1箇所が経年劣化により腐食やささくれが目立っており一部の枠が腐って外れ、事故につながる恐れがあることから、園児が砂場で安全に遊ぶことができない。園児の安全面を考慮し、仕切り枠を早急に改修する必要がある。	園児が遊ぶ際に劣化して事故の危険性のある木製枠の既存の砂場枠を撤去し、劣化しにくい最新のプラスチック製の砂場枠を使った砂場を新設し、子どもたちが安全に砂場遊びができる環境を提供するとともに、砂を上を歩いたり、山やトンネルを作るなど砂を使った遊びの中で、こどもの身体機能や感覚、想像力の発達を促すもの。	プラスチック製の砂場枠を使った砂場の新設		砂場遊びをすることで、子どもの身体機能や感覚、想像力の発達を推進する(1日に砂場を使用する園児数)	R7	人	20	5

子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
	○出生数	R8	人	38	36

No.	事業名	新/ 拡	総事業費 円	対象経費 支出額 円	事業内容				個別事業の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標				
					地域における実情と課題および 本個別事業の位置付け	課題への対応	個別事業の内容	拡大・拡充・変更した内容 (既存事業の場合)	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
1	豊日中学校設備更新事業	新	5,258,000	5,258,000	本町においては、小中学校で児童生徒一人一人にタブレットを貸与し、すべての授業や活動で活用するようにしている。 中学校においては、各教科の授業においてプロジェクターで映し出した大きな映像を使って、生徒に注目をさせながら説明と指示をすることで、集中力を高め理解に繋げてきたが、プロジェクターの老朽化のため映像が不鮮明で、今までのような授業ができなくなってきた。 また、タブレットを導入したことで考えや意見を入力し、考えや意見を集約したものをプロジェクターで映し出して視覚的に確認したり、プレゼンテーションソフトを活用してみんなの前で発表したりすることで、自信をもって学習や活動に参加できる生徒が増えていたが、その機会が減少してきている。 現在の教科書は、QRコードをタブレットで読み取って利用できるデジタル教材が多くの個所に配置されており、個々に活用したりプロジェクターで全体に提示したりすることで授業の充実を図っている。来年度には中学校の教科書改訂が実施され、さらにデジタル化が予想されることから、授業におけるプロジェクターの利用は今後ますます増えるものと確信している。 一方で、長寿命化計画等にプロジェクターの修繕の位置付けはなく、一般財源による支出が必要なことから、取替が後回しになっている現状である。	現在、普通教室を含め14台の取り換えが必要な状況である。工事費も含め1台の取り換え費用は110万円程度となっているため、令和6年度に6台、令和7年度に5台、令和8年度に3台の取り換えを行い、教科書のデジタル化に対応した授業の充実を考えている。 現在の教科書は、QRコードをタブレットで読み取って利用できるデジタル教材が多くの個所に配置されており、個々に活用したりプロジェクターで全体に提示したりすることで授業の充実を図っている。来年度には中学校の教科書改訂が実施され、さらにデジタル化が予想されることから、授業におけるプロジェクターの利用は今後ますます増え、子どもたちが自分らしく生きる力を育むためにプロジェクターの利用が貢献されると思う。	公立中学校(豊日中学校)のプロジェクターの取替を行う。		プロジェクターの取替 箇所の調査	R6	箇所	14	14
									プロジェクターの取替	R6	箇所	6	6
2	保育環境改善等事業	新	115,000	115,000	私立保育園において、園児らの使用したおむつを保護者の迎え時まで保管し、それぞれおむつを返して自宅で処理していただいている現状。一方で、おむつの管理と不衛生な環境が生まれるため、公立保育園では自園で処理をしている	保育士と保護者の負担軽減及び園児の衛生環境の改善を図るため、私立保育所の使用済みおむつの処理を自園で行い、その費用の助成を行う。	保育環境改善等事業として、私立保育所の紙おむつ自園処理に係る費用(ゴミ箱の購入は保育対策総合支援事業で補助があるため、それ以外の処理費用)の助成を行う		私立保育所の使用済みおむつを自園で処理	R6	%	100	100
									私立保育所の使用済みおむつを自園で処理	R7, R8	%	100	—
3	豊郷町立豊郷小学校給食用備品調達事業	新	6,765,000	6,765,000	本町の小学校は、安全・安心な給食の提供を自校給食によって行い、児童の健やかな心身の育成を図っています。 食器食缶洗浄機が20年以上経過する中で令和5年9月に不完全燃焼を起こし、一酸化炭素が発生しました。また、非常に老朽化しており、いつ使用できなくなるかわからない状況です。	現在、いつ一酸化炭素の問題が再発するかわからない状況です。また、老朽化に伴い、洗浄速度も低下しております。 次に再発または故障した際は修繕対応が見込めず給食を中止する必要があるため、児童の健やかな心身の育成に影響を及ぼすことになります。 そのため、生徒である子どもたちが安心安全に給食を食べ、学校生活に専念できるよう既存の食器食缶洗浄機と同等以上のものを新たに設置し、安心して自分たちの力を育む環境を整える必要があると考えます。	町立小学校(豊郷小学校)の食器食缶洗浄機の新規設置を行う。		食器食缶洗浄機の取替	R6	箇所	1	1

自治体名 ⑱甲良町

子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
	○出生数(毎年1～12月の累計)	R7	人	39	17

No.	事業名	新/ 拡	総事業費	対象経費 支出額	事業内容				個別事業の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標				
					地域における実情と課題および 本個別事業の位置付け	課題への対応	個別事業の内容	拡大・拡充・変更した内容 (既存事業の場合)	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
1	子どもの学力向上 支援事業	新	5,962,110	5,962,110	当町では低位にある学力の向上が長年の課題となっ ている。町議会でも度々議論されているところであり、 特に小学校進学までに学習の基盤を整えることの必 要性が指摘されている。 その原因としては子ども自身のみならず、家庭環境も 一因と考えられているところ。	幼少期の学びを支援することによりひいては家庭の意 識変革をも図っていく。長期的には学力向上のみなら ず、町への愛着や自身につなげ、若年人口の定着や 出生者数の増加の基盤づくりを進めていく。 令和6年度は初年度ということもあり、参加者が想定よ りも少なかったため、次年度は周知方法等の工夫を行 うほか、年齢ごとの時間枠を撤廃し、親子が参加し易 くする等の対応をする。	民間事業者への委託により、主に未就学児を対象とし て、学習の基本の定着や、学習や集団生活を迎える にあたっての規範意識の醸成等を狙いとしたカリキュ ラムを実施する学習塾を設置する。		本事業対象者のうち参加者数の 割合 (三学年合計の対象者見込み約 120名) ※120名×60%=72名	R6	%	60	21
2	社会科副読本印刷 製本等業務委託	新	3,223,000	978,340	小学校3年生・4年生の社会科の学習目標は身近な 地域や市町の地理的環境、地域の安全を守るための 諸活動、地域の産業と消費活動の様子などを理解す ることが挙げられる。しかし、犬上郡3町(甲良町、多 賀町、豊郷町)には地域を題材にした教材はなく、教科 書に掲載されている他府県の市町を題材にした地域 学習となっている。学習をより深く学ぶためには、身近 な地域教材の学習が不可欠である。	犬上郡教育研究会社会科部会が作成した地域資料を 副教材「わたしたちの犬上」として製本し地域学習に活 用する。	社会科副教材「わたしたちの犬上」として、犬上郡3町 合同で製本し、児童(3年生以上)に配布する。配布し た副読本を活用して、身近な地域のくらしや安全な町 づくりについて知識理解を深め、持続可能な町づくりや 社会的な見方や考え方の育成につなげる。		副読本の活用により、地域理解 が深まったと回答した生徒の割 合	R7	%	70	—

自治体名 ⑱多賀町

子ども・子育て施策全体の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
	〇子育て支援が充実していると思う比率(多賀町総合計画指標:住民アンケート)	R7	%	80	-

No.	事業名	新/ 拡	総事業費	対象経費 支出額	事業内容				個別事業の重要業績評価指標(KPI) および定量的成果目標				
					地域における実情と課題および 本個別事業の位置付け	課題への対応	個別事業の内容	拡大・拡充・変更した内容 (既存事業の場合)	KPI項目	目標達成年度	単位	目標値	R6実績値
1	福祉医療費助成費 制度拡充(高校生世 代)	新	125,322	125,322	本町では子育て世帯の転入増加等により、子どもの医療費助成に対する関心が高まっている。子どもを対象とした医療費助成について、本町では現在県制度である【乳幼児】の医療費助成制度をはじめ、町単独事業として【子育て応援(小・中学生)】制度を実施し、義務教育期間中の保険適用内の医療費を無料化しているところである。今回、新たに県制度である【高校生世代】の医療費助成(自己負担有り)が開始されるが、本町では自己負担を無しとし、本町における子育て世帯への更なる充実を図りたい。	現行している福祉医療費助成制度を継続すべく、医療の適正な受診を呼びかける。	県制度では自己負担は「有」であるが、本町では自己負担を「無」とする。ただし対象は保険適用分のみである。		福祉医療受給券交付率	R6	%	95	98
2	保育所等における 看護師配置事業	新	7,028,512	7,028,512	本町では、子育て世帯の転入等により就学前児童数が増加傾向であり、保育ニーズが高止まりする中で、登園後の体調不良児や日常的に医師の指示のもと投薬を要する児童等への対応が増加している。本交付金を活用し事業実施することにより幼児教育・保育の量が求められる中で、併せて質の充実を図る。	保育士等が不足する中で、先のような様々な状況の児童対応が生じ、業務が複雑化しており、離職や休職をする保育士等も増加傾向である。そのため新たに看護師資格を有する会計年度任用職員を配置し、保育士等の負担軽減を図るとともに、入所児童の安全を確保する。本取組により幼児教育・保育の量が求められる中で質の充実を図る。	看護師資格を有する会計年度任用職員を配置し、保育士等の負担軽減を図るとともに、入所児童の安全を確保する。また、次年度以降も継続して看護師を配置することにより安定した園運営を目指す。		園評価における評価値	R8	%	97.6	97

子どもの意見を代弁する者の育成 について

第23回滋賀県子ども若者審議会 資料

令和7年(2025年)8月19日

滋賀県子ども若者部 子ども若者政策・私学振興課

1. 背景

子どもの意見を必要に応じて代弁する者(いわゆる「アドボケーター」)は、社会的養護に関わる子どもへの実施が「意見表明等支援事業」として児童福祉法(第6条の3第17項)に規定され、全国的に進められている。

一方、滋賀県子ども基本条例検討部会においては、子どもの意見表明権を保障するためには、社会的養護に関わる子どもに係る専門職種から、子どもに身近な者までの幅広い層で取り組まれることが重要との議論があった。

(滋賀県子ども基本条例検討部会での主な意見)

- ・子どもの声をしっかり伝えるマイクになる大人が必要であり、その仕組みを取り入れてほしい
- ・養成していく対象は民間の活用だと思う、権利擁護部会の委員のような専門職であれば養成を待たずすぐに動ける
- ・有資格者や専門職に限定すると子どものチャンネルが減ってしまう、多くの子どもがアクセスできることが必要
- ・専門職はそう多くは養成できないので、現場で子どもの権利を理解し実践している人が活躍できるようにすべき
- ・子どもの支援機関の方が、子どもの意見を代弁できる存在であると思う
- ・学校の先生も代弁する者になりうる、子どもと接する時間が長く、信頼関係ができていることも多い
- ・代弁する者は必ずしも親権者や現に監護する者だけではないが、どの範囲までを対象とするか、検討が必要
- ・専門職から日常の中で子どもの意見を聴く場面など、多層的に考えていく必要がある

2. 滋賀県子ども基本条例における規定

第3条(基本理念)

3 子どもの権利が守られる社会づくりは、全ての子どもは、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する権利および多様な社会的活動に参画する権利を有するものであるとの認識の下に、推進されなければならない。

第9条(子どもの意見の尊重)

1 県、保護者、学校等、事業者および県民は、子どもに影響を及ぼす事項に関して子どもの意見を聴き、その意見を尊重することが、社会全体で推進されるよう努めなければならない。

2 県、保護者、学校等、事業者および県民は、子どもに影響を及ぼす事項に関して子どもの意見を聴く場合には、次に掲げる事項に留意しなければならない。(1)～(9) (省略)

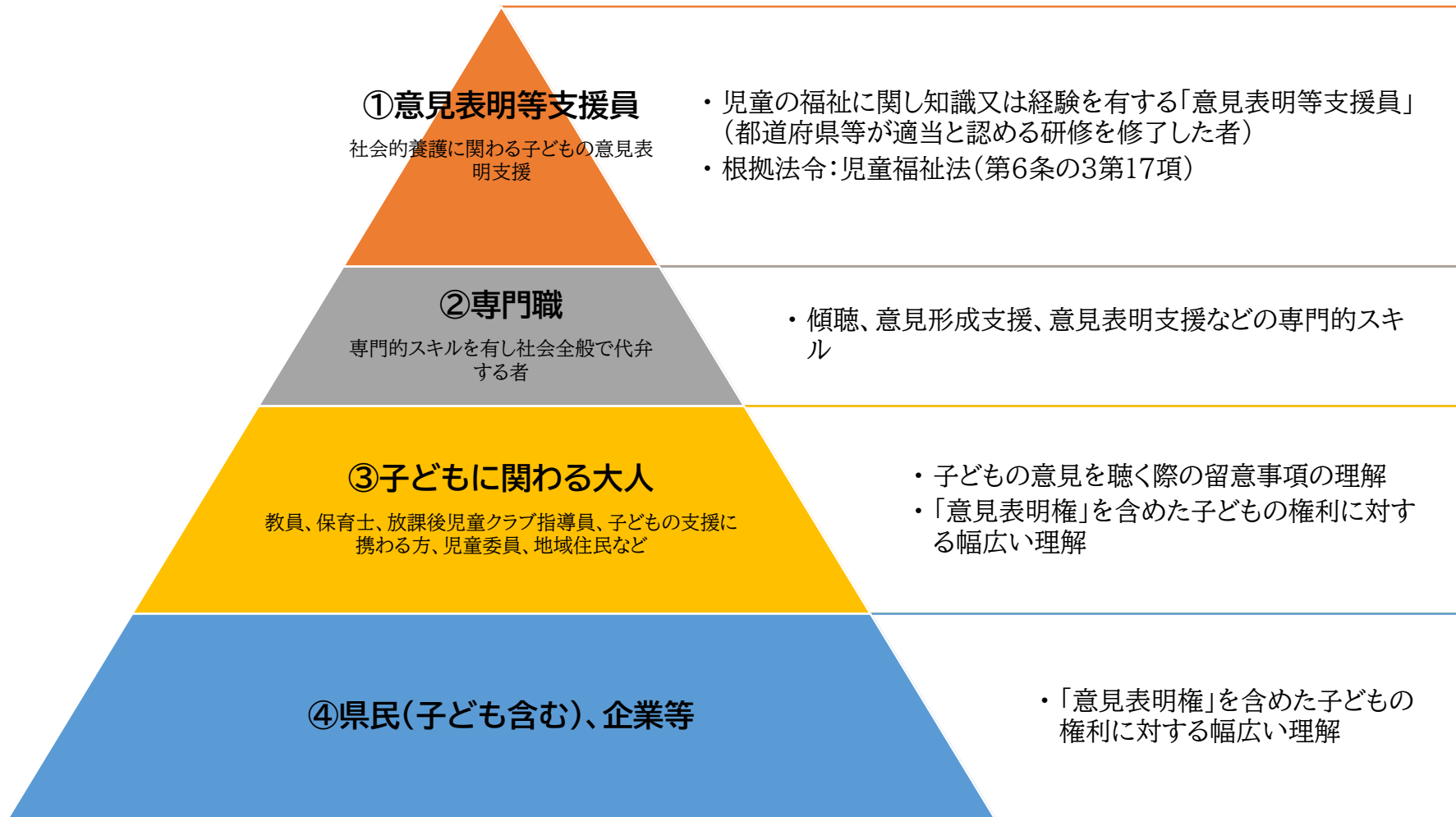
3 県、保護者、学校等、事業者および県民は、子どもの意思をくみ取り、その子どもの意見を必要に応じて代弁するよう努めなければならない。

4 県は、子どもの意思をくみ取り、その子どもの意見を必要に応じて代弁することができる者の育成を推進するものとする。

5 県は、子ども施策の策定、実施および評価に当たっては、当該子ども施策の対象となる子どもの意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3. 子どもの意見を代弁する者の全体像

(求められるスキル等)



参考:意見等表明支援員の概要

<主な業務内容>

意見表明等支援員の基本的な役割は、こどもの立場に立って、

- ①こどもの意見の形成を支援し（意見形成支援）
 - ②こどもの意見・意向を意見聴取等により把握し、こどもの希望に応じ、行政機関や児童福祉施設・里親等の関係機関に対し、意見表明を支援したり、こどもの意見・意向を代弁した上で伝達するために必要な連絡調整をする（意見表明等支援）
 - ③こどもが意見表明を行った後、関係者からの説明について、こどもが納得しているか確認し、必要に応じて再度の意見表明を支援する
- ⇒ ①～③の活動の前提として、こどもや関係機関等に、こどもの権利や支援員の意義・役割等について理解してもらうことが重要

④こども権利や支援員の役割に関する理解促進

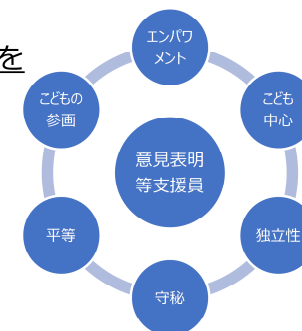
①意見形成支援

②意見表明等支援

③その後の対応
(こどもの求めに応じた再度の支援)

<求められる要件など>

- 意見表明等支援員として活動するには一定の知識・技術等が求められるため、都道府県等が適当と認める研修を修了する必要（研修の企画・検討する際は、本ガイドラインで示している到達目標、研修カリキュラム（例）を参考）
- 意見表明等支援員は、こどもの権利保障のために、6原則（右図参照）など重要な考え方に基づいて、こどもの声を傾聴し、こどもを中心とした意見形成支援・意見表明支援を行うことが求められる
- 児童相談所や施設の職員、里親自身が行うことは想定されない（独立性の観点）
- 禁固以上の刑に処せられた者等は、意見表明等支援員として不適格



意見表明等支援員の到達目標

※意見表明等支援員として活動するに当たって、常に意識し、達成するように不断に努力することが求められる目標

: こどもの権利保障のために、基本とする原則に基づいて、こどもの声を傾聴し、こどもを中心とした意見形成支援・意見表明等支援を行うことができる

知識・
技術

- ・意見表明等支援事業に関連する法令やマニュアル等を十分理解している
- ・こどもの権利及び意見表明等支援員の果たす役割・内容についてこどもや関係機関・関係者に十分理解を得られるように説明できる
- ・意見表明等支援に関する基本的な考え方を理解し、自然と身に付いた態度で実践できる 等

態度

- ・こども権利保障実現を目指すことを常に意識し、こどもの権利を尊重し擁護する態度を身につけている
- ・こどものそのままのありようを尊重し、柔軟な姿勢を保ちながら、こどもと継続的な信頼関係を構築し、向き合い続けている 等

※「意見表明等支援員の養成のためのガイドライン」(令和5年12月26日付けこども家庭庁支援局長通知)より抜粋

4. 子どもの意見を代弁する者の育成にかかる取組と今後の方向性

	本県の取組	課題等	今後の方向性
①意見表明等支援員	・「子ども若者審議会児童養護施設等の子どもの権利擁護部会」(※)委員のスキルアップのための研修受講経費を予算化	・社会的養護のもとにある子どもは複雑な家庭環境で育った子どもも多く、どのような方に意見表明等支援員になっていただくかは慎重な判断が必要	・「子ども若者審議会児童養護施設等の子どもの権利擁護部会」において、委員の専門的な知見からの意見もいただきながら検討を進める
②専門職	・なし (他自治体では、一部の市町村でNPOと連携し、①意見表明等支援員の養成講座を開催している事例がある)	・活躍する場が想定し難い ・普段から関わりのない者がどこまで代弁できるか	・まずは子どもの権利や意見を代弁することの周知啓発・理解促進が必要 ・他自治体の先進事例も参考にしながら、県としてどのような取組ができるか研究を進める
③子どもに関わる大人	・子どもに関わる大人(教員、園長、児童委員等)が集う会議での研修	・子どもの意見の代弁にあたっては、子どもに関わる大人が最も重要な役割を果たすと考えられることから、重点的に取り組む必要がある	・子どもに関わる大人向けのガイドラインを作成する ・各種会議や研修等の機会をとらえて説明し理解を深める
④県民(子ども含む)、企業等	・広報誌「滋賀プラスワン」や「教育しが」等での広報 ・周知啓発パンフレット作成(ワークショップで子どもとともに作成) ・出前講座	・社会全体で取組が推進されるよう、それを下支えするために幅広い県民、企業等の周知啓発が重要	・子どもの権利や子ども基本条例の周知啓発(子どもとともに作成したパンフレットの配布、出前講座、子どもの提案による広報など)

※ 子ども若者審議会 児童養護施設等の子どもの権利擁護部会

弁護士や臨床心理士など8名の委員が、第三者的な立場から、児童養護施設や子ども家庭相談センター(児童相談所)一時保護施設等を定期的に訪問するほか、子どもからの求めに応じて、随時に訪問し、子どもの声を聴き取る取組を実施